

藤沢市国民保護計画

(資 料 編)

藤 沢 市

目 次

1 関係機関

藤沢市	1
藤沢市消防局	3
藤沢市消防団	5
神奈川県	6
県内市町村国民保護担当	7
県内消防本部	9
指定行政機関	11
指定地方行政機関・自衛隊	13
指定公共機関	15
指定地方公共機関	17
報道関係機関	18
藤沢市国民保護協議会委員	19

2 条例、規則、要綱

藤沢市国民保護協議会条例	20
藤沢市国民保護対策本部 及び藤沢市緊急対処事態対策本部条例	21
藤沢市災害派遣手当等の支給に関する条例	22
藤沢市危機管理会議規則	24
藤沢市国民保護対策本部 及び藤沢市緊急対処事態対策本部職員を定める要綱	26
藤沢市特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱	28
藤沢市消防局特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱	38
藤沢市消防団参集基準	42

3 市の地理的・社会的特徴に関する資料

13 地区別世帯数及び増減率	44
年齢別昼間人口及び市外からの流入通学・就業数	45
年齢別夜間人口及び通学・就業数	46
国籍別人口と世帯	47
平成30年観光客数	48
鉄道各駅一日平均乗車人員	49
交通量	50

4	防災行政用無線に関する資料	
	藤沢市防災行政無線局管理運用規程	5 1
	藤沢市防災行政無線局運用細則	5 4
	藤沢市防災行政無線運用協定書	5 6
5	避難に関する資料	
	避難施設一覧	5 9
	緊急交通路指定想定路線及び緊急輸送道路	6 2
	大規模集客施設	6 3
	動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき 事項についての基本的な考え方	6 4
	避難実施要領各様式	6 6
6	救援に関する資料	
	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する 法律による救援の程度及び方法の基準	9 0
	武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに 安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令	9 8
	安否情報に係る各種様式	1 0 1
	防災備蓄資機材一覧	1 0 6
	防災備蓄資機材の整備状況	1 0 8
7	武力攻撃災害への対処に関する資料	
	火災・災害等即報要領	1 0 9
	生活関連等施設の安全確保の留意点	1 3 1
	弾道ミサイル攻撃に際しての国民の保護のための 措置の実施について	1 7 3
	国民保護措置を円滑に実施するための現地調整所の在り方について	1 7 9
	赤十字標章等及び特殊標章等に係る 事務の運用に関するガイドライン	1 8 3
	緊急消防援助隊の運用に関する要綱	1 9 4
	神奈川県下消防相互応援協定書	2 0 7
	公用令書	2 1 0

8 その他（協定等）

災害時における霊柩自動車・棺等葬祭用品の供給等の

協力に関する協定書・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 1 2

災害時における応急対策の協力に関する協定　・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 1 7

1 関係機関

藤沢市	1
藤沢市消防局	3
藤沢市消防団	5
神奈川県	6
県内市町村国民保護担当	7
県内消防本部	9
指定行政機関	11
指定地方行政機関・自衛隊	13
指定公共機関	15
指定地方公共機関	17
報道関係機関	18
藤沢市国民保護協議会委員	19

藤 沢 市

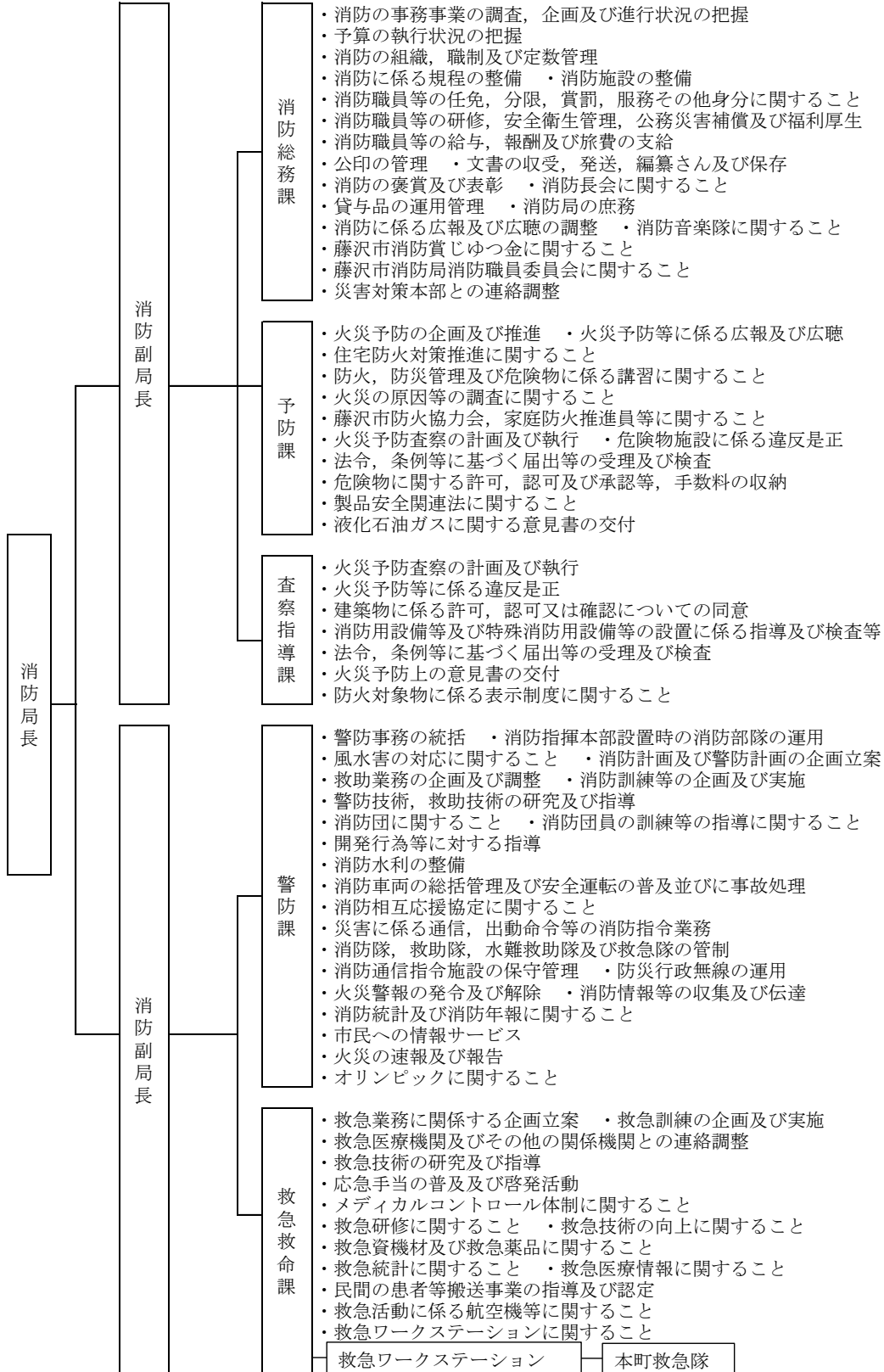
部局等名	課等名	電話番号	F A X 番号	所在地
総務部	行政総務課	0466-50-3586	0466-50-8244	藤沢市 朝日町1の1
企画政策部	企画政策課	0466-50-3502		
財務部	税制課	0466-50-8370	0466-50-8405	
防災安全部	防災政策課	0466-50-8380	0466-50-8401	
市民自治部	市民自治推進課	0466-50-3516	0466-50-8407	
生涯学習部	生涯学習総務課	0466-50-3561	0466-29-1354	
福祉健康部	福祉健康総務課	0466-50-8245	0466-50-8411	
子ども青少年部	子育て企画課	0466-50-3562	0466-22-1136	
環境部	環境総務課	0466-50-3529	0466-50-8417	
経済部	産業労働課	0466-50-3530	0466-50-8419	
計画建築部	建設総務課	0466-50-3534	0466-29-1353	
都市整備部	都市整備課	0466-50-8248	0466-50-8421	
道路河川部	道路河川総務課	0466-50-3545	0466-50-8422	
下水道部	下水道総務課	0466-50-8246	0466-50-8422	
市民病院	病院総務課	0466-25-3111	0466-25-3545	
消防局	消防総務課	0466-50-3576	0466-22-8180	
教育部	教育総務課	0466-50-3556	0466-50-8424	
監査事務局		0466-50-3563		
選挙管理委員会事務局	総務担当	0466-50-3564	0466-50-8425	
農業委員会事務局	総務担当	0466-50-3565		
議会事務局	総務課	0466-50-3566	0466-24-0123	
課等名	電話番号	F A X 番号	所在地	
中央監理室	0466-25-1114	夜間・休日	藤沢市朝日町1の1	
危機管理課	0466-50-8381	0466-50-8401		
消防総務課	0466-50-3576	0466-22-8180		
予防課	0466-50-8249	0466-25-5301		
査察指導課	0466-50-3578	0466-25-5301		
警防課	0466-50-3577	0466-22-8184		
救急救命課	0466-50-3579	0466-28-6417		
通信指令担当	0466-22-8182	0466-22-8184		
南消防署	0466-27-8181	0466-25-8619	藤沢市鵜沼東 8-3	
北消防署	0466-45-8181	0466-45-8182	藤沢市湘南台 2-7-1	

地区防災拠点本部

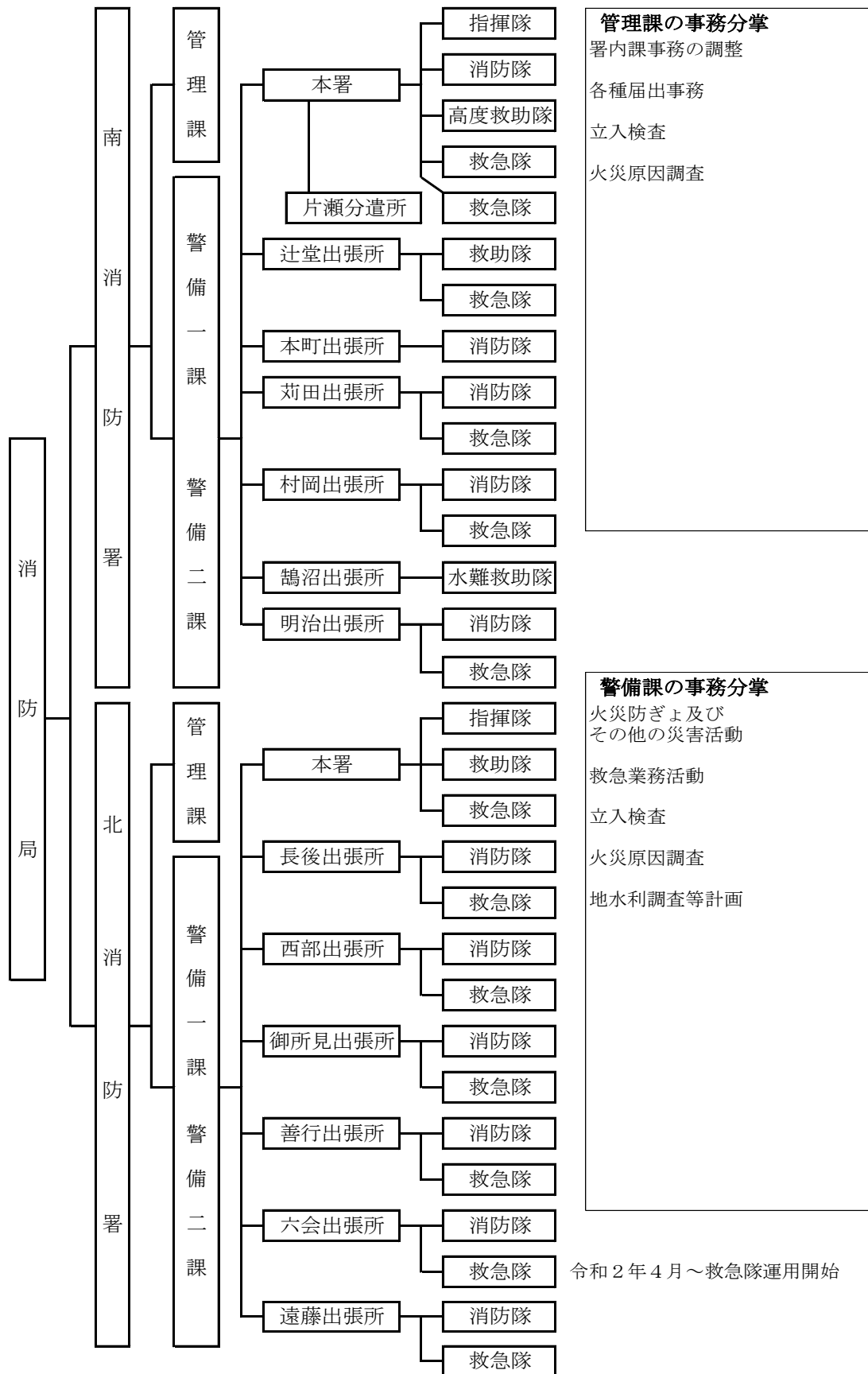
課等名	電話番号	F A X 番号	所 在 地
六会市民センター	0466-81-6677	0466-83-2298	藤沢市亀井野 4-8-1
片瀬市民センター	0466-27-2711	0466-25-8907	藤沢市片瀬 3-9-6
明治市民センター	0466-34-3444	0466-33-5727	藤沢市辻堂新町 1-11-23
御所見市民センター	0466-48-1002	0466-48-5807	藤沢市打戻 1926
遠藤市民センター	0466-87-3009	0466-87-3008	藤沢市遠藤 2984-3
長後市民センター	0466-44-1622	0466-46-7034	藤沢市長後 513
辻堂市民センター	0466-34-8661	0466-34-4187	藤沢市辻堂東海岸 1-1-41
善行市民センター	0466-81-4431	0466-81-4441	藤沢市善行 1-2-3
湘南大庭市民センター	0466-87-1111	0466-87-1110	藤沢市大庭 5406-1
湘南台市民センター	0466-45-1600	0466-45-1604	藤沢市湘南台 1-8
鵠沼市民センター	0466-33-2001	0466-33-2203	藤沢市鵠沼海岸 2-10-34
藤沢公民館	0466-22-0019	0466-22-0293	藤沢市藤沢 1-9-17
村岡公民館	0466-23-0634	0466-23-0641	藤沢市弥勒寺 1-7-7

藤沢市消防局

【消防組織】 《消防局組織図》



《消防署組織図》（2署12出張所1分遣所）



管理課の事務分掌
 署内課事務の調整
 各種届出事務
 立入検査
 火災原因調査

警備課の事務分掌
 火災防ぎょ及び
 その他の災害活動
 救急業務活動
 立入検査
 火災原因調査
 地水利調査等計画

令和2年4月～救急隊運用開始

藤 沢 市 消 防 団

分 団 名	受 持 区 域	所 在 地
消防団本部	藤沢市朝日町1の1	総合防災センター内
第1分団	江の島	江の島1-6-1
第2分団	片瀬洲鼻	片瀬3-15-17
第3分団	片瀬	片瀬3-1-3
第4分団	鵜沼海岸	鵜沼海岸2-10-34
第5分団	本鵜沼	本鵜沼4-3-1
第6分団	村岡	弥勒寺1-7-7
第7分団	南藤沢	鵜沼石上2-12-2
第8分団	大鋸	西富1-3-7
第9分団	本町・善行	本町4-5-21
第10分団	辻堂	辻堂5-5-18
第11分団	羽鳥	羽鳥2-12-21
第12分団	大庭	大庭5220-25
第13分団	石川・天神町	石川1-5-1
第14分団	西俣野	西俣野1890
第15分団	亀井野新田	亀井野3350
第16分団	亀井野	亀井野4-8-1
第17分団	円行	湘南台3-17-16
第18分団	下土棚	下土棚1656-1
第19分団	遠藤	遠藤2526-3
第20分団	遠藤	遠藤3889-4
第21分団	高倉（下）	高倉268-1
第22分団	高倉（上）	高倉2214
第23分団	長後	長後735-17
第24分団	長後	長後163-1
第25分団	長後	長後968
第26分団	瀬郷	瀬郷801-2
第27分団	打戻	打戻2537
第28分団	宮原	宮原1161-1
第29分団	菖蒲沢	菖蒲沢1202
第30分団	用田	用田480-1
第31分団	葛原	葛原1919-1

神奈川県

1 安全防災局安全防災部

室 課 名	班 名	電話番号	防災行政 通信網	所 在 地
		F A X 番号		
総務室	総務経理グループ	045-210-3414	9-400- 9300	〒231-8588 横浜市中区日本大通1
		045-210-8829		
	企画調整グループ	045-210-3418	9-400- 9304	
		045-210-8829		
災害対策課	計画グループ	045-210-3425	9-400- 9301	
		045-210-8829		
	応急対策グループ	045-210-3430	9-400- 9303	
		045-210-8829		
	支援調整グループ	045-210-5945	9-400- 9302, 9303	
		045-210-8829		
危機管理対策課	危機管理対策グループ	045-210-3465	9-400- 9305	
		045-210-8829		
	情報通信グループ	045-210-3441	9-400- 9305	
		045-210-8829		
消防課	企画グループ	045-210-3444	9-400- 9225	
		045-210-8829		
	推進グループ	045-210-3436	9-400- 9225	
		045-210-8829		
工業保安課	火薬電気グループ	045-210-3475	9-400- 9225	
		045-210-8830		
	コンビナートグループ	045-210-3479	9-400- 9212	
		045-210-8830		
	高圧ガスグループ	045-210-3484	9-403- 9212	
		045-210-8830		
当 直		045-210-3456		
		045-201-6409		

2 水防本部

部 局 名	室課名	班 名	電話番号	防災行 政無線	所 在 地
			F A X 番号		
県土整備局 河川下水道部	河川課	防災グループ	045-210-6491	9-400- 9352	〒231-8588 横浜市中区日本大通1
			045-210-8890		

3 県政総合センター

センター名	部 名	課 名	電話番号	防災行 政無線	所 在 地
			F A X 番号		
湘南地域県政 総合センター	総務部	県民・防災課	0463-22-2711	9-403- 9212	〒254-0073 平塚市西八幡1-3-1
			0463-23-0599		

県内市町村国民保護担当

平成 29 年 4 月現在

No	市町村	担当課	電話番号	E-mail
			FAX番号	
1	横浜市	総務局危機対処計画課	045-671-4359	so-kikitaisho@city.yokohama.lg.jp 危機対処計画課
				so-kinkyu@city.yokohama.lg.jp 緊急対策課
			045-641-1677	so-johogijutsu@city.yokohama.lg.jp 情報技術課
				so-kikikanri@city.yokohama.lg.jp 危機管理課
2	川崎市	総務企画局危機管理室	044-200-0337	17kiki@city.kawasaki.lg.jp
			044-200-3972	
3	相模原市	危機管理局	042-769-8208	kikikanri@city.sagamihara.lg.jp
		【計画】危機管理課	042-769-8326	
		危機管理局	042-707-7044	kinkyutaisaku@city.sagamihara.lg.jp
		【緊急対応】緊急対策課	042-769-8326	
4	横須賀市	市民安全部危機管理課	046-822-8410	ps-pc@city.yokosuka.lg.jp
			046-827-3151	
5	平塚市	防災危機管理部危機管理課	0463-23-1111	kiki@city.hiratsuka.lg.jp
			0463-21-1525	
6	鎌倉市	防災安全部危機管理課	0467-61-3878	k-hogo@city.kamakura.lg.jp
			0467-23-3373	
7	藤沢市	防災安全部危機管理課	0466-50-8381	fj-kikikanri@city.fujisawa.lg.jp
			0466-50-8401	
8	小田原市	防災部防災対策課	0465-33-1848	bosai@city.odawara.lg.jp
			0465-33-1858	
9	茅ヶ崎市	市民安全部防災対策課	0467-82-1111	bousai@city.chigasaki.lg.jp
			0467-82-1540	
10	逗子市	経営企画部防災安全課	046-873-1111	bousai@city.zushi.lg.jp
			042-873-4520	
11	三浦市	総務部防災課	046-882-1111	gyouseikanri1001@city.miura.lg.jp
			046-864-1166	
12	秦野市	市長公室くらし安全課	0463-82-9625	kurasi@city.hadano.lg.jp
			0463-82-6793	
13	厚木市	危機管理部危機管理課	046-225-2193	lg0900c@city.atsugi.lg.jp
			046-223-0173	
14	大和市	市長室危機管理課	046-260-5728	sc_kikik@city.yamato.lg.jp
			046-261-4592	
15	伊勢原市	企画部危機管理課	0463-94-4711	kikikanri@city.isehara.lg.jp
			0463-95-7613	
16	海老名市	市長室危機管理課	046-235-4790	kikikanri@city.ebina.lg.jp
			046-231-2343	

No	市町村	担当課	電話番号	E-mail
			FAX番号	
17	座間市	市長室危機管理課	046-252-7395	anzen@city.zama.lg.jp
			046-252-7773	
			046-252-2211	syoubous@city.zama.lg.jp (消防)
			046-252-2215	syoubouk@city.zama.lg.jp (消防)
18	南足柄市	総務防災部防災安全課	0465-73-8055	bousaianzenn@city.minamiashigara.lg.jp
			0465-72-1328	
19	綾瀬市	市長室危機管理課	0467-70-5641	su2500@city.ayase.lg.jp
			0467-70-5701	
20	葉山町	総務部防災安全課	046-876-1111	bousai@town.hayama.lg.jp
			046-876-1717	
21	寒川町	町民部町民安全課	0467-74-1111	saiatai@town.samukawa.lg.jp
			0467-74-9141	
22	大磯町	政策総務部危機管理課	0463-61-4100	bosai@town.oiso.lg.jp
			0463-61-1991	
23	二宮町	政策総務部防災安全課	0463-71-3311	bousai@town.kanagawa-ninomiya.lg.jp
			0463-73-0134	
24	中井町	地域防災課	0465-81-1110	chiiki@town.nakai.lg.jp
			0465-81-1443	
25	大井町	総務安全課防災安全室	0465-85-5002	bousai@town.kanagawa-oi.lg.jp
			0465-82-9965	
26	松田町	総務課安全防災担当室	0465-84-5540	bousai@town.matsuda.lg.jp
			0465-83-1229	
27	山北町	総務防災課	0465-75-3643	soumu-bousai@town.yamakita.lg.jp
			0465-75-3660	
28	開成町	町民サービス部環境防災課	0465-84-0314	kankyoka@town.kaisei.lg.jp
			0465-82-3274	
29	箱根町	総務部総務防災課防災対策室	0460-85-9562	bousai@town.hakone.lg.jp
			0460-85-7577	
30	真鶴町	総務課	0465-68-1131	sou_bousai@town.manazuru.lg.jp
			0465-68-5119	
31	湯河原町	地域政策課	0465-63-2111	bousai@town.yugawara.lg.jp
			0465-62-1991	
32	愛川町	危機管理室	046-285-2111	kikikanri@town.kanagawa-aikawa.lg.jp
			046-285-4091	
33	清川村	総務課	046-288-1212	bousai@vill.kanagawa-kiyokawa.lg.jp
			046-288-1767	

神奈川県

No	県名	担当課	電話番号	E-mail
			FAX番号	
1	神奈川県	安全防災局安全防災部危機管理対策課	045-210-3465	kokuho2005@pref.kanagawa.lg.jp
			045-210-8829	

県内消防本部

No	名称	電話番号	防災行政無線	所在地
		FAX番号		
1	横浜市消防局	045-332-1351	9-642-9209	〒240-0001 横浜市保土ヶ谷区川辺町 2-9
		045-331-5221		
2	川崎市消防局	044-223-1199	9-64-9209	〒210-8565 川崎市川崎区南町 20-7
		044-223-2654		
3	相模原市消防局	042-751-9111	9-557-9211	〒229-0039 相模原市中央 2-2-15
		042-751-9284		
4	横須賀市消防局	046-822-0119	9-550-9212	〒238-8550 横須賀市小川町 11
		046-823-3290		
5	藤沢市消防局	0466-22-8182	9-553-9209	〒251-8601 藤沢市朝日町 1-1
		0466-22-8184		
6	平塚市消防本部	0463-21-3240	9-551-9201	〒254-8686 平塚市浅間町 9-1
		0463-24-0119		
7	鎌倉市消防本部	0467-44-0119	9-552-9201	〒247-0057 鎌倉市大船 3-5-10
		0467-44-6665		
8	小田原市消防本部	0465-49-4410	9-554-9209	〒256-0813 小田原市前川 183-18
		0465-49-2591		
9	茅ヶ崎市消防本部	0467-85-9945	9-555-9204	〒253-8686 茅ヶ崎市茅ヶ崎 1-1-1
		0467-85-1112		
10	逗子市消防本部	046-871-0119	9-556-9306	〒249-0005 逗子市桜山 2-3-31
		046-872-4330		
11	秦野市消防本部	0463-81-0119	9-559-9306	〒257-0031 秦野市曾屋 757
		0463-83-0022		
12	厚木市消防本部	046-221-2331	9-560-9306	〒243-0003 厚木市寿町 3-4-10
		046-223-8251		
13	大和市消防本部	046-261-1119	9-561-9306	〒242-0018 大和市深見西 4-4-6
		046-264-8327		
14	伊勢原市消防本部	0463-95-2119	9-562-9306	〒259-1131 伊勢原市伊勢原 3-32-20
		0463-97-2158		
15	海老名市消防本部	046-231-0355	9-563-9203	〒243-0411 海老名市大谷 816
		046-234-7541		
16	座間市消防本部	046-256-2211	9-564-9306	〒228-0021 座間市緑ヶ丘 6-1-15
		046-256-2215		
17	綾瀬市消防本部	0467-76-0119	9-5669204	〒252-1103 綾瀬市深谷 3850-2
		0467-77-9200		
18	葉山町消防本部	046-876-0119	9-567-9209	〒240-0112 葉山町堀内 2050-10
		046-876-1263		
19	寒川町消防本部	0467-75-8000	9-568-9306	〒253-0106 寒川町宮山 396
		0467-75-8080		
20	大磯町消防本部	0463-61-0911	9-569-9306	〒255-0003 大磯町大磯 1075
		0463-61-7412		

No	名 称	電話番号	防災行政 無線	所 在 地
		F A X 番号		
2 1	二宮町消防本部	0463-72-0015	9-570-9307	〒259-0131 二宮町中里 711-1
		0463-72-0117		
2 2	箱根町消防本部	0460-82-4511	9-576-9301	〒250-0404 箱根町宮ノ下 467-1
		0460-87-0911		
2 3	湯河原町消防本部	0465-60-0119	9-578-9306	〒259-0303 湯河原町土肥 1-5-22
		0465-63-7669		
2 4	愛川町消防本部	046-285-3131	9-579-9209	〒243-0301 愛川町角田 286-1
		046-285-9119		

指 定 行 政 機 関

機 関 名	室 課 名	電話番号	所 在 地
		F A X 番号	
内閣府	大臣官房総務課	03-6257-1268	〒100-8914
		03-5510-0658	千代田区永田町 1-6-1
国家公安委員会	連絡先は警察庁と同様	03-3581-0141	〒100-8974
		03-3581-0744	千代田区霞が関 2-1-2
警察庁	警備局警備企画課	03-3581-0141	〒100-8974
		03-3581-0744	千代田区霞が関 2-1-2
金融庁	総務企画局政策課	03-3506-6021	〒100-8967
		03-3506-6267	千代田区霞が関 3-2-1
消費者庁	総務課	03-3507-9151	〒100-8958
		03-3507-9283	千代田区永田町 2-11-1
総務省	大臣官房総務課	03-5253-5090	〒100-8926
		03-5253-5093	千代田区霞が関 2-1-2
消防庁	国民保護・防災部防災課 国民保護室	03-5253-7550	〒100-0013
		03-5253-7543	千代田区霞が関 2-1-2
法務省	大臣官房秘書課 広報室	03-3592-5396	〒100-8977
		03-3592-7728	千代田区霞が関 1-1-1
公安調査庁	総務部総務課	03-3592-2638	〒100-0013
		03-3592-6605	千代田区霞が関 1-1-1
外務省	大臣官房総務課危機管理 調整室	03-5501-8059	〒100-8919
		03-5501-8057	千代田区霞が関 2-2-1
	総合外交政策局 人権人道課	03-5501-8240	〒100-8919
		03-5501-8239	千代田区霞が関 2-2-1
財務省	大臣官房総合政策課 政策推進室	03-3581-7934	〒100-0013
		03-5251-2163	千代田区霞が関 3-1-1
国税庁	長官官房総務課	03-3581-4161	〒100-0013
		03-3593-0401	千代田区霞が関 3-1-1
文部科学省	大臣官房総務課法令審議 室	03-6734-2156	〒100-0013
		03-6734-3590	千代田区霞が関 3-2-2
スポーツ庁	政策課	03-6734-3019	〒100-8959
		03-6734-3790	千代田区霞が関 3-2-2
文化庁	長官官房政策課	03-6734-2806	〒100-0013
		03-6734-3811	千代田区霞が関 3-2-2
厚生労働省	大臣官房厚生科学課健康 危機管理・災害対策室	03-3595-2172	〒100-0013
		03-3503-0183	千代田区霞が関 1-2-2
農林水産省	大臣官房文書課災害総合 策室	03-6744-0578	〒100-8950
		03-6744-7158	千代田区霞が関 1-2-1
林野庁	連絡先は農林水産庁と同	03-6744-0578	〒100-8952
		03-6744-7158	千代田区霞が関 1-2-1
水産庁	連絡先は農林水産庁と同	03-6744-0578	〒100-8907
		03-6744-7158	千代田区霞が関 1-2-1
経済産業省	大臣官房総務課	03-3501-1327	〒100-0013
		03-3501-1704	千代田区霞が関 1-3-1
資源エネルギー庁	総合政策課	03-3501-2669	〒100-0013
		03-3501-2305	千代田区霞が関 1-3-1

機 関 名	室 課 名	電 話 番 号	所 在 地
		F A X 番 号	
中小企業庁	事業環境部経営安定対策室	03-3501-0459	〒100-0013
		03-3501-6805	千代田区霞が関 1-3-1
国土交通省	大臣官房危機管理室	03-5253-8974	〒100-8918
		03-5253-8891	千代田区霞が関 2-1-3
国土地理院	総務部総務課	029-864-6900	〒305-0811
		029-864-1807	茨城県つくば市北郷 1
観光庁	総務課	03-5253-8321	〒100-0013
		03-5253-1563	千代田区霞が関 2-1-3
気象庁	総務部企画課	03-3214-7902	〒100-8122
		03-3211-2032	千代田区大手町 1-3-4
海上保安庁	総務部国際・危機管理官	03-3591-9822	〒100-8976
		03-3580-8778	千代田区霞が関 2-1-3
環境省	大臣官房総務課危機管理室	03-5512-5010	〒100-0013
		03-3591-5939	千代田区霞が関 1-2-2
原子力規制庁	原子力災害対策・核物質防護課	03-5114-2121	〒106-0032
		03-5114-2183	港区六本木 1-9-9
防衛省	防衛政策局運用政課 統合幕僚監部参事官付	03-3268-3111	〒162-8801
		03-5225-3022	新宿区市谷本村町 5-1
		03-5229-2136	

指定地方行政機関・自衛隊

機 関 名	室 課 名	電 話	所 在 地
関東管区警察局	広域調整部広域調整第二課	048-600-6000 (内 5541)	〒330-9724 埼玉県さいたま市中央区新都心 2-1
関東総合通信局	総務課	03-6238-1620	〒102-8795 東京都千代田区九段南 1-2-1
関東財務局	総務部総務課	048-600-1279	〒330-9715 埼玉県さいたま市中央区新都心 1-1
横浜税関	総務部総務課	045-212-6010	〒231-8401 横浜市中区海岸通 1-1
関東信越厚生局	総務課	048-740-0711	〒330-9715 埼玉県さいたま市中央区新都心 1-1
神奈川労働局	総務課	045-211-7350	〒231-8434 横浜市中区北仲通 5-57
関東農政局	企画調整室	048-740-0464	〒330-9724 埼玉県さいたま市中央区新都心 2-1
関東森林管理局	企画調整課	027-210-1150	〒371-8508 群馬県前橋市岩神町 4-16-25
関東経済産業局	総務企画部 総務課	048-600-0213	〒330-9715 埼玉県さいたま市中央区新都心 1-1
関東東北産業保安監督部	管理課	048-600-0433	〒330-9715 埼玉県さいたま市中央区新都心 1-1
関東地方整備局	企画部防災課	048-600-1333	〒330-9724 埼玉県さいたま市中央区新都心 2-1
関東運輸局	総務部安全防 災・危機管理調 整官	045-211-7269	〒231-8412 横浜市中区北仲通 5-57
	総務部安全・防 災危機管理課		
東京航空局	総務部安全企 画・保安対策課	03-5275-9316	〒102-0074 東京都千代田区九段南 1-1-15
東京航空交通管制部	総務課	04-2992-1181	〒359-0042 埼玉県所沢市並木 1-12
東京管区气象台	総務部業務課	03-3212-2949	100-0004 東京都千代田区大手町 1-3-4
第三管区海上保安本部	総務部総務課	045-211-0776	〒231-8818 横浜市中区北仲通 5-57
第三管区海上保安本部 湘南海上保安署	—	0466-22-4999	〒251-0036 藤沢市江の島 1-12-2
関東地方環境事務所	総務課	048-600-0516	〒330-6018 埼玉県さいたま市中央区新都心 11-2
南関東防衛局	企画部地方調 整課	045-211-7104	〒231-0003 横浜市中区北仲通 5-57
海上自衛隊横須賀地方 総監部	防衛部	046-822-3500	〒238-0046 横須賀市西逸見町 1 丁目無番地

機 関 名	室 課 名	電 話	所 在 地
自衛隊神奈川地方協力本部	企画班	045-662-9498	〒231-0023 神奈川県横浜市中区山下町 253-2
陸上自衛隊第4施設群	群本部第3課	046-253-7670	〒252-0375 相模原市南区新戸 2958

指 定 公 共 機 関

機 関 名	室 課 名	電 話	所 在 地
日本赤十字社	神奈川県支部事業部 救護課	045-681-2123	〒231-8536 横浜市中区山下町 70-7
独立行政法人 国立病院機構	本部総務部総務課	03-5712-5050	〒152-8621 東京都目黒区東が丘 2-5-21
中日本高速道路 (株)	保全企画本部 危機管理・防災チーム	03-3506-0320	〒460-0003 名古屋市中区錦 2-18-19
東京電力パワーグリッド (株)	業務統括室 総務・広報グループ	03-6363-1304	〒231-0007 東京都千代田区内幸町 1-1-3
東京ガス (株)	総務部総務グループ	03-5400-3894	〒105-0022 東京都港区海岸 1-5-20
神奈川中央交通 (株)	運輸計画部運転課	0463-22-8835	〒254-0811 平塚市八重咲町 6-18
京浜急行バス (株)	総務部総務課	03-3280-9170	〒108-0074 東京都港区高輪 2-20-20
日本貨物鉄道 (株)	総務部	03-5367-7377	〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷 5-33-8
東日本旅客鉄道 (株)	横浜支社総務部	045-320-2540	〒220-0023 横浜市西区平沼 1-40-26
東海旅客鉄道 (株)	総務部東京総務室	03-6711-9607	〒108-0075 東京都港区港南 2-1-85
小田急電鉄 (株)	安全・技術部	03-3349-2337	〒160-8309 東京都新宿区西新宿 1-8-3
相模鉄道 (株)	安全推進部	045-319-2119	〒220-0004 横浜市西区北幸 2-9-14
佐川急便 (株)	CSR 推進部	03-3699-3340	〒136-0075 東京都江東区新砂 2-2-8
西濃運輸 (株)	総務部	0584-82-5000	〒503-0853 岐阜県大垣市田口町 1
日本通運 (株)	横浜支店総務	045-212-7312	〒231-0002 横浜市中区海岸通 3-9
福山通運 (株)	業務部	03-3643-0292	〒135-0044 東京都江東区越中島 3-6-15
ヤマト運輸 (株)	CSR 推進部	03-3248-6732	〒104-8125 東京都中央区銀座 2-16-10
NTT 東日本 (株)	ネットワーク事業推 進本部サービス運営 部災害対策室	03-5359-4830	〒163-8019 東京都新宿区西新宿 3-19-2
NTT コミュニケーショ ンズ (株)	カスタマサービス部 危機管理室	0570-03-9909	〒100-0004 東京都千代田区大手町 2-3-5
KDDI (株)	運用本部運用品質管 理部運用統括グルー プ	03-3347-5538	〒163-8003 東京都新宿区西新宿 2-3-2
(株) NTT ドコモ	神奈川支店ネットワ ーク部	045-226-8013	〒220-8536 横浜市西区みなとみらい 4-7-3

機 関 名	室 課 名	電 話	所 在 地
ソフトバンク (株)	総務本部コーポレートセキュリティ部	03-6889-6601	〒105-7317 東京都港区東新橋 1-9-1
日本放送協会	横浜放送局放送部	045-212-2822	〒231-8324 横浜市中区山下町 281 番地
(株) テレビ朝日	コメンテーター室	03-6406-1306	〒106-8001 東京都港区六本木 6-9-1
(株) テレビ東京	報道局総務部	03-3587-3228	〒106-8007 東京都港区六本木 3-2-1
(株) TBS テレビ	総務部	03-5571-2213	〒107-8006 東京都港区赤坂 5-3-6
(株) フジテレビジョン	報道局	03-5531-8165	〒137-8088 東京都港区台場 2-4-8
日本テレビ放送網 (株)	総務局	03-6215-2029	〒105-7444 東京都港区東新橋 1-6-1
(株) TBS ラジオ	総務局	03-5571-2752	〒107-8006 東京都港区赤坂 5-3-6
(株) 日経ラジオ社	クロスメディア編成部	03-6205-7793	〒105-8565 東京都港区虎ノ門 1-2-8
(株) ニッポン放送	編成局報道部	03-3287-7622	〒100-8439 東京都千代田区有楽町 1-9-3
(株) 文化放送	放送事業局報道スポーツセンター部	03-5860-1075	〒160-8002 東京都港区浜松町 1-31
日本銀行	横浜支店総務課	045-661-8111	〒231-8710 横浜市中区日本大通 20-1
日本郵便株式会社	総務部リスク管理統括・危機管理・震災復興対策室	03-3504-4502	〒100-8798 東京都千代田区霞が関 1-3-2

指 定 地 方 公 共 機 関

機 関 名	室 課 名	電 話	所 在 地
(公社)神奈川県医師会	地域保健課	045-241-7000	〒231-0037 横浜市中区富士見町 3-1
(一社)神奈川県歯科医師会	事務局事業課	045-681-2172	〒231-0013 横浜市中区住吉町 6-68
(公社)神奈川県薬剤師会	管理課	045-761-3241	〒235-0007 横浜市磯子区西町 14-11
(公社)神奈川県看護協会	総務課	045-263-2901	〒231-0037 横浜市中区富士見町 3-1
(一社)神奈川県バス協会	—	045-548-3521	〒222-0033 横浜市港北区新横浜 2-11-1
江ノ島電鉄(株)	総務部総務課	0466-24-2723	〒251-0035 藤沢市片瀬海岸 1-8-16
湘南モノレール(株)	総務部総務課	0467-45-3181	〒248-0022 鎌倉市常盤 18
(一社)神奈川県 トラック協会	業務課	045-471-8882	〒222-8510 横浜市港北区新横浜 2-11-1
(株)アール・エフ・ ラジオ日本	総務部総務課	045-231-1531	〒231-8611 横浜市仲区長者町 5-85
横浜エフエム放送(株)	メディア本部 情報総括部	045-224-1000	〒220-8110 横浜市西区みなとみらい 2-2-1
(株)テレビ神奈川	報道部	045-651-1711	〒231-8001 横浜市中区太田町 2-23

報 道 関 係 機 関

機関名	住所	電話番号	FAX
日本放送協会横浜放送局	神奈川県横浜市中区山下町281番地	045-212-2822	045-201-7867
(株)アール・エフ・ラジオ日本	神奈川県横浜市中区長者町5丁目85	045-231-1531	045-231-1457
株式会社テレビ神奈川	神奈川県横浜市中区太田町2-23	045-651-1711	045-641-1911
横浜エフエム放送(株)本社	神奈川県横浜市西区みなとみらい2-2-1	045-224-1000	045-224-1011
藤沢エフエム放送(株)レディオ湘南	神奈川県藤沢市藤沢573-2	0466-25-7000	0466-25-7511
J:COM湘南(湘南局)	神奈川県藤沢市辻堂神台2-2-41	0466-67-7200	0466-37-4251
朝日新聞湘南支局	神奈川県藤沢市藤沢575-10	0466-26-4911	0466-26-4912
朝日新聞横浜支局	神奈川県横浜市中区日本大通15	045-681-6101	045-641-9696
神奈川新聞藤沢支局	神奈川県藤沢市鶴沼桜が岡1-6-28	0466-27-4892	0466-27-8410
神奈川新聞	神奈川県横浜市中区太田町2-23	045-227-1111	045-227-0150
産経新聞	神奈川県横浜市中区尾上町6-87-3	045-681-0921	045-662-5290
東京新聞藤沢通信部	神奈川県藤沢市南藤沢7-6-805	0466-28-8359	0466-28-8359
東京新聞横浜支局	神奈川県横浜市中区弁天通4-52	045-201-1151	045-201-1046
毎日新聞社藤沢通信部	神奈川県藤沢市鶴沼藤が谷4-14-23	0466-22-2601	0466-22-2601
毎日新聞社横浜支局	神奈川県横浜市中区本町1-3	045-211-2471	045-211-2475
読売新聞社湘南支局	神奈川県 鎌倉市 腰越5-13-33	0467-32-6861	0467-32-6894
読売新聞横浜支局	神奈川県横浜市中区山下町51-1	045-201-7992	045-201-8341
湘南毎日新聞	神奈川県藤沢市亀井野1378	0466-44-5470	—

藤沢市国民保護協議会委員

(平成 29 年 4 月 1 日現在)

会長 藤沢市長

N0	機 関 名	委 員
1	国土交通省関東地方整備局横浜国道事務所大磯出張所	出張所長
2	海上保安庁第三管区海上保安本部湘南海上保安署	署長
3	陸上自衛隊第4施設群	第4施設群長
4	海上自衛隊横須賀地方総監部	第3幕僚室長
5	神奈川県藤沢警察署	署長
6	神奈川県藤沢北警察署	署長
7	神奈川県藤沢土木事務所	所長
8	神奈川県企業庁藤沢水道営業所	所長
9	神奈川県湘南地域県政総合センター	所長
10	藤沢市	副市長
11	藤沢市	副市長
12	藤沢市	教育長
13	藤沢市	消防局長
14	藤沢市	防災安全部長
15	藤沢市	福祉健康部長
16	藤沢市	道路河川部長
17	藤沢市	下水道部長
18	日本赤十字社神奈川県支部藤沢市地区	副地区長
19	公益社団法人藤沢市医師会	会長
20	一般社団法人藤沢市薬剤師会	会長
21	公益社団法人藤沢市歯科医師会	会長
22	東京電力パワーグリッド株式会社藤沢支社	支社長
23	東京ガス株式会社神奈川支社神奈川西支店	支店長
24	神奈川中央交通東株式会社藤沢営業所	所長
25	小田急電鉄株式会社藤沢駅	藤沢管区長兼藤沢駅長
26	相模鉄道株式会社電車部湘南台駅	湘南台管区長
27	江ノ島電鉄株式会社	総務課長代理
28	湘南モノレール株式会社	総務課長
29	一般社団法人神奈川県トラック協会県南サービスセンター	協会員
30	NTT東日本(株)神奈川西支店	支店長
31	日本郵便株式会社藤沢郵便局	局長
32	日本郵便株式会社藤沢北郵便局	局長
33	藤沢市民生委員児童委員協議会	会長
34	藤沢市消防団	団長
35	社会福祉法人藤沢市社会福祉協議会	会長
36	慶應義塾大学総合政策学部	教授

2 条例、規則、要綱

藤沢市国民保護協議会条例	20
藤沢市国民保護対策本部及び	
藤沢市緊急対処事態対策本部条例	21
藤沢市災害派遣手当等の支給に関する条例	22
藤沢市危機管理会議規則	24
藤沢市国民保護対策本部及び	
藤沢市緊急対処事態対策本部職員を定める要綱	26
藤沢市特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱	28
藤沢市消防局特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱	38
藤沢市消防団参集基準	42

藤沢市国民保護協議会条例

平成 17 年 12 月 14 日条例第 28 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号）第 40 条第 8 項の規定に基づき、藤沢市国民保護協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員及び専門委員)

第 2 条 協議会の委員の定数は、40 人以内とする。

2 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(会長の職務代理)

第 3 条 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 4 条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委任)

第 5 条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

藤沢市国民保護対策本部及び藤沢市緊急対処事態対策本部条例

平成 17 年 12 月 14 日条例第 29 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成 16 年法律第 112 号)第 31 条及び同法第 183 条において準用する同法第 31 条の規定に基づき、藤沢市国民保護対策本部(以下「対策本部」という。)及び藤沢市緊急対処事態対策本部に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 藤沢市国民保護対策本部長(以下「本部長」という。)は、対策本部の事務を総括する。

2 対策本部の副本部長(以下単に「副本部長」という。)は、本部長を助け、対策本部の事務を整理する。

3 対策本部の本部員(以下単に「本部員」という。)は、本部長の命を受け、対策本部の事務に従事する。

4 対策本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができる。

5 前項の職員は、この市の職員のうちから市長が任命する。

(会議)

第 3 条 本部長は、対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、対策本部の会議(以下単に「会議」という。)を招集する。

2 本部長は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第 28 条第 6 項の規定に基づき、この市の職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

(部)

第 4 条 本部長は、必要と認めるときは、対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長が指名する本部員をもって充てる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地対策本部)

第 5 条 現地対策本部に現地対策本部長、現地対策本部員その他の職員を置き、副本部長、本部員その他の職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地対策本部長は、現地対策本部の事務を掌理する。

(委任)

第 6 条 前各条に定めるもののほか、対策本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

(準用)

第 7 条 第 2 条から前条までの規定は、藤沢市緊急対処事態対策本部について準用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

藤沢市災害派遣手当等の支給に関する条例

昭和38年12月26日

条例第30号

改正 昭和51年6月25日条例第4号

平成7年9月21日条例第22号

平成17年12月14日条例第22号

(題名改称)

平成28年3月25日条例第40号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第32条第1項(武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号)第154条及び新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)第44条において準用する場合を含む。)及び大規模災害からの復興に関する法律(平成25年法律第55号)第56条第1項に規定する職員(以下「派遣職員」という。)の災害派遣手当(武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第154条において準用する場合にあつては武力攻撃災害等派遣手当、新型インフルエンザ等対策特別措置法第44条において準用する場合にあつては新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当。以下同じ。)の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

(平成7条例22・平成17条例22・平成28条例40・一部改正)

(災害派遣手当の額等)

第2条 災害派遣手当は、派遣職員が住所又は居所を離れて藤沢市内に滞在することを要する場合に限り、滞在した期間及び利用施設の区分に応じ別表に定める額を支給する。

2 前項に規定する滞在した期間は、派遣職員が藤沢市内に到着した日から同地を出発した日の前日までの期間とする。

(平成7条例22・一部改正)

(支給方法)

第3条 災害派遣手当の支給方法は、市長が別に定める。

(平成7条例22・全改)

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(昭和51年条例第4号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成7年条例第22号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の別表の規定(災害派遣手当の額に係る部分に限る。)は、

平成7年9月5日から適用する。

附 則(平成17年条例第22号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成28年条例第40号)抄

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第3条及び第5条から第7条までの規定は、平成28年4月1日から施行する。

別表(第2条関係)

(昭和51条例4・平成7条例22・一部改正)

利用施設の区分 滞在した期間	公用施設又はこれに準ずる施設 (1日につき)	その他の施設 (1日につき)
30日以内の期間	3,970円	6,620円
30日を超え60日以内の期間	3,970円	5,870円
60日を超える期間	3,970円	5,140円

備考 公用施設又はこれに準ずる施設とは、旅館業法(昭和23年法律第138号)第2条に規定するホテル営業又は旅館営業の施設以外の施設をいう。

藤沢市危機管理会議規則

平成 18 年 1 月 31 日規則第 45 号

(目的及び設置)

第 1 条 この市又は近隣の市町の区域内において武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律(平成 15 年法律第 79 号)第 1 条に規定する武力攻撃事態等又は同法第 22 条第 1 項に規定する緊急処理事態であると推定することができる事件(以下単に「事件」という。)が発生した場合において、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成 16 年法律第 112 号)第 27 条第 1 項の規定により藤沢市国民保護対策本部又は同法第 183 条において準用する同法第 27 条第 1 項の規定により藤沢市緊急処理事態対策本部が置かれるまでの間に、この市の初動的な体制を確立し、事件の態様に応じた応急対策を実施するため、この市に藤沢市危機管理会議(以下「危機管理会議」という。)を置く。

(組織)

第 2 条 危機管理会議は、市長及び 7 人の委員をもって組織する。

(平成 21 規則 56・平成 22 規則 23・平成 29 規則 84・一部改正)

(委員)

第 3 条 委員は、副市長、教育長、総務部長、企画政策部長、計画建築部長及び消防局長をもって充てる。

(平成 19 規則 57・平成 20 規則 64・平成 21 規則 56・平成 25 規則 19・平成 29 規則 84・一部改正)

(会議)

第 4 条 市長は、事件が発生したと思料するときは、直ちに、危機管理会議を招集するものとする。

2 市長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させることができる。

(措置等)

第 5 条 市長は、会議の結果に基づき、事件に対して必要な措置を講ずるものとする。

2 市長は、神奈川県知事に対し、当該事件及び措置の概要を報告し、必要があると認めるときは、その支援を要請するものとする。

(庶務)

第 6 条 危機管理会議の庶務は、防災安全部危機管理課において処理する。

(平成 25 規則 19・平成 29 規則 84・一部改正)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 19 年規則第 57 号)

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 20 年規則第 64 号)

この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 21 年規則第 56 号)

この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 22 年規則第 23 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 25 年規則第 19 号)抄

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 29 年規則第 84 号）

この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

藤沢市国民保護対策本部及び藤沢市緊急対処事態

対策本部職員を定める要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第28条第4項の規定により市長が任命する藤沢市国民保護対策本部及び藤沢市緊急対処事態対策本部の副本部長、本部員その他を定めるものとする。

(副本部長、本部員及びその他の職員)

第2条 藤沢市国民保護対策本部（以下「対策本部」という。）の副本部長は、副市長、教育長及び病院長をもって充て、本部長に事故があるとき、又は本部長が欠けたときの職務を代理する順序は、藤沢市副市長事務分担規則（平成19年藤沢市規則第41号）第2条第1項に掲げる副市長、同項第2号に掲げる副市長、教育長及び病院長の順とする。

2 対策本部の本部員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 総務部長
- (2) 企画政策部長
- (3) 財務部長
- (4) 市民自治部長
- (5) 生涯学習部長
- (6) 福祉部長
- (7) 健康医療部長及び保険所長
- (8) 子ども青少年部長
- (9) 環境部長
- (10) 経済部長
- (11) 計画建築部長
- (12) 都市整備部長
- (13) 道路河川部長
- (14) 下水道部長
- (15) 消防局長
- (16) 教育部長及び教育次長
- (17) 議会事務局長
- (18) 市民病院事務局長
- (19) 市民センター長
- (20) 公民館長

3 その他の職員は、藤沢市職員定数条例（昭和24年藤沢市条例第33号）に定める職員（前項各号に掲げる者を除く。）をもって充てる。

(本部事務局)

第3条 対策本部に本部事務局を置き、事務局長は防災安全部長をもって充てる。

2 本部事務局の職員は、防災安全部に所属する職員のうち本部事務局長が指名する職員をもって充てる。

3 本部事務局の庶務は、防災安全部危機管理課において処理する。

(準 用)

第4条 第2条及び第3条の規定は、藤沢市緊急対処事態対策本部について準用する。

附 則

この要綱は、平成17年12月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 1 月 1 日から施行する。

藤沢市特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱

第1章 総則

(目的)

第1条 この要綱は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）及び「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン」（平成17年8月2日閣副安危第321号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官（事態法制企画担当）通知）に基づき、藤沢市の武力攻撃事態等における特殊標章等（国民保護法第158条第1項の特殊標章及び身分証明書をいう。以下同じ。）の交付に関する基準、手続等必要な事項を定めることを目的とする。

(定義及び様式)

第2条 この要綱において「特殊標章」とは、別紙で定める腕章、帽章、旗及び車両章とする。

2 この要綱において「身分証明書」の様式は、別紙のとおりとする。

(交付対象者)

第3条 市長は、武力攻撃事態等において、国民保護法第16条の規定に基づき、市長が実施する国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）に係る職務等を行う者として、次に定める区分の者に対し、特殊標章等の交付を行う。

- (1) 市の職員（消防局長の所轄の消防職員を除く。）で国民保護措置に係る職務を行う者
- (2) 消防団長及び消防団員
- (3) 市長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- (4) 市長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

(交付手続)

第4条 市長は、前条第1号及び第2号に掲げる者に対し、特殊標章等交付者台帳（別記様式2）に登録し、特殊標章等を作成して交付する。

2 市長は、前条第3号及び第4号に掲げる者に対し、原則として当該対象者からの特殊標章等交付申請書（別記様式1）による申請に基づき、その内容を適正と認めるときは、特殊標章等交付者台帳（別記様式2）に登録し、特殊標章等を交付する。

第2章 特殊標章の交付等

(腕章及び帽章の交付)

第5条 市長は、第3条第1号又は第2号に掲げる者のうち武力攻撃事態等において国民保護措置に係る職務を行うと認めるものに対し、平時において、第2条第1項で規定する腕章及び帽章（以下「腕章等」という。）を交付する。

2 市長は、武力攻撃事態等において、第3条第1号及び第2号に掲げる者（前項において掲げる者を除く。）並びに第3号及び第4号に掲げる者に対し、腕章等を交付する。

(旗及び車両章の交付)

第6条 市長は、前条の規定に基づき、腕章等を交付する場合において、国民保護措置に係る職務、業務又は協力のために使用される場所若しくは車両（以下「場所等」という。）を識別させるため、場所等ごとに第2条第1項で規定する旗又は車両章（以下「旗等」という。）をあわせて、交付する。

(訓練における使用)

第7条 市長は、平時において、国民保護措置についての訓練を実施する場合、第3条各号に掲げる者に対し、腕章等を貸与することができる。

2 市長は、前項の規定に基づき、腕章等を貸与する場合、必要に応じ、場所等ごとに旗等をあわせて貸与することができる。

(特殊標章の特例交付)

第8条 市長は、人命救助等のために緊急を要し、対象者からの申請を待つ時間的余裕がないと認めるときは、当該申請を待たずに特殊標章のみを交付することができる。

2 前項の場合において、市長が必要と認める期間が終了したときは、特殊標章を交付した者に対して、返納を求める。

(特殊標章の再交付)

第9条 市長から特殊標章の交付を受けた者は、特殊標章を紛失したとき、又は使用に堪えない程度に汚損若しくは破損した場合には、特殊標章再交付申請書（別記様式3）により、再交付を受けるものとする。

2 前項の規定により、再交付を受ける場合（紛失した場合を除く。）は、汚損又は破損した特殊標章を返納しなければならない。

第3章 身分証明書の交付等

(身分証明書の交付)

第10条 市長は、第5条第1項の規定により、腕章等を交付した者に対し、第2条第2項で規定する身分証明書（以下「身分証明書」という。）を交付する。

2 市長は、第5条第2項の規定により、武力攻撃事態等において腕章等を交付した者に対し、身分証明書を交付する。

(身分証明書の携帯)

第11条 市長から身分証明書の交付を受けた者は、特殊標章を使用する場合は、身分証明書を携帯しなければならない。

(身分証明書の再交付)

第12条 市長から身分証明書の交付を受けた者は、身分証明書を紛失し、又は使用に堪えない程度に汚損若しくは破損した場合には、身分証明書再交付申請書（別記様式4）により再交付を受けるものとする。また、身分証明書の記載事項に異動があった場合も同様とする。

2 前項の規定により、再交付を受ける場合（紛失した場合を除く。）は、交付を受けた身分証明書を返納しなければならない。

(有効期間)

第13条 第10条第1項の規定により、市長が交付する身分証明書の有効期間は、交付された者が身分を失ったときまでとする。

2 第10条第2項の規定により、市長が武力攻撃事態等において交付する身分証明書の有効期間は、武力攻撃事態等の状況及び国民保護措置の内容に鑑み、市長が必要と認める期間とする。

第4章 保管及び返納

(保管)

第14条 市長は、申請書及び特殊標章等を厳重に保管するものとする。

2 特殊標章等の交付を受けた者は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力を行っている場合及び訓練又は啓発のために用いる場合を除き、特殊標章等を厳重に保管するものとする。

(返納)

第15条 市長から特殊標章等の交付を受けた者は、身分を失ったとき、その他、国民保護措置に係る職務を行えない事由があるときは、特殊標章等を返納しなければならない。

第5章 濫用の禁止等

(濫用の禁止)

- 第16条 特殊標章等の交付を受けた者は、特殊標章等を他人に譲り渡し、又は貸与してはならない。
- 2 特殊標章等の交付を受けた者は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力を行っている場合及び訓練又は啓発のために用いる場合を除き、特殊標章等を使用してはならない。
- 3 特殊標章等により識別させることができる場所等については、当該場所等が専ら国民保護措置に係る職務、業務又は協力のために使用されている場合でなければならない。

(周知)

- 第17条 市長は、特殊標章等を交付する者に対し、特殊標章等の意義、その使用及び管理等について説明を行い、あらかじめ周知を図るものとする。

第6章 雑則

(雑則)

- 第18条 この要綱に定めるもののほか、特殊標章等の様式等については、「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン」に定めるところによる。

- 第19条 藤沢市における特殊標章等の交付及び管理に関する事務は、防災危機管理室が行うものとする。

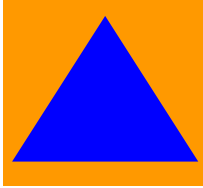
附 則

この要綱は、平成19年 5月 1日から施行する。

附 則

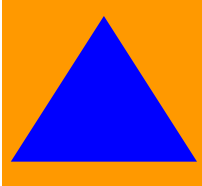
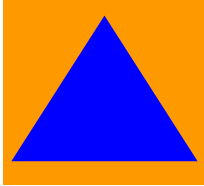
この要綱は、公布の日から施行する。

別紙（第2条関係）

区 分	表 示		制 式
	位 置	形 状	
腕 章	左腕に表示		① オレンジ色地に青色の正三角形とする。 ② 三角形の一の角が垂直に上を向いている。 ③ 三角形のいずれの角もオレンジ色地の縁に接していない。
帽 章	帽子（ヘルメットを含む。）の前部中央に表示		
旗	施設の平面に展張又は掲揚又は表示		
車両章	車両の両側面及び後面に表示		

別紙（第2条関係）

表面

	藤沢市長	
身分証明書 IDENTITY CARD		
国民保護措置に係る職務等を行う者用 for civil defence personnel		
氏名/Name _____		
生年月日/Date of birth _____		
<p>この証明書の所持者は、次の資格において、1949年8月12日のジュネーブ諸条約及び1949年8月12日のジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書I）によって保護される。</p> <p>The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts (Protocol I) in his capacity as</p>		
交付等の年月日/Date of issue _____	証明書番号/No. of card _____	
許可権者の署名/Signature of issuing authority 藤沢市長		
有効期間の満了日/Date of expiry _____		

裏面

身長/Height _____	眼の色/Eyes _____	頭髪の色/Hair _____
その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information: 血液型/Blood type _____ _____ _____		
所持者の写真 /PHOTO OF HOLDER		
印章/Stamp	所持者の署名/Signature of holder	

(日本工業規格A7 (横 74 ミリメートル、縦 105 ミリメートル))

別記様式1 (第4条関係)

特殊標章等交付申請書

平成 年 月 日

藤沢市長

私は、国民保護法第158条の規定に基づき、特殊標章等の交付を以下のとおり申請します。

氏名：(漢 字) _____ (ローマ字) _____	生年月日 (西暦) _____ 年 月 日	
申請者の連絡先 住 所：〒 _____ 電話番号： _____ E-mail： _____		<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; width: 80%; margin: auto;"> <p>写 真</p> <p>縦4×横3cm</p> <p><small>(身分証明書の交付又は 使用許可の場合のみ)</small></p> </div>
識別のための情報 (身分証明書の交付又は使用許可の場合のみ記載) 身 長：_____ cm 眼の色： _____ 頭髪の色： _____ 血液型： _____ (R h 因子 _____)		
標章を使用する衣服、場所、車両、船舶、航空機等の概要及び使用する標章の数等 (標章又は特殊信号の交付又は使用許可の場合のみ記載) _____ _____		
(許可権者使用欄) 資 格： _____ 証明書番号： _____ 交付等の年月日： _____ 有効期間の満了日： _____ 返納日： _____		

特殊標章再交付申請書

藤沢市長		年 月 日
申 請 者		
住 所		(電話)
氏 名		
1 紛失（破損等）した特殊標章の種別及び登録番号		
2 紛失（破損等）年月日		
3 紛失の状況（破損等の理由）		
4 その他必要な事項		
※ 受 付 欄	※ 経 過 欄	

備 考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

2 ※印の欄は、記入しないこと。

身分証明書再交付申請書

年 月 日	
藤沢市長	
申 請 者	
住 所	
(電話)	
氏 名	
1 旧身分証明書番号	
2 理 由	
3 その他必要な事項	
※ 受 付 欄	※ 経 過 欄

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
 - 2 理由には、紛失、汚損、破損及び記載事項の変更等を記入する。
 - 3 紛失の場合は、紛失の日時、場所及び紛失の状況を追記する。
 - 4 記載事項の変更の場合は、旧記載事項を追記する。
 - 5 ※印の欄は、記入しないこと。

藤沢市消防局特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱

第1章 総則

(目的)

第1条 この要綱は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）及び「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン」（平成17年8月2日閣副安危第321号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官（事態法制企画担当）通知）に基づき、藤沢市消防局の武力攻撃事態等における特殊標章等（国民保護法第158条第1項の特殊標章及び身分証明書をいう。以下同じ。）の交付に関する基準、手続等必要な事項を定めることを目的とする。

(定義及び様式)

第2条 この要綱において「特殊標章」とは、別紙で定める腕章、帽章、旗及び車両章とする。

2 この要綱において「身分証明書」の様式は、別紙のとおりとする。

(交付対象者)

第3条 消防長は、武力攻撃事態等において、国民保護法第16条の規定に基づき、消防長が実施する国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）に係る職務等を行う者として、次に定める区分の者に対し、特殊標章等の交付を行う。

- (1) 消防長の所轄の消防職員（市の職員を除く。）で国民保護措置に係る職務を行う者
- (2) 消防長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- (3) 消防長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

(交付手続)

第4条 消防長は、前条第1号に掲げる者に対し、特殊標章等交付者台帳（別記様式2）に登録し、特殊標章等を作成して交付する。

2 消防長は、前条第2号及び第3号に掲げる者に対し、原則として当該対象者からの特殊標章等交付申請書（別記様式1）による申請に基づき、その内容を適正と認めるときは、特殊標章等交付者台帳（別記様式2）に登録し、特殊標章等を交付する。

第2章 特殊標章の交付等

(腕章及び帽章の交付)

第5条 消防長は、第3条第1号に掲げる者に対し、平時において、第2条第1項で規定する腕章及び帽章（以下「腕章等」という。）を交付する。

2 消防長は、武力攻撃事態等において、第3条第2号及び第3号に掲げる者に対し、腕章等を交付する。

(旗及び車両章の交付)

第6条 消防長は、前条の規定に基づき、腕章等を交付する場合において、国民保護措置に係る職務、業務又は協力のために使用される場所若しくは車両、船舶等（以下「場所等」という。）を識別させるため、場所等ごとに第2条第1項で規定する旗又は車両章（以下「旗等」という。）をあわせて、交付する。

(訓練における使用)

第7条 消防長は、平時において、国民保護措置についての訓練を実施する場合、第3条第2号及び第3号に掲げる者に対し、腕章等を貸与することができる。

2 消防長は、前項の規定に基づき、腕章等を貸与する場合、必要に応じ、場所等ごとに旗等をあわせて貸与することができる。

(特殊標章の特例交付)

第8条 消防長は、人命救助等のために緊急を要し、対象者からの申請を待つ時間的余裕がないと認めるときは、当該申請を待たずに特殊標章のみを交付することができる。

2 前項の場合において、消防長が必要と認める期間が終了したときは、特殊標章を交付した者に対して、返納を求めるものとする。

(特殊標章の再交付)

第9条 消防長から特殊標章の交付を受けた者は、特殊標章を紛失したとき、又は使用に堪えない程度に汚損若しくは破損した場合には、特殊標章再交付申請書（別記様式3）により、再交付を受けるものとする。

2 前項の規定により、再交付を受ける場合（紛失した場合を除く。）は、汚損又は破損した特殊標章を返納しなければならない。

第3章 身分証明書の交付等

(身分証明書の交付)

第10条 消防長は、第5条第1項の規定により、腕章等を交付した者に対し、第2条第2項で規定する身分証明書（以下「身分証明書」という。）を交付する。

- 2 消防長は、第5条第2項の規定により、武力攻撃事態等において、腕章等を交付した者に対し、身分証明書を交付する。

(身分証明書の携帯)

- 第11条 消防長から身分証明書の交付を受けた者は、特殊標章を使用する場合は、身分証明書を携帯しなければならない。

(身分証明書の再交付)

- 第12条 消防長から身分証明書の交付を受けた者は、身分証明書を紛失し、又は使用に堪えない程度に汚損若しくは破損した場合には、身分証明書再交付申請書(別記様式4)により再交付を受けるものとする。また、身分証明書の記載事項に異動があった場合も同様とする。
- 2 前項の規定により、再交付を受ける場合(紛失した場合を除く。)は、交付を受けた身分証明書を返納しなければならない。

(有効期間)

- 第13条 第10条第1項の規定により、消防長が交付する身分証明書の有効期間は、交付された者が身分を失ったときまでとする。
- 2 第10条第2項の規定により、消防長が武力攻撃事態等において交付する身分証明書の有効期間は、武力攻撃事態等の状況及び国民保護措置の内容に鑑み、消防長が必要と認める期間とする。

第4章 保管及び返納

(保管)

- 第14条 消防長は、申請書及び特殊標章等を厳重に保管するものとする。
- 2 特殊標章等の交付を受けた者は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力を行っている場合及び訓練又は啓発のために用いる場合を除き、特殊標章等を厳重に保管するものとする。

(返納)

- 第15条 消防長から特殊標章等の交付を受けた者は、身分を失ったとき、その他、国民保護措置に係る職務を行えない事由があるときは、特殊標章等を返納しなければならない。

第5章 濫用の禁止等

(濫用の禁止)

第16条 特殊標章等の交付を受けた者は、特殊標章等を他人に譲り渡し、又は貸与してはならない。

2 特殊標章等の交付を受けた者は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力を行っている場合及び訓練又は啓発のために用いる場合を除き、特殊標章等を使用してはならない。

3 特殊標章等により識別させることができる場所等については、当該場所等が専ら国民保護措置に係る職務、業務又は協力のために使用されている場合でなければならない。

(周知)

第17条 消防長は、特殊標章等を交付する者に対し、特殊標章等の意義、その使用及び管理等について説明を行い、あらかじめ周知を図るものとする。

第6章 雑則

(雑則)

第18条 この要綱に定めるもののほか、特殊標章等の様式等については、「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン」に定めるところによる。

第19条 藤沢市消防局における特殊標章等の交付及び管理に関する事務は、消防総務課が行うものとする。

附 則

この要綱は、平成19年 5月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年 4月 1日から施行する。

(様式等省略)

藤 沢 市 消 防 団 参 集 基 準

方面別	方面指揮所	地区隊		地区隊長	消防団	編成人員				分担業務	摘 要
						ポンプ隊	徒歩ポンプ隊	救助班	合計		
南 方 面	方面責任者 南署長 同補佐 管理課長 警備課長 副団長	1	江の島		第1分団	5	15	10	30	<ul style="list-style-type: none"> ・火災防ぎょ活動 ・人命救出救助活動 ・救急活動 ・危険物に対する応急措置並びに指導 ・避難の指示及び誘導 ・現場広報 ・災害情報の収集伝達 ・災害状況調査及びその他の情報の収集並びに報告 	消防団は消防自動車隊5人、徒歩ポンプ隊5人の編成を原則として行い、他の団員で救助班を編成する。 (1分団は、複数のポンプ隊を編成して活動する。)
		2	片瀬 鶴沼	鶴沼隊長 苅田隊長	第2分団	5	5	10	20		
					第3分団	5	5	10	20		
					第4分団	5	5	10	20		
					第5分団	5	5	5	15		
		3	藤沢 村岡	南本署隊長 村岡隊長 本町隊長	第6分団	5	5	5	15		
					第7分団	5	5	5	15		
					第8分団	5	5	5	15		
					第9分団	5	5	5	15		
		4	辻堂 明治	南救助隊長 明治隊長	第10分団	5	5	10	20		
					第11分団	5	5	5	15		

3 市の地理的・社会的特徴に関する資料

1 3 地区別世帯数及び増減率	4 4
年齢別昼間人口及び市外からの流入通学・就業数	4 5
年齢別夜間人口及び通学・就業数	4 6
国籍別人口と世帯	4 7
平成27年観光客数	4 8
鉄道各駅一日平均乗車人員	4 9
交通量	5 0

13 地区別世帯数及び増減率

平成 27 年国勢調査

地 区	世 帯 数 (世帯)	増加数	増加率
		22～27 年 (人)	22～27 年 (%)
総 数	185,282	13,301	7.7
片瀬地区	8,777	437	5.2
鵜沼地区	24,570	1,530	6.6
辻堂地区	18,198	2,163	13.5
村岡地区	12,340	1,791	17.0
藤沢地区	20,748	722	3.6
明治地区	12,211	1,525	14.3
善行地区	18,166	436	2.5
湘南大庭地区	12,827	811	6.7
六会地区	15,522	1,203	8.4
湘南台地区	15,674	1,284	8.9
遠藤地区	4,653	282	6.5
長後地区	14,290	786	5.8
御所見地区	7,306	331	4.7

世帯人員別一般世帯数

統計年報 (平成 27 年版)

1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯
55,610	46,779	33,357	27,105	6,906	1,538

7人世帯	8人世帯	9人世帯	10人以上世帯
408	87	20	8

1 世帯当たり人員
2.36 人

年齢別昼間人口及び市外からの流入通学・就業数

平成 27 年国勢調査

	総数	県内他市区町村 に在住	他県に在住
男女総数	395217	76592	8509
15歳未満	59007	2309	144
15～19歳	22079	10430	1451
20～24歳	20808	7029	2600
25～29歳	18452	5834	472
30～34歳	21713	6172	415
35～39歳	26240	7003	464
40～44歳	31888	8535	604
45～49歳	29199	8026	638
50～54歳	24526	6843	575
55～59歳	20253	5315	504
60～64歳	22759	4584	338
65～69歳	28568	2966	183
70～74歳	24365	1144	74
75～79歳	19110	303	26
80～84歳	13625	76	14
85歳以上	12434	23	7
年齢「不詳」	191	-	-
男	187760	46619	5808
15歳未満	29822	875	61
15～19歳	12061	5710	808
20～24歳	11305	3809	1481
25～29歳	9896	3310	309
30～34歳	10802	3821	299
35～39歳	12305	4464	359
40～44歳	14557	5355	495
45～49歳	13497	5122	534
50～54歳	11241	4335	485
55～59歳	9243	3487	435
60～64歳	10423	3245	297
65～69歳	13098	2011	151
70～74歳	11152	786	57
75～79歳	8585	211	23
80～84歳	5679	58	10
85歳以上	3937	20	4
年齢「不詳」	157	-	-
女	207457	29973	2701
15歳未満	29185	1434	83
15～19歳	10018	4720	643
20～24歳	9503	3220	1119
25～29歳	8556	2524	163
30～34歳	10911	2351	116
35～39歳	13935	2539	105
40～44歳	17331	3180	109
45～49歳	15702	2904	104
50～54歳	13285	2508	90
55～59歳	11010	1828	69
60～64歳	12336	1339	41
65～69歳	15470	955	32
70～74歳	13213	358	17
75～79歳	10525	92	3
80～84歳	7946	18	4
85歳以上	8497	3	3
年齢「不詳」	34	-	-

(注) 総数には、労働力状態不詳を含む。

年齢別夜間人口及び通学・就業数

平成 27 年国勢調査

	総数	市内で就業・通学	市外で就業・通学
男女総数	423894	123157	115172
15歳未満	57615	28114	1083
15～19歳	20853	7581	10745
20～24歳	22013	6282	10940
25～29歳	20962	5798	8924
30～34歳	25235	6663	10218
35～39歳	30953	8356	12313
40～44歳	37482	11421	14933
45～49歳	34280	11047	13897
50～54歳	28609	9559	11608
55～59歳	22706	7648	8359
60～64歳	23800	7338	6055
65～69歳	29191	6817	3872
70～74歳	24599	3663	1514
75～79歳	19258	1703	498
80～84歳	13683	761	153
85歳以上	12464	406	60
年齢「不詳」	191	-	-
男	210032	60213	75677
15歳未満	29410	14372	540
15～19歳	10823	4150	5331
20～24歳	11428	3465	5477
25～29歳	11168	3288	4954
30～34歳	12860	3611	6250
35～39歳	15670	4096	8287
40～44歳	19028	5039	10460
45～49歳	17759	4410	10030
50～54歳	14928	3846	8588
55～59歳	11565	3206	6315
60～64歳	11492	3473	4679
65～69歳	13865	3556	3005
70～74歳	11467	2060	1203
75～79歳	8727	992	392
80～84歳	5728	442	122
85歳以上	3957	207	44
年齢「不詳」	157	-	-
女	213862	62944	39495
15歳未満	28205	13742	543
15～19歳	10030	3431	5414
20～24歳	10585	2817	5463
25～29歳	9794	2510	3970
30～34歳	12375	3052	3968
35～39歳	15283	4260	4026
40～44歳	18454	6382	4473
45～49歳	16521	6637	3867
50～54歳	13681	5713	3020
55～59歳	11141	4442	2044
60～64歳	12308	3865	1376
65～69歳	15326	3261	867
70～74歳	13132	1603	311
75～79歳	10531	711	106
80～84歳	7955	319	31
85歳以上	8507	199	16
年齢「不詳」	34	-	-

(注) 総数には、従業、通学をしていない及び労働力状態不詳を含む。

「市外で従業・通学」には、他市区町村に従業・通学で、従業地・通学地不詳の者を含まない。

国籍別人口と世帯

国 籍	平成 26 年		平成 27 年		平成 28 年			
	世帯数	人口総数	世帯数	人口総数	世帯数	人口総数	男	女
総 数	3,448	5,092	3,666	5,304	3,849	5,533	2,801	2,732
ブラジル	306	571	307	555	315	546	312	234
朝鮮・韓国	605	817	611	807	605	792	360	432
ペ ル ー	281	556	285	558	271	532	272	260
中 国	656	938	658	940	683	982	450	532
フィリピン	320	391	315	385	333	400	83	317
アルゼンチン	118	204	117	206	120	209	109	100
ベトナム	166	337	222	414	278	489	257	232
米 国	163	174	175	197	175	190	126	64
インドネシア	75	75	93	93	97	100	66	34
タ イ	146	162	142	159	152	168	48	120
そ の 他	648	867	741	990	820	1,125	718	407

根拠法令：住民基本台帳法（転出予定者を含まない）

13 地区別外国人人口と世帯

国 籍	平成 26 年		平成 27 年		平成 28 年			
	世帯数	人口総数	世帯数	人口総数	世帯数	人口総数	男	女
総 数	3,484	5,092	3,666	5,304	3,849	5,533	2,801	2,732
片 瀬	101	125	99	124	117	139	70	69
鵜 沼	316	400	323	405	334	409	213	196
辻 堂	208	244	238	280	247	290	169	121
村 岡	157	209	180	241	184	249	114	135
藤 沢	362	501	366	493	355	493	223	270
明 治	147	200	163	215	170	219	111	108
善 行	351	549	351	544	364	556	268	288
湘南大庭	168	278	185	296	191	313	149	164
六 会	361	523	360	523	401	577	302	275
湘 南 台	531	740	559	770	574	781	384	397
遠 藤	99	158	118	173	127	182	85	97
長 後	483	833	513	889	549	932	505	427
御 所 見	200	332	211	351	236	393	208	185

根拠法令：住民基本台帳法（転出予定者を含まない）

統計年報（平成 29 年版）各年 10 月 1 日現在

平成30年観光客数

	延べ観光客数 (人)	日帰り観光客数 (人)	宿泊観光客数 (人)
1月	1,439,656	1,400,752	38,904
2月	860,415	819,452	40,963
3月	1,025,303	972,872	52,431
4月	1,170,331	1,124,204	46,127
5月	1,353,974	1,304,109	49,865
6月	1,110,281	1,062,329	47,952
7月	1,887,766	1,839,205	48,561
8月	2,988,207	2,926,060	62,147
9月	1,325,137	1,275,065	50,072
10月	1,716,427	1,663,836	52,591
11月	1,533,862	1,483,311	50,551
12月	1,980,660	1,932,378	48,282
合計	18,392,019	17,803,573	588,446

(観光シティプロモーション課)

鉄道各駅一日平均乗車人員

鉄道会社名	駅名	乗車客数(人)
J R 東日本	藤 沢	108,205
	辻 堂	57,910
小田急電鉄	長 後	17,574
	湘 南 台	45,569
	六会日大前	15,237
	善 行	13,518
	藤 沢 本 町	11,160
	藤 沢	81,315
	本 鵜 沼	6,446
	鵜 沼 海 岸	10,031
	片瀬江ノ島	11,330
	江ノ島電鉄	藤 沢
石 上		377
柳 小 路		1,403
鵜 沼		2,334
湘南海岸公園		1,258
江 ノ 島		3,360
湘南モノレール	目 白 山 下	117
	湘南江の島	2,020
相模鉄道	湘 南 台	13,845
横浜市営地下鉄	湘 南 台	24,479

統計年報（平成 29 年版）

交 通 量

統計年報（平成 28 年版）

路線名	観測地点	歩行者	自転車類	動力付 二輪車類	自動車類
国道 134 号	鵜沼海岸 1 丁目	578	852	1,417	24,334
国道 467 号	湘南台 1 丁目	1,389	1,023	910	13,604
	鵜沼石上 2 丁目	1,645	1,592	988	10,169
藤沢厚木線	羽鳥 4 丁目	413	789	824	16,225
	石川 540	369	1,095	1,570	27,358
	用田 584	662	113	408	8,944
丸子中山茅ヶ崎線	鵜郷 1849	80	199	439	10,735
戸塚茅ヶ崎線	大鋸 2 丁目	1,882	1,055	975	12,216
	辻堂太平台 1 丁目	755	906	675	12,361
藤沢鎌倉線	川名 772 (鎌倉市)	1,695	1,634	976	13,466
横浜伊勢原線	高倉 2146	263	266	457	10,584
	下土棚 996	486	225	613	13,376
	用田 655	174	184	495	11,021
菖蒲沢戸塚線	円行 2 丁目	456	146	302	6,444
藤沢平塚線	堤 48 (茅ヶ崎市)	131	87	522	7,134
辻堂停車場羽鳥線	羽鳥 2 丁目	564	959	325	3,734
辻堂停車場辻堂線	辻堂元町 3 丁目	2,195	1,324	752	9,287
遠藤茅ヶ崎線	遠藤 438-5	116	230	784	9,054

※ 観測時期 平成 27 年 9～11 月・平日調査

※ 観測時間 12 時間調査 7～19 時

4 防災行政用無線に関する資料

藤沢市防災行政無線局管理運用規程	5 1
藤沢市防災行政無線局運用細則	5 4
藤沢市防災行政無線運用協定書	5 6

藤沢市防災行政無線局管理運用規程

(目的)

第1条 この規程は、藤沢市地域防災計画に基づく災害対策に係る事務及び一般行政事務に関し、円滑な通信の確保を図るため設置する藤沢市防災行政無線局（以下「無線局」という。）の管理運用について、電波法（昭和26年法律第131号）及び関係法令に定めるもののほか必要な事項を定めるものである。

(用語の定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1)「無線局」 無線設備及び無線施設の操作を行うものの総体をいう。
- (2)「固定系親局」 特定の2以上の受信設備に対し、同時に同一内容の通報を送信する無線局をいう。
- (3)「固定系第二親局」 固定系親局が使用できなくなったとき等、非常時に使用する設備をいう。
- (4)「固定系子局」 固定系親局の通信の相手方となる受信設備をいう。
- (5)「移動系基地局」 陸上移動局との通信を行うため開設した、移動しない無線局をいう。
- (6)「陸上移動局」 陸上を移動中又は、その特定しない地点に停止中運用する車載（車載携帯兼用）、可搬、携帯型の無線局をいう。
- (7)「無線系」 前各号の無線局及びその付帯設備を含めた通信システムをいう。
- (8)「無線従事者」 無線設備の操作を行う者であって、総務大臣の免許を受け、かつ、当該無線設備を操作する資格を有する者をいう。

(無線局の配置)

第3条 無線局の配置は別表第1，別表第2のとおりとする。

(総括管理者)

第4条 無線系に総括管理者を置く。

2 総括管理者は、無線系の管理及び運用の業務を総括し、管理責任者を指揮監督する。

3 総括管理者は、防災安全部長の職にある者をもって充てる。

(管理責任者)

第5条 無線系に管理責任者を置く。

2 管理責任者は、総括管理者の命をうけ、無線局の管理運用の業務を行うとともに使用管理者、通信取扱責任者を指揮監督する。

3 管理責任者は、防災政策課長の職にある者をもって充てる。

(使用管理者)

第6条 次のところには、使用管理者を置く。

- (1) 固定系親局，固定系第二親局及び移動系基地局の通信操作を行う課。
- (2) 陸上移動局を配置してある課及び出先機関。

- 2 使用管理者は、管理責任者の命をうけ、当該課及び出先機関に配置した無線局又は施設等の管理、監督の業務を所掌する。
- 3 使用管理者は、第1項各号に掲げる無線局が置かれている課又は機関の長をもって充てる。ただし、固定系親局、固定系第二親局及び移動系基地局については防災政策課長をもって充てる。

(通信取扱責任者)

第7条 無線局に通信取扱責任者を置く。

- 2 通信取扱責任者は、使用管理者の命をうけ、所属の無線従事者及び通信取扱者を指揮し、常に当該無線局の運用状況を把握し、かつ、機能の維持及び保全に努める。
- 3 通信取扱責任者は、使用管理者が職員の中から指名し、これに充てる。

(無線従事者の配置及び養成等)

第8条 総括管理者は、無線系の運用体制に必要な無線従事者を配置しなければならない。

- 2 総括管理者は、無線従事者の適正な配置を確保するため、常に無線従事者の養成に留意しなければならない。
- 3 総括管理者は、無線従事者の現状を把握するため、毎年4月1日をもって無線従事者名簿を作成しなければならない。

(無線従事者の任務)

第9条 無線従事者は、無線系に属する無線局の無線設備の操作を行うとともに、無線業務日誌(第1号様式の1及び2)の記載を行う。

- 2 移動系基地局に配置された無線従事者は、その通信の相手方である陸上移動局の通信取扱者の行う無線設備の操作を指揮監督する。

(通信取扱者)

第10条 通信取扱者は、無線従事者の管理の下、電波法及び関係法令を厳守し、法律に基づいた無線局の運用を行う。

- 2 通信取扱者は、無線局の運用に携わる一般職員とする。

(備え付け書類等の管理)

第11条 管理責任者は、電波法等関係法令に基づく無線検査簿等の業務書類を管理保管しなければならない。

- 2 管理責任者は、電波法令集を常に現行のものに維持しておかなければならない。
- 3 管理責任者は、無線従事者選(解)任届(第2号様式)の写しを常に整理保管しておくものとする。

(業務報告書)

第12条 無線従事職員は、無線業務日誌を管理責任者及び通信取扱責任者に提出しなければならない。

(無線局の運用)

第13条 無線局の運用方法については、別に定める。

(無線設備の保守点検)

第14条 無線設備の正常な機能維持を確保するため、次のとおり保守点検を行う。

(1) 固定系

作動点検 通信取扱責任者が行う。

年点検 保守点検を1回行う。

(2) 移動系

週点検 通信取扱責任者が行う。

年点検 保守点検を2回行う。

2 保守点検の結果、異常を発見したときは、直ちに管理責任者に報告しなければならない。

(通信訓練)

第15条 総括管理者は、非常災害発生に備え、通信機能の確認及び通信運用の習熟を図るため、次により定期的な通信訓練を行うものとする。

(1) 総合防災訓練に合わせた総合通信訓練を行うものとする。

(2) 定期通信訓練を半年に一度行うものとする。

2 訓練は、通信統制訓練及び住民への警報通報等、伝達訓練及び移動系による情報収集、伝達訓練を重点として行うものとする。

附 則

この規程は、平成8年4月1日から施行する。

なお、従前の「藤沢市防災行政用無線局運用規程」は廃止する。

附 則

この規程は、平成21年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

(様式等省略)

藤沢市防災行政無線局運用細則

(趣旨)

第1条 この細則は、藤沢市防災行政無線局管理運用規程第13条の規定により、藤沢市防災行政無線局（固定系）の管理運用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(放送事項)

第2条 放送事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 災害情報、災害の予報又は警報及び国民保護に関すること。
- (2) 藤沢警察署又は藤沢北警察署（以下「警察署」という。）から依頼された行方不明者の捜索や防犯等に関すること。
- (3) 公害発生時における注意報及び警報に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める事項に関すること。

(放送の方法)

第3条 放送は、次に掲げる方法で行う。

- (1) 一斉放送 全域に放送する。
- (2) ブロック放送 地域を単位として特定地域のみ放送する。
- (3) 戸別放送 各小・中学校、自治会等に放送する。
- (4) ローカル（子局）放送 1の子局の放送範囲の地域に放送する。

(放送の種類)

第4条 放送の種類は、緊急放送、防犯放送及び一般放送とする。

- 2 緊急放送とは、第2条第1号に規定する事項とする。
- 3 防犯放送とは、第2条第2号に規定する事項とする。
- 4 一般放送とは、第2条第3号及び第4号に規定する事項とする。

(放送時間)

第5条 緊急放送は、必要に応じて時間帯を問わず行うものとする。

- 2 防犯放送は、午前8時から午後8時までの間のみ行うものとする。
- 3 一般放送は、午前8時30分から午後5時15分までの間のみ行うものとする。
- 4 前3項によるもののほか、定時試験電波として毎日午後5時（1月から3月及び10月から12月については午後4時30分）にミュージックチャイムを放送する。

(一般放送の依頼等)

第6条 課等の長は、その所属する事務について広報する必要があるときは、放送依頼書（第1号様式）により防災政策課長に依頼しなければならない。ただし、急を要する放送でその暇がないときは、口頭、電話等により依頼することができる。なお、口頭、電話等により依頼した場合には、放送後速やかに放送依頼書を提出しなければならない。

- 2 防災政策課長は、前項の規定により放送の依頼を受けたときは、その内容を検討し、適当と認めたときに限り放送する。
- 3 前2項の規定について、当該日が藤沢市職員の勤務時間等に関する条例第3条第1

項及び同第7条第1項に規定する週休日又は休日であった場合、又は勤務日であっても同条例施行規則第2条の2第1項に規定する勤務時間外であった場合は、防災政策課長を警防課通信指令担当主幹と読み替えることとする。

(防犯放送の依頼等)

第7条 警察署から防犯放送の依頼を受ける場合には、放送依頼書（第1号様式）によるものとする。

2 第6条第2項及び第3項の規定は防犯放送の依頼について準用する。

(戸別受信機)

第8条 戸別受信機の適正な運用管理は通信取扱責任者が行うものとする。

2 通信取扱責任者は、情報を適確に伝達するとともに、常に、伝達システムの整備に努めるものとする。

(放送の制限)

第9条 総括責任者は、災害の発生その他特別な理由のあるときは、放送を制限することができる。

(放送の記録簿)

第10条 無線従事者は、放送を行ったときは関係書類を作成し、適正に整理保存する。

(その他)

第11条 この細則に定めるもののほか、必要事項は別に定める。

附 則

この細則は、平成8年7月1日から施行する。

なお、従前の「藤沢市防災行政用無線局（固定系）運用細則」は廃止する。

附 則

この細則は、平成21年10月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成29年4月1日から施行する。

(様式等省略)

藤沢市防災行政無線運用協定書

藤沢市（以下「甲」という。）と、藤沢市消防本部（以下「乙」という。）は、甲が設置する防災行政無線局（固定系）の設備を共有するに当たり、次のとおり運用協定を締結する。なお、従前の運用協定は廃止する。

（固定系親局及び操作卓等の設置）

第1条 甲は、防災行政無線の固定系親局を市役所新館に、固定系第二親局を東日本電信電話株式会社藤沢支店に設置し、その運用のための操作卓を甲に、遠隔制御装置を乙に設置する。

（放送の種類）

第2条 放送の種類は、緊急放送、防犯放送及び一般放送とする。

2 前項に規定するいずれの放送についても、特に規定がある場合を除き市内全域を対象に行うものとする。

（緊急放送）

第3条 緊急放送の内容及び放送時間帯については、次のとおりとする。

（1）地震情報等の広報

ア 市役所第一庁舎非常階段下に設置している、気象庁発表用の震度計が震度4以上を計測したときは、24時間昼夜に係わらず放送を行うものとする。

イ 東海地震注意情報が発表されたとき、又は東海地震警戒宣言が発令されたときは、24時間昼夜に係わらず放送を行うものとする。

（2）津波の広報

ア 津波警報及び大津波警報が発表されたときは、24時間昼夜に係わらず放送を行うものとする。

イ 津波注意報が発表されたときは、沿岸部に設置したNo. 1～28, 33～36, 38～40の35箇所の子局から、24時間昼夜に係わらず放送を行うものとする。

ウ ア及びイについては、藤沢市内で震度を計測しないような遠隔地で発生した地震によるものであっても、同様とする。

エ 津波警報、大津波警報及び津波注意報が解除された場合は、解除放送を行うものとする。ただし、午後9時から翌日午前7時までの間に解除された場合は、放送をしないものとする。

（3）国民保護法に基づく広報

ア 国民保護法に基づく警報又は緊急通報が発令されたときは、24時間昼夜に係わらず、サイレンを吹鳴し発令された事実について放送を行うものとする。

イ 国民保護法に基づく警報又は緊急通報が解除されたときは、24時間昼夜に係わらず、解除放送を行うものとする。

(4) 異常気象に係る広報

大雨、強風等異常気象で、本市に与える影響が大であると判断したときは、24時間昼夜に係わらず、関係の放送を行うものとする。

(5) ライフライン大規模事故に係わる藤沢市防災行政無線活用に関する申し合わせに基づく広報

平成6年9月20日付ライフライン大規模事故に係わる藤沢市防災行政無線活用に関する申し合わせに基づき、関係機関から緊急放送の依頼があったときは、24時間昼夜に係わらず放送を行うものとする。

2 緊急放送に係る放送対応区分は次のとおりとする。

(1) 条例第3条第1項に規定する週休日及び第7条第1項に規定する休日に該当しない日であって、条例第3条第2項及び条例施行規則第2条の2第1項の規定による勤務時間である場合は、甲が行う。

(2) 前号に規定する勤務時間以外は、乙が行う。ただし、時間帯に応じては、甲、乙連絡を密にして行うものとする。

(3) 前2号の規定にかかわらず、災害対策本部が設置されたときは甲が行うものとする。

(防犯放送)

第4条 防犯放送の内容は、藤沢警察署又は藤沢北警察署（以下「警察署」という。）から依頼があったもので、次のとおりとする。

(1) 人命に係わるなど重大な事象に及ぶおそれがある、幼児、児童や高齢者等の行方不明者が発生し、警察署が単独で速やかな広報活動ができない場合の広報

(2) 不審者情報の周知が必要な場合の広報

(3) 緊急性のある犯罪等が発生し、市民に対して早急に防犯対策を呼びかける必要がある場合の広報

(4) 防犯対策情報の周知が必要な場合の広報

2 防犯放送を実施する時間帯は、午前8時から午後8時までとする。

3 防犯放送に係る放送対応区分は前条第2項の規定を準用する。ただし、火災や風水害等の災害が現に発生し、又は発生するおそれがあり、放送の暇がない場合については、防犯放送を行わないものとする。

(一般放送)

第5条 一般放送の内容は、次のとおりとする。

(1) 公害発生時における注意報及び警報に関すること

(2) その他市長が特に認める事項に関すること

2 一般放送を実施する時間帯は、午前8時30分から午後5時15分までとする。

3 一般放送に係る放送対応区分は第3条第2項の規定を準用する。ただし、防災訓練等の広報放送は甲、乙が行えるものとし、基本的に甲が行うものとする。なお、放送を行う場合は、甲、乙連絡を密にして行うものとする。

(従事者)

第6条 甲の操作卓及び乙の遠隔制御装置の従事者は、それぞれの所属職員を充てるものとする。

(保守及び維持管理)

第7条 甲は、固定系親局、固定系第二親局、操作卓及び遠隔制御装置の維持管理及び修繕等に要する費用を負担する。

(固定系第二親局の運用)

第8条 甲及び乙は、固定系親局が倒壊、又は専用回線切断等により通信機能が不能になった場合、固定系第二親局により運用するものとする。

(放送後の対応)

第9条 防災行政無線で放送を行った場合の市民からの問い合わせ、その他の対応については、第3条第2項に規定する放送対応区分と同様とする。ただし、藤沢市動員計画の連絡配備以上の動員時については、甲が対応するものとする。

(その他)

第10条 この協定により難い事情が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項は、必要の都度、甲、乙協議して決めるものとする。

この協定の証として本書2通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

2009年10月1日

甲 藤沢市朝日町1番地の1
藤沢市
藤沢市長 海老根 靖典

乙 藤沢市朝日町1番地の1
藤沢市消防本部
消防長 鈴木 正明

5 避難に関する資料

避難施設一覧	5 9
緊急交通路指定想定路線及び緊急輸送道路	6 2
大規模集客施設	6 3
動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき 事項についての基本的な考え方	6 4
避難実施要領各様式	6 6

避 難 施 設 一 覧

1 広域避難場所

平成 29 年 4 月 1 日現在

番号	名 称	施 設	所 在 地
1	片瀬山公園	片瀬山公園	藤沢市片瀬山 3-12
2	片瀬中学校	片瀬中学校	藤沢市片瀬山 4-1-1
3	藤沢市民会館周辺	藤沢市民会館	藤沢市鵜沼東 8-1
		奥田公園	藤沢市鵜沼東 5
4	八部公園	八部公園	藤沢市鵜沼海岸 6-12
5	長久保公園	長久保公園	藤沢市辻堂大平台 2-13-35
6	新林公園周辺	新林公園	藤沢市川名字新林 411-1
		新林小学校	藤沢市川名 400
7	藤ヶ岡中学校	藤ヶ岡中学校	藤沢市藤が岡 3-18-1
8	高谷小学校周辺	高谷小学校	藤沢市高谷 9-1
		高谷公園	藤沢市渡内 1-22
9	翠ヶ丘公園	翠ヶ丘公園	藤沢市西富 593-2
10	県立湘南高校周辺	県立湘南高等学校	藤沢市鵜沼神明 5-6-10
		市立第一中学校	藤沢市鵜沼神明 5-10-9
11	神台公園	神台公園	藤沢市辻堂神台 1-6-2
12	大庭城址公園	大庭城址公園	藤沢市大庭 5230-1
13	滝の沢小学校周辺	滝の沢小学校	藤沢市遠藤 641-3
		遠藤公園	藤沢市遠藤 639-2
14	藤嶺学園藤沢翔陵高等学校	グラウンド	藤沢市善行 7-1-3
15	湘南台公園周辺	湘南台公園	藤沢市湘南台 7-16
		湘南台中学校	藤沢市湘南台 7-18-1
16	高倉中学校	高倉中学校	藤沢市高倉 1122
17	長後中学校周辺	長後中学校	藤沢市下土棚 590
		富士見台小学校	藤沢市下土棚 591-1
18	秋葉台公園周辺	秋葉台公園	藤沢市遠藤 2000-1
		秋葉台中学校	藤沢市遠藤 2000-2
19	御所見小学校周辺	御所見小学校	藤沢市打戻 1902
		御所見市民センター	藤沢市打戻 1760-1

2 避難所

番号	名 称	所 在 地	電 話 番 号
1	片瀬小学校	藤沢市片瀬 2-14-29	0466-26-1440
2	片瀬中学校	藤沢市片瀬山 4-1-1	0466-26-2814
3	鵜南小学校	藤沢市鵜沼海岸 4-7-34	0466-34-0179
4	鵜洋小学校	藤沢市鵜沼桜が岡 3-16-38	0466-26-3989
5	鵜沼小学校	藤沢市本鵜沼 5-4-23	0466-23-3119
6	鵜沼中学校	藤沢市鵜沼桜が岡 4-3-37	0466-25-6255
7	藤沢市民会館	藤沢市鵜沼東 8-1	0466-23-2415
8	辻堂小学校	藤沢市辻堂東海岸 1-17-1	0466-33-4121
9	浜見小学校	藤沢市辻堂西海岸 1-4-1	0466-34-0278
10	高砂小学校	藤沢市辻堂西海岸 1-3-1	0466-36-5149
11	八松小学校	藤沢市辻堂元町 3-1-6	0466-34-3500
12	湘洋中学校	藤沢市辻堂東海岸 4-17-1	0466-33-2215
13	高浜中学校	藤沢市辻堂西海岸 1-4-3	0466-34-5225
14	新林小学校	藤沢市川名 400	0466-27-1951
15	村岡小学校	藤沢市弥勒寺 1-16-1	0466-26-3290
16	高谷小学校	藤沢市高谷 9-1	0466-25-6151
17	村岡中学校	藤沢市弥勒寺 2-1-27	0466-27-6421
18	藤ヶ岡中学校	藤沢市藤が岡 3-18-1	0466-26-5197
19	大道小学校	藤沢市朝日町 3-3	0466-26-3976
20	大鋸小学校	藤沢市大鋸 1020	0466-27-6131
21	藤沢小学校	藤沢市本町 1-9-1	0466-25-7533
22	大清水小学校	藤沢市大鋸 1433	0466-81-2348
23	大清水中学校	藤沢市大鋸 1400	0466-82-2503
24	県立藤沢清流高等学校	藤沢市大鋸 1450	0466-82-8111
25	本町小学校	藤沢市本町 2-6-17	0466-26-1577
26	第一中学校	藤沢市鵜沼神明 5-10-9	0466-25-3100
27	県立湘南高等学校	藤沢市鵜沼神明 5-6-10	0466-26-4151
28	明治小学校	藤沢市城南 3-3-1	0466-33-2442
29	羽鳥小学校	藤沢市羽鳥 3-11-1	0466-34-1617
30	明治中学校	藤沢市辻堂新町 2-13-1	0466-33-1300
31	羽鳥中学校	藤沢市羽鳥 4-13-14	0466-36-3111
32	善行小学校	藤沢市善行団地 6-1	0466-81-6573
33	大越小学校	藤沢市善行坂 1-19-1	0466-81-6051

番号	名 称	所 在 地	電 話 番 号
3 4	善行中学校	藤沢市石川 3988-1	0466-82-2212
3 5	駒寄小学校	藤沢市大庭 5527-2	0466-87-4611
3 6	小糸小学校	藤沢市大庭 5062-1	0466-87-9149
3 7	大庭小学校	藤沢市大庭 5307-7	0466-87-1100
3 8	滝の沢小学校	藤沢市遠藤 641-3	0466-87-3521
3 9	大庭中学校	藤沢市大庭 5416-6	0466-87-5271
4 0	滝の沢中学校	藤沢市遠藤 699-3	0466-87-9148
4 1	県立藤沢西高等学校*	藤沢市大庭 3608-2	0466-87-2150
4 2	俣野小学校	藤沢市西俣野 2660	0466-81-7751
4 3	亀井野小学校	藤沢市亀井野 3-31	0466-81-5551
4 4	天神小学校	藤沢市天神町 1-1	0466-81-2451
4 5	石川小学校	藤沢市石川 4-19-1	0466-86-2551
4 6	六会小学校	藤沢市亀井野 550	0466-81-5595
4 7	六会中学校	藤沢市亀井野 1000	0466-81-2802
4 8	県立藤沢工科高等学校	藤沢市今田 744	0466-43-3402
5 9	湘南台小学校	藤沢市湘南台 5-23	0466-43-3682
5 0	湘南台中学校	藤沢市湘南台 7-18-1	0466-45-4811
5 1	県立湘南台高等学校	藤沢市円行 1986	0466-45-6600
5 2	秋葉台小学校	藤沢市遠藤 2959	0466-87-3014
5 3	秋葉台中学校	藤沢市遠藤 2000-2	0466-87-6815
5 4	長後小学校	藤沢市長後 770	0466-44-0129
5 5	富士見台小学校	藤沢市下土棚 591-1	0466-44-4725
5 6	長後中学校	藤沢市下土棚 590	0466-44-0341
5 7	高倉中学校	藤沢市高倉 1122	0466-45-5320
5 8	県立藤沢総合高等学校	藤沢市長後 1909	0466-45-5200
5 9	御所見小学校	藤沢市打戻 1902	0466-48-1255
6 0	中里小学校	藤沢市瀬郷 68	0466-48-7733
6 1	御所見中学校	藤沢市用田 500	0466-48-1014

※国民保護に係る避難施設については、県知事が指定しており、現時点では公立施設のみとなっており、今後、順次指定の予定。

*現在耐震工事中（平成31年度完成予定）

緊急交通路指定想定路線

路線番号	路線名 (通称)	区 間
国道 1 号	東海道	横浜市境～茅ヶ崎市境
国道 1 号	新湘南バイパス	藤沢インター～茅ヶ崎市境
国道 134 号	横須賀大磯	鎌倉市境～茅ヶ崎市境
国道 467 号	町田藤沢	大和市境～国道 134 号交点
県道 22 号	横浜伊勢原	横浜市境～海老名市境
県道 22 号	横浜伊勢原 (用田バイパス)	東山田 (バイパス交点)～県道 45 号交点
県道 30 号	戸塚茅ヶ崎	横浜市境～茅ヶ崎市境
県道 43 号	藤沢厚木	国道 467 号交点 (白旗)～県道 44 号交点
県道 44 号	伊勢原藤沢	県道 43 号交点～国道 1 号交点 (四ッ谷)
県道 45 号	丸子中山茅ヶ崎	綾瀬市境～寒川町境
県道	湘南港臨港道路	全線

※ 大震災発生時、一般車両の通行禁止、制限の交通規制を受ける道路

第一次緊急輸送道路

路線番号	路線名 (通称)	区 間
国道 1 号	東海道	横浜市境～茅ヶ崎市境
国道 1 号	新湘南バイパス	藤沢インター～茅ヶ崎市境
国道 134 号	横須賀大磯	鎌倉市境～茅ヶ崎市境
国道 467 号	町田藤沢	大和市境～国道 134 号交点
県道 22 号	横浜伊勢原	横浜市境～海老名市境
県道 22 号	横浜伊勢原 (用田バイパス)	東山田 (バイパス交点)～県道 45 号交点
県道 30 号	戸塚茅ヶ崎	横浜市境～茅ヶ崎市境
県道 43 号	藤沢厚木	国道 467 号交点 (白旗)～県道 44 号交点
県道 44 号	伊勢原藤沢	県道 43 号交点～国道 1 号交点 (四ッ谷)
県道 45 号	丸子中山茅ヶ崎	綾瀬市境～寒川町境
県道	湘南港臨港道路	全線

※ 高規格幹線道路、一般国道等で構成する広域的ネットワーク及び港湾等に連絡する路線で緊急輸送の骨格をなす路線

第二次緊急輸送道路

路線番号	路線名 (通称)	区 間
県道 32 号	藤沢鎌倉	国道 467 号交点 (南藤沢)～鎌倉市境
県道 42 号	藤沢座間厚木	国道 467 号交点 (長後小入口)～綾瀬市境
県道 403 号	菖蒲沢戸塚	県道 22 号交点 (宮の腰)～国道 467 号交点 (六会)

※ 第一次緊急輸送路を補完し、地域的ネットワークを形成する路線及び市町村庁舎等に連絡する路線

大規模集客施設

※ 収容人員 1,500 人以上の施設

平成 29 年 4 月 1 日現在

名 称	所 在 地	電話番号	延面積 (㎡)	収容人員
新江ノ島水族館	藤沢市片瀬海岸 2-19-1	0466-29-9971	13,800.31	2,800
藤沢市民会館	藤沢市鶴沼東 8-1	0466-23-2415	10,589.84	2,477
湘南台文化センター	藤沢市湘南台 1-8	0466-45-1511	14,446.11	2,533
秋葉台文化体育館	藤沢市遠藤 2000-1	0466-88-1111	11,100.00	2,500
県立体育センター*	藤沢市善行 7-1-2	—	—	—

*現在再整備中（平成 3 2 年度完成予定）

※ 延床面積 10,000 ㎡以上の店舗

名 称	所 在 地	電話番号	備 考
イトーヨーカ堂藤沢店	藤沢市鶴沼石上 1-10-1	0466-26-8311	
ビックカメラ藤沢店	藤沢市藤沢 559	0466-29-1111	
江ノ電第一ビル(小田急百貨店)	藤沢市南藤沢 21-1	0466-26-6111	
サンパール藤沢ビル	藤沢市藤沢 555	0466-27-5166	
ルミネ藤沢	藤沢市藤沢 438-1	0466-24-4000	
オーケージャンボ藤沢ビル	藤沢市南藤沢 6-23	0466-25-5111	
藤沢プライム館	藤沢市南藤沢 2-1-2	0466-25-7121	
藤沢オーパ	藤沢市南藤沢 22-3	0466-26-8111	
辻堂ショッピングデパート	藤沢市辻堂新町 1-6-5	0466-30-4811	
湘南モールフィル	藤沢市辻堂新町 4-1-1	0466-31-6100	
Mr・MAX湘南ショッピングセンター	藤沢市辻堂新町 4-3-5	0466-20-1780	
Terrace Mall 湘南	藤沢市辻堂神台 1-3-1	0466-38-2111	
Luz 湘南辻堂	藤沢市辻堂神台 1-2-12	0466-30-3533	
オリンピック藤沢店	藤沢市渡内 1-3-12	0466-50-7511	
ダイエー湘南台店	藤沢市湘南台 1-3-3	0466-45-3911	
イトーヨーカ堂湘南台店	藤沢市石川 6-2-1	0466-87-5511	
湘南とうきゅう	藤沢市遠藤 698-10	0466-86-0109	
ライフピアイオン藤沢店	藤沢市大庭 5061-2	0466-88-4111	
ケーズデンキ湘南藤沢本店	藤沢市葛原 1695-3	0466-49-6114	

動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき 事項についての基本的な考え方

平成 17 年 8 月 31 日付通知

環境省自然環境局総務課動物愛護管理室
農林水産省生産局畜産部畜産企画課

1 平素からの備え

地方公共団体は、平素において、災害時における動物の管理等への備えと併せて、必要に応じ、以下の措置の実施に努めるものとする。

○ 危険動物等の逸走対策

- ・地方公共団体は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 48 年法律第 105 号）第 16 条の規定等に基づき、人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれがある動物（以下「危険動物」という。）等の所有者、飼養状況等について、あらかじめ把握すること。
- ・地方公共団体は、武力攻撃事態等において、危険動物等が逸走した場合の連絡体制並びに関係機関及び関係地方公共団体との役割分担の明確化や協力体制について、あらかじめ整備すること。

○ 要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等

- ・地方公共団体は、武力攻撃事態等において、所有者等が行う要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の適切な飼養又は保管の活動への支援や動物愛護管理センター等の活用等当該地方公共団体が実施する措置に関し、連絡体制の整備や関係機関及び関係地方公共団体との役割分担の明確化や協力体制について、あらかじめ整備すること。
- ・地方公共団体は、武力攻撃事態等において、要避難地域における家庭動物等の保護等を行うためにケージ（おり）等の必要な資材や飼料等の確保に関する取組（関係する企業等の連絡先の把握その他の供給・調達体制の整備等）を行うこと。

2 武力攻撃事態等における動物の保護等

地方公共団体は、武力攻撃事態等において、以下の措置を実施する者の安全の確保に十分配慮して、可能な範囲で、関係機関及び関係地方公共団体と連携協力を図りながら、当該措置の実施に努めるものとする。

○ 危険動物等の逸走対策

- ・地方公共団体は、武力攻撃事態等において、危険動物等が逸走した場合は、住民及び避難住民への周知並びに避難誘導を図ること。
- ・地方公共団体は、逸走した危険動物等の迅速な捕獲等の必要な措置を行うこと。
- ・地方公共団体は、逸走した危険動物等により住民及び避難住民に危害が及んだ場合には、迅速な救援活動等を行うこと。

○ **要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等**

- ・ 地方公共団体は、武力攻撃事態等において、所有者等が行う要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護の支援や負傷した家庭動物等の保護収容を行うとともに、家庭動物等についての相談・助言等の必要な措置を実施すること。
- ・ 地方公共団体は、武力攻撃事態等において、動物の愛護及び避難住民の精神的安定等を図る観点から、所有者等が、要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の飼養又は保管を避難所において行う場合には、その活動を支援するとともに家庭動物等についての相談・助言等必要な措置を実施すること。

3 緊急対処事態における動物の保護等

緊急対処事態における動物の保護等については、1及び2に準ずるものとする。

避難実施要領各様式

避難実施要領（基本様式）

藤沢市長

____月 ____日 ____時現在

1 事態の状況、避難の必要性

※ 避難を必要とする事態の状況を記述する。

2 避難誘導の全般的方針（留意事項、基本事項等）

3 避難誘導の方法

(1) 避難の対象住民（地区）

(2) 誘導の区分（○で囲む）

・屋内避難 ・避難場所への避難 ・避難先地域への避難 ・その他（ ）

(3) 避難住民の概数及び誘導の実施単位

(4) 避難の開始時期及び避難期間（目安）

(5) 集合方法及び集合時間

(6) 避難の手段及び避難の経路 ※緊急交通路等に注意をすること

(7) 要配慮者への対応状況（民生委員、自主防災組織等のリーダーへの連絡状況等）

(8) 避難住民への周知事項（携行品、服装等）

(9) 要避難地域における残留者の確認方法

4 市の体制、職員派遣状況

- ※ 市対策本部及び現地対策本部の設置時期、設置場所
- ※ 避難誘導に当たる職員及び消防職員の派遣の時期、場所等

5 関係機関の避難に関する措置等

- ※ 国、県、自衛隊、海上保安庁等の措置を記述する。

6 その他の留意点

連絡先

緊急時の連絡先は次のとおり

藤沢市〇〇〇〇対策本部

連絡先 防災安全部危機管理課

TEL 0466-〇〇-〇〇〇〇

FAX 0466-〇〇-〇〇〇〇

〇〇〇地区拠点本部

連絡先 〇〇部〇〇〇〇課

TEL 0466-〇〇-〇〇〇〇

FAX 0466-〇〇-〇〇〇〇

避難実施要領（作成例1）

〔着上陸侵攻〕

藤沢市長

○月○日○時現在

1 事態の状況、避難の必要性

○月○日午前○時頃、江の島沖で座礁した国籍不明の漁船らしき船舶から武装工作員と思われる数人が、江の島の岩屋付近に上陸した。

海上保安庁からの連絡により、国の対策本部長は、午前○時○○分に警報を発令し、江の島の住民及び宿泊客等に避難措置の指示を行った。

2 避難誘導の全般的方針

県の対策本部長から、警報及び避難の指示を受けた市長は、直ちに市の対策本部を設置、江の島を要避難地域とし、住民425人と宿泊客、観光客に対し、片瀬小学校及び片瀬中学校に避難するよう指示を行うとともに湘南港臨港道路の閉鎖を指示することとする。

また、市の対策本部長は、万一の事態を考慮し片瀬海岸1丁目、2丁目の住民に対し、指示があった場合は避難に対応できる準備をするよう、防災行政無線、広報車、ケーブルテレビ、レディオ湘南等により周知を行う。

市の対策本部長は、江の島島内にある湘南海上保安署と緊密な連絡を取り、情報の収集に当たるよう指示を行う。

(1) 避難の対象住民（地区別）

江の島住民、宿泊客、観光客等江の島島内に所在する全ての者。

(2) 避難の区分（○で囲む）

・屋内避難 ・避難場所への避難 ・避難先地域への避難 その他（ ）

(3) 避難住民の概数等

住民 425 人 宿泊客 300 人 観光客 50 人 計 775 人

(4) 避難の開始時期及び避難時期

午前○時○○分避難開始 1日程度の見込み。（島内を捜索し、十分安全確認ができるまでの間）

(5) 避難の手段、避難経路（緊急交通路等に注意）

原則、徒歩による避難とするが、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者については、大型バス（指定公共機関等所有）によりピストン輸送を行う。

(6) 要配慮者の対応状況（民生委員、自主防災組織等への連絡状況等）

市の対策本部設置後、担当部は民生委員、自主防災組織等へ連絡し、安全が確保できる場所で、要配慮者の安否確認及び避難施設への避難誘導を行い、結果連絡について依頼する。

3 避難住民の誘導の実施方法

(1) 市の体制

ア 藤沢市緊急対処事態対策本部の設置

市長を本部長とする藤沢市緊急対処事態対策本部を藤沢市災害対策本部室に設置。また、副市長を本部長とする現地対策本部を片瀬市民センターに設置。

イ 職員の配置

避難住民の避難誘導が円滑に実施できるよう、次の責任者及び職員をあてる。

役 割	責 任 者	人 数
住民への周知要員	藤沢 太郎	〇〇人
避難誘導要員	鵜沼 一郎	〇〇人
現地調整所要員	辻堂 二郎	〇〇人
避難所運営要員	明治 三郎	〇〇人
安否情報担当者	長後 四郎	〇〇人
水、食料等支援要員	六会 五郎	〇〇人
外国人のための通訳	遠藤 六郎	〇〇人

(2) 残留者の確認

避難の実施時間を終了した後、速やかに避難を指示した地区の残留者を確認する。

(3) 現地調整所の立ち上げ

職員〇名を派遣し、現地で活動する県警察、消防機関、自衛隊等関係機関とともに現地調整所を立ち上げ、情報共有及び連絡調整にあたらせる。

4 避難実施要領の住民への周知（別紙 避難実施要領伝達文）

- ・防災行政無線により、概要を周知する。
- ・住民への周知要員は、対象住民に避難実施要領の内容を伝達する。
- ・担当部は、避難実施要領の内容を自主防災組織・自治会等のリーダー、消防団長等にFAXで送付し、住民への周知を依頼する。
- ・担当部は、避難実施要領の内容を報道機関に提供する。

5 安全の確保

- ・二次災害の発生を防止するため、現地調整所、関係機関からの情報を市対策本部に集約し、各職員に最新の情報を提供する。
- ・職員は、冷静沈着に行動し、毅然たる態度で避難誘導にあたること。
- ・職員は、防災服や腕章、帽章、身分証明書等により、避難誘導員の立場であることを明確にし、その活動に理解を求めること。
- ・職員は、最新の情報を提供することにより、混乱を防止するとともに、冷静かつ秩序のある行動を呼びかけること。
- ・職員は、住民に対しテレビ、ラジオ等による情報の入手に努めるよう促すこと。

6 その他

(1) 避難時の持ち出し品

携行品は、現金や通帳などの貴重品、必要なものを入れた非常持ち出し品だけとすること。

(2) 避難時の服装

服装は、身軽で動きやすいものとし、帽子や頭巾で頭を保護し、靴は底の丈夫な履き慣れた運動靴等を履くようにすること。

(3) 避難地区以外の関係住民への周知事項

避難地区以外の片瀬海岸 1, 2 丁目の住民は、外出を控えるとともに家族との連絡を確保しておくこと。また、万一の場合に即座に避難に対応できる準備をしておくこと。

(4) 連絡先

緊急時の連絡先は次のとおりとする。

藤沢市国民保護（緊急対処事態）対策本部

〇〇部 担当 〇〇

TEL 0466-〇〇-〇〇〇〇

FAX 0466-〇〇-〇〇〇〇

現地対策本部

TEL 0466-〇〇-〇〇〇〇

FAX 0466-〇〇-〇〇〇〇

避難実施要領伝達文

本日、午前〇時頃、武装工作員と思われる数人が江の島岩屋付近に上陸した模様です。

これに伴い、江の島全島に対し、避難の指示が出されました。

江の島にお住まいのみなさん、宿泊客、観光でお越しのみなさんは、これから示す指示に従い、避難してください。

避難施設は、片瀬小学校及び片瀬中学校です。市の職員、消防職員及び自治会役員等が避難の誘導を行います。

避難に際しては、できるだけ隣近所一緒に複数で行動してください。

自分で避難できない方については、藤沢市が別に定めております、藤沢市避難行動要支援者避難支援プラン全体計画に基づき支援をいたします。

避難の服装は、動きやすい服装で、持ち物は貴重品等のみとし、パスポート、運転免許証等の身分証明書は必ず携行してください。

避難の際は、電気、ガス、水道の元栓を閉め、戸締まりを確実に行ってください。詳しくは、市の職員等が文書又は口頭で指示しますので、防災行政無線、テレビ、ラジオの情報を確認しながら落ち着いて行動してください。

避難実施要領（作成例 2）

〔着上陸・ゲリラ〕

藤沢市長

○月○日○時現在

1 事態の状況、避難の必要性

○月○日午後○○時、「鵠沼海岸沖約 80 メートルの海面に管状の舟が浮上し、舟から黒いウェットスーツを着た 5～6 人が手に銃器のような物を持ち、泳いで上陸、その後、舟は再び潜没した。」と夜釣りをしていた人から通報があり、湘南海上保安署で付近を調査した結果、波打ち際に銃器の部品のような物が発見された。ただちに、湘南海上保安署、県警察、消防・市の職員等により海岸から 500 メートルの地点で不審者の出入りのチェックを行った。

この連絡を受けた国の対策本部長は、○○時、緊急対処事態と認定し、周辺住民に対し、避難の指示を発令した。

2 避難誘導の全般的方針

県の対策本部長から、警報及び避難の指示を受けた市長は、直ちに市の対策本部を設置、鵠沼海岸及び辻堂東海岸を要避難地域とし、高砂小学校、浜見小学校、高浜中学校及び辻堂小学校に避難するよう指示を行うこととする。

市の対策本部長は、鵠沼海岸及び辻堂海岸の住民及び観光客の避難誘導について県警察、自衛隊に協力要請を行うとともに、観光客については J R、小田急、江ノ電、神奈中など指定公共機関等の交通事業者等に臨時便等を出し、帰宅に対する便宜を図るよう要請する。

当該エリア内の住民に対しては、防災行政無線、広報車、ケーブルテレビ、レディオ湘南等により避難の方法を呼びかける。

(1) 避難の対象住民（地区別）

鵠沼海岸、辻堂海岸の海岸から約 500 メートル内の住民、観光客及び宿泊客

(2) 避難の区分（○で囲む）

・屋内避難 ○避難場所への避難 ○避難先地域への避難 ○その他（帰宅）

(3) 避難住民の概数等

住民 4, 500 人 宿泊客 30 人 観光客 500 人 計 5, 030 人

(4) 避難の手段、避難経路（緊急交通路等に注意）

原則、徒歩による避難とするが、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者については、大型バス（指定公共機関等所有）によりピストン輸送を行う。

夜間は、暗闇の中における視界の低下により不安が一層高まる傾向にあることから、避難経路の要所に夜間照明を配備し、住民の不安を解消するよう努める。

また、観光客等については交通事業者等に臨時便を出す等の便宜を図るよう要請し、帰宅を促すこととする。なお、駅等までの要所に市、消防、県警察及び自衛隊等の職員を配置し、誘導する。

(5) 要配慮者の対応状況（民生委員、自主防災組織等への連絡状況等）

市の対策本部設置後、担当部から民生委員、自主防災組織等へ連絡し、安全が確保できる場所で、要配慮者の安否確認及び避難施設への避難誘導を行い、結果連絡について依頼する。

3 避難住民の誘導の実施方法

(1) 市の体制

ア 藤沢市緊急対処事態対策本部の設置

市長を本部長とする藤沢市緊急対処事態対策本部を藤沢市災害対策本部室に設置。また、副市長を本部長とする現地対策本部を鵠沼市民センターに設置。

イ 職員の配置

避難住民の避難誘導が円滑に実施できるよう、次の責任者及び職員をあてる。

役 割	責 任 者	人 数
住民への周知要員	藤沢 太郎	〇〇人
避難誘導要員	鵠沼 一郎	〇〇人
現地調整所要員	辻堂 二郎	〇〇人
避難所運営要員	明治 三郎	〇〇人
安否情報担当者	長後 四郎	〇〇人
水、食料等支援要員	六会 五郎	〇〇人
外国人のための通訳	遠藤 六郎	〇〇人

(2) 残留者の確認

避難の実施時間を終了した後、速やかに避難を指示した地区の残留者を確認する。

(3) 現地調整所の立ち上げ

職員〇名を派遣し、現地で活動する県警察、消防機関、自衛隊等関係機関とともに現地調整所を立ち上げ、情報共有及び連絡調整にあたらせる。

4 避難実施要領の住民への周知事項（別紙 避難実施要領伝達文）

- ・防災行政無線により、概要を周知する。
- ・住民への周知要員は、対象住民に避難実施要領の内容を伝達する。
- ・担当部は、避難実施要領の内容を自主防災組織・自治会等のリーダー、消防団長等にFAXで送付し、住民への周知を依頼する。
- ・担当部は、避難実施要領の内容を報道機関に提供する。

5 安全の確保

- ・職員及び消防職員等は、警察又は国民保護のために派遣された自衛隊とともに避難誘導にあたる。
- ・二次災害の発生を防止するため、現地調整所、関係機関からの情報を対策本部に集約し、各職員に最新の情報を提供する。
- ・職員は、冷静沈着に行動し、毅然たる態度で避難誘導にあたること。
- ・職員は、防災服や腕章、帽章、身分証明書等により、避難誘導員の立場であることを明確にし、その活動に理解を求めること。
- ・職員は、最新の情報を提供することにより、混乱を防止するとともに冷静かつ秩序のある行動を呼びかけること。
- ・職員は、住民に対しテレビ、ラジオ等による情報の入手に努めるよう促すこと。

6 その他

(1) 避難時の持ち出し品

携行品は、現金や通帳などの貴重品、必要なものを入れた非常持ち出し品だけとすること。

(2) 避難時の服装

服装は、身軽で動きやすいものとし、帽子や頭巾で頭を保護し、靴は底の丈夫な履き慣れた運動靴等を履くようにすること。

(3) 避難地区以外の関係住民

避難地区以外の地区の住民は、外出を控えるとともに家族との連絡を確保しておくこと。

(4) 連絡先

緊急時の連絡先は次のとおりとする。

藤沢市国民保護（緊急対処事態）対策本部

〇〇部 担当 〇〇

TEL 0466-〇〇-〇〇〇〇

FAX 0466-〇〇-〇〇〇〇

現地対策本部

TEL 0466-〇〇-〇〇〇〇

FAX 0466-〇〇-〇〇〇〇

避難実施要領伝達文

本日、午後〇時頃、武装工作員と思われる数人が鵜沼海岸に上陸した模様です。

これに伴い、鵜沼海岸、辻堂海岸の海岸線から約 500 メートル内の区域に対し、避難の指示が出されました。

この区域にお住まいのみなさん、宿泊客、観光でお越しのみなさんは、これから示す指示に従い避難してください。

避難施設は、高砂小学校、浜見小学校、高浜中学校及び辻堂小学校です。

観光等で本地区にお越しの方につきましては、電車、バス等の臨時便がでております。駅等までの要所には警察、自衛隊、市の職員及び消防職員が避難の誘導を実施しております。

また、避難に際しては、できるだけ隣近所一緒に複数で行動してください。自分で避難できない方については、藤沢市が別に定めております、藤沢市避難行動要支援者避難支援プラン全体計画に基づき支援をいたします。

避難の服装は、動きやすい服装で、持ち物は貴重品のみとし、パスポート、運転免許証等の身分証明書は必ず携行してください。

避難の際は、電気、ガス、水道の元栓を閉め、戸締まりを確実に行ってください。詳しくは、市の職員等が文書又は口頭で指示しますので、防災行政無線、テレビ、ラジオの情報を確認しながら落ち着いて行動してください。

避難実施要領（作成例3）

〔ゲリラによる攻撃〕

藤沢市長

○月○日○時現在

1 事態の状況、避難の必要性

国の対策本部長は、○月○日午後○時、藤沢市葛原の北側、山林部に10数人の武装工作員が潜入したと判断し、同地区の住民に対し、避難措置を指示した。

県警察は、同地区に通ずる道路を閉鎖し、捜索を実施中である。

2 避難誘導の全般的方針

県の対策本部長から、警報及び避難の指示を受けた市長は、直ちに市の対策本部を設置、あわせて御所見市民センターに現地対策本部を設置することとする。

市の対策本部長は、同地区周辺の住民について警察、自衛隊により、避難経路の安全を確保した後、直ちに避難施設となる御所見中学校、富士見台小学校に避難するよう指示を行うとともに、新幹線の線路が付近にあることから、警戒を厳重に行うよう、警察、自衛隊に要請を行う。

当該エリア内の住民に対しては、防災行政無線、広報車、ケーブルテレビ、レディオ湘南等により避難の方法を呼びかける。

(1) 避難の対象住民（地区別）

御所見地区の北東部の住民は御所見中学校へ、長後地区の西部は富士見台小学校へ避難。

武装工作員の潜伏地域に近い葛原の北側の住民については、警察・自衛隊が各家を戸別に訪問し、警察・自衛隊の車両により避難所に搬送する。

(2) 避難の区分（○で囲む）

・屋内避難 ○避難場所への避難・避難先地域への避難 その他（ ）

(3) 避難住民の概数等

住民 1,800 人

(4) 避難の開始時期及び避難時期

警察、自衛隊により、避難経路の安全を確保した後、直ちに避難させる。

(5) 避難の手段、避難経路（緊急交通路等に注意）

葛原の北側の住民を除き、原則、徒歩による避難とするが、御所見地区については私有車の使用を許可する。

高齢者、障害者その他特に配慮を要する者については、大型バス（指定公共機関等所有）によりピストン輸送を行う。

(6) 要配慮者の対応状況（民生委員、自主防災組織等への連絡状況等）

市の対策本部設置後、担当部から民生委員、自主防災組織等へ連絡し、避難施設及び安全地域において、要配慮者の安否確認及び避難施設への避難誘導を行い、結果連絡について依頼する。

3 避難住民の誘導の実施方法

(1) 市の体制

ア 藤沢市緊急対処事態対策本部の設置

市長を本部長とする藤沢市緊急対処事態対策本部を藤沢市災害対策本部室に設置。また、副市長を本部長とする現地対策本部を御所見市民センターに設置。

イ 職員の配置

避難住民の避難誘導が円滑に実施できるよう、次の責任者及び職員をあてる

役 割	責 任 者	人 数
住民への周知要員	藤沢 太郎	〇〇人
避難誘導要員	鶴沼 一郎	〇〇人
現地調整所要員	辻堂 二郎	〇〇人
避難所運営要員	明治 三郎	〇〇人
安否情報担当者	長後 四郎	〇〇人
水、食料等支援要員	六会 五郎	〇〇人
外国人のための通訳	遠藤 六郎	〇〇人

ウ 職員の現地派遣

警察・自衛隊の派遣部隊とともに、現地対策本部及び避難所となる御所見中学校及び富士見台小学校に職員、消防職員を派遣し、避難住民の誘導、確認を実施する。

(2) 残留者の確認

避難の実施を終了した後、速やかに避難を指示した地区の残留者を確認する。

(3) 現地調整所の立ち上げ

職員〇名を派遣し、現地で活動する県警察、消防機関、自衛隊等関係機関とともに現地調整所を立ち上げ、情報共有及び連絡調整にあたらせる。

4 避難実施要領の住民への周知事項（別紙 避難実施要領伝達文）

- ・防災行政無線により、概要を周知する。
- ・担当部は、避難実施要領の内容を自主防災組織・自治会等のリーダー、消防団長等にFAXで送付し、住民への周知を依頼する。
- ・担当部は、避難実施要領の内容を報道機関に提供する。

5 安全の確保

- ・二次災害の発生を防止するため、現地調整所、関係機関からの情報を対策本部に集約し、各職員に最新の情報を提供する。
- ・職員は、冷静沈着に行動し、毅然たる態度で避難誘導にあたること。
- ・職員は、防災服や腕章、帽章、身分証明書等により、避難誘導員の立場であることを明確にし、その活動に理解を求めること。
- ・職員は、最新の情報を提供することにより、混乱を防止するとともに冷静かつ秩序のある行動を呼びかけること。
- ・職員は、住民に対しテレビ、ラジオ等による情報の入手に努めるよう促すこと。

6 その他

(1) 避難時の持ち出し品

携行品は、現金や通帳などの貴重品、必要なものを入れた非常持ち出し品だけとすること。

(2) 避難時の服装

服装は、身軽で動きやすいものとし、靴は底の丈夫な履き慣れた運動靴等を履くようにすること。

(3) 避難地区以外の関係住民

避難地区以外の住民は、外出を控えるとともに家族との連絡を確保しておくこと。

(4) 連絡先

緊急時の連絡先は次のとおりとする。

藤沢市国民保護（緊急対処事態）対策本部

〇〇部 担当 〇〇

TEL 0466-〇〇-〇〇〇〇

FAX 0466-〇〇-〇〇〇〇

現地対策本部

TEL 0466-〇〇-〇〇〇〇

FAX 0466-〇〇-〇〇〇〇

避難実施要領伝達文

本日、午後〇時頃、葛原の北側の山林部に潜入した武装工作員は、依然として潜伏中の模様です。

これに伴い、御所見地区の北東部及び長後地区の西部の住民に対し、避難の指示が出されました。住民のみなさんは、これから示す指示に従い避難してください。

避難施設は、御所見地区の方は御所見中学校、長後地区の方は富士見台小学校です。葛原の北側にお住まいの方については、警察・自衛隊が各家庭を訪問し、警察・自衛隊の車両で避難所に搬送します。

その他の地区の方は、市の職員、消防職員及び自治会役員が避難の誘導を実施します。

避難に際しては、できるだけ隣近所一緒に複数で行動してください。自分で避難できない方については、藤沢市が別に定めております、藤沢市避難行動要支援者避難支援プラン全体計画に基づき支援をいたします。

避難の服装は、動きやすい服装で、持ち物は貴重品等のみとし、パスポート、運転免許証等の身分証明書は必ず携行してください。

避難の際は、電気、ガス、水道の元栓を閉め、戸締まりを確実に行ってください。詳しくは、防災行政無線、テレビ、ラジオの情報を確認しながら落ち着いて行動してください。

避難実施要領（作成例4）

〔弾道ミサイル攻撃〕

藤沢市長

○月○日○時現在

1 事態の状況、避難の必要性

国の対策本部長は、○月○日、米軍厚木基地に向けて弾道ミサイルの発射の兆候又は発射が差し迫っており、着弾又は攻撃が予想されるとの警報を発令し、避難措置の指示を行った。

本市においても、厚木基地と隣接していることから市の北部方面が要避難地域に含まれている。

県の対策本部長から、警報及び避難の指示を受けた市長は、直ちに市の対策本部を設置し、防災行政無線、サイレンその他の通信手段を最大限に活用し、速やかに警報を伝達し住民を密閉した堅牢な屋内等に避難するよう指示を行った。

ミサイル攻撃による被害が発生した場合の避難、救援及び災害対処の準備態勢を整え、攻撃兵器がNBC兵器の場合の対処についても考慮する。

2 避難誘導の全般的方針

- ・実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、住民が近傍の屋内に避難できるように、あらかじめ個人の人とすべき対応を周知徹底する。（その際、コンクリートの堅牢な建物への避難が望ましいが、建物の中央部に避難するとともに、エアコンや換気扇を停止し、必要によりテープで目張りを行い、外気にできるだけ遮断される状態になるように周知する。）
- ・車両内の者に対しては、実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、車両を道路外の場所（やむを得ず道路において避難するときは、道路の左側端に沿って駐車する等、緊急車両の通行の妨げにならないよう注意）に止めるよう周知する。
- ・外出先においては、可能な限り、大規模集客施設や地下街等の屋内に避難するが、余裕がない場合は、何らかの遮蔽物の物陰に留まる（その際、ガラス張りの建築物の下は避ける。）とともに、周辺で着弾音を聞いた場合は、当該現場から離れるよう周知する。
- ・住民に対しては、屋内避難時に備えて、最低限の食料や飲料水、懐中電灯、ラジオ、身分証明書等を用意するよう周知する。また、防災行政無線やテレビ、ラジオなどを通じて伝えられる情報に注意するよう周知する。

(1) 避難の予想対象住民（着弾の場所により）

長後地区、御所見地区、遠藤地区、湘南台地区、六会地区、善行地区、湘南大庭地区

(2) 避難の区分（○で囲む）

○屋内避難

○避難場所への避難

○避難先地域への避難

○その他（帰宅）

(3) 住民からの通報等

- ・住民が近所で弾道ミサイルの着弾音と考えられる不審な音を聞いた場合は、できるだけ市、消防機関、警察又は海上保安本部等に連絡するよう周知する。
- ・弾道ミサイルの着弾地点の周辺には、一般の住民は、興味本位で近づかないよう周知する。

ミサイル着弾後

着弾後の救助活動、避難、救援については、着弾地点、被害状況を受けて別途指示をする。

3 要配慮者や一時滞在者等の避難

- ・特に、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者が、迅速に屋内避難が行えるよう、外出先における対応についても問題意識を持ってもらえるよう、藤沢市避難行動要支援者避難支援プラン全体計画を活用してあらかじめ説明を行っておく。
- ・夜間は、暗闇の中における視界の低下により不安が一層高まる傾向にあることから、避難経路の要所に夜間照明を配備し、住民の不安を解消するよう努める。

4 連絡先

緊急時の連絡先は次のとおりとする。

藤沢市国民保護対策本部

〇〇部 担当 〇〇

TEL 0466-〇〇-〇〇〇〇

FAX 0466-〇〇-〇〇〇〇

避難実施要領（作成例 5）

〔化学剤を用いた攻撃〕

藤沢市長

○月○日○時現在

1 事態の状況、避難の必要性

国は、○日以降、各地で連続して発生している一連の爆破テロを緊急対処事態と認定した。
○日午前○時に起きた、JR 藤沢駅構内の爆発についても、爆発と同時に化学剤（サリンと推定される）を撒布した可能性が高いため、国の対策本部長は緊急対処事態と認定し、警報を発令、爆発地区周辺の藤沢市藤沢（柳通以南の地域）、その風下となる藤沢市南藤沢の地区を要避難地域として避難措置の指示を行った。

2 避難誘導の全般的方針

県の対策本部長から、警報及び避難の指示を受けた市長は、直ちに市の対策本部を設置し要避難地域のうち、爆発地区周辺の藤沢地区の住民を直ちに現場から離れ、避難先となる大道小学校、藤沢小学校へ避難させ、風下となる南藤沢の住民に対しては屋内へ避難するよう指示することとする。

市の対策本部長は、サンパール広場に通じるコンコースを閉鎖するとともに一時滞在者について安全が確認された場合、原則帰宅を促す。

また、同地域を警戒区域として、警戒区域の外周上の要所に救護所、除染所を設置し、救助を実施する。

当該エリア内の住民に対しては、防災行政無線、広報車、ケーブルテレビ、レディオ湘南等により避難の方法を呼びかける。

また、市の対策本部長はNBC防護機器を有する県警察、自衛隊の部隊等に避難誘導を要請する。

(1) 避難の対象住民（地区別）

藤沢地区の一部、デパート等買い物客

(2) 避難の区分（○で囲む）

・屋内避難 ○避難場所への避難 ○避難先地域への避難 ○その他（帰宅）

(3) 避難住民の概数等

住民 300 人 買い物客等 50 人 計 350 人

(4) 避難が困難な者への対応

自力避難が困難な者又は安全に避難ができない者は、警察又は自衛隊等による避難の誘導があるまで、近隣の堅牢な建物等に避難し、室内を密閉するとともにできるだけ窓のない中央の部屋に移動し、2階以上の建物では、なるべく上の階に移動するよう周知をする。

(5) 避難の手段、避難経路（緊急交通路等に注意）

避難者で汚染の可能性が完全でない場合は、原則、徒歩による避難とするが、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者については、大型バス（指定公共機関等所有）によりピストン輸送を行う。

(6) 要配慮者の対応状況（民生委員、自主防災組織等への連絡状況等）

市の対策本部設置後、担当部から民生委員、自主防災組織等へ連絡し、警戒区域の外側で、要配慮者の安否確認及び避難施設への避難誘導を行い、結果連絡について依頼する。

3 避難住民の誘導の実施方法

(1) 職員の配置

避難住民の避難誘導が円滑に実施できるよう、次の責任者及び職員をあてる。

役 割	責 任 者	人 数
住民への周知要員	藤沢 太郎	〇〇人
避難誘導要員	鵜沼 一郎	〇〇人
現地調整所要員	辻堂 二郎	〇〇人
避難所運営要員	明治 三郎	〇〇人
安否情報担当者	長後 四郎	〇〇人
水、食料等支援要員	六会 五郎	〇〇人
外国人のための通訳	遠藤 六郎	〇〇人

(2) 職員の安全確保

- ・市の職員及び消防職員による避難誘導は、警戒区域から外側の区域とし、警戒区域内の避難誘導は、警察及び自衛隊に要請する。
- ・避難誘導にあたる市の職員及び消防職員に対しては防護服を着用又は除染後の誘導を実施させ、二次災害の発生を防止する。

(3) 現地調整所の立ち上げ

職員〇名を派遣し、現地で活動する県警察、消防機関、自衛隊等関係機関とともに現地調整所を立ち上げ、情報共有及び連絡調整にあたらせる。

4 避難実施要領の住民への周知事項（別紙 避難実施要領伝達文）

- ・防災行政無線により、概要を周知する。
- ・住民への周知要員は、対象住民に避難実施要領の内容を伝達する。
- ・担当部は、避難実施要領の内容を自主防災組織・自治会等のリーダー、消防団長等にFAXで送付し、住民への周知を依頼する。
- ・担当部は、避難実施要領の内容を報道機関に提供する。

5 負傷者の対応

- ・爆発現場の負傷者については、消防職員による救助、応急救護所における除染の後、トリアージを行い、負傷の程度に応じて医療拠点病院に搬送する。
- ・県と調整して、専門医やDMAT等による医療救護活動の調整を行う。
- ・市は、被災者の把握を行い、その状況に応じて、NBCへの対応能力を有する医療救護班の派遣調整を行う。また、専門医や医薬品の確保のため県、医療機関と調整を行う。

6 安全の確保

- ・職員は、冷静沈着に行動し、毅然たる態度で避難誘導にあたること。
- ・職員は、防災服や腕章、帽章、身分証明書等により、避難誘導員の立場であることを明確にし、その活動に理解を求めること。
- ・職員は、最新の情報を提供することにより、混乱を防止するとともに冷静かつ秩序のある行動を呼びかけること。
- ・職員は、住民に対しテレビ、ラジオ等による情報の入手に努めるよう促すこと。

7 その他

(1) 避難時の持ち出し品

携行品は、現金や通帳などの貴重品、必要なものを入れた非常持ち出し品だけとすること。

(2) 避難時の服装

服装は、身軽で動きやすいものとし、マスク等を付け、できるだけ肌を露出しない服装で、靴は底の丈夫な履き慣れた運動靴等を履くようにすること。

(3) 連絡先

緊急時の連絡先は次のとおりとする。

藤沢市緊急対処事態対策本部

〇〇部 担当 〇〇

TEL 0466-〇〇-〇〇〇〇

FAX 0466-〇〇-〇〇〇〇

避難実施要領伝達文

本日、午前〇時頃、J R 藤沢駅構内で化学剤を使用したと思われる爆発がありました。

これに伴い、藤沢市藤沢の柳通り以南の地区の住民は直ちに現場から離れ、大道小学校又は藤沢小学校に避難してください。

風下となる南藤沢のみなさんは、屋内に避難し、2階以上の建物の場合は、なるべく上の階に移動してください。

サンパール広場に通じるコンコースは閉鎖しております。

買い物等でお越しの方で被害のない方は、現場から大至急離れてください。駅等には警察、自衛隊、市の職員及び消防職員が避難の誘導を実施しています。なお、自分で避難できない方については、藤沢市が別に定めております藤沢市避難行動要支援者避難支援プラン全体計画に基づき支援をいたします。

避難の際は、マスク等を付け、できるだけ肌を露出しない服装とし、持ち物は貴重品等のみとし、パスポート、運転免許証等の身分証明書は必ず携帯してください。

また、電気、ガス、水道の元栓を閉め、戸締まりを確実に行ってください。詳しくは、市の職員等が文書又は口頭で指示しますので、防災行政無線、テレビ、ラジオの情報を確認しながら落ち着いて行動してください。

避難実施要領（作成例6）

〔爆 発〕

藤沢市長

○月○日○時現在

1 事態の状況、避難の必要性

○月○日午後○時、湘南台駅地下通路及び辻堂駅構内で、ほぼ同時刻に大規模な爆発があった。

死傷者も相当数出ている模様で、国の対策本部長は、警報を発令し、爆発地区周辺住民に対し避難措置の指示を行った。

2 避難誘導の全般的方針

県の対策本部長から、警報及び避難の指示を受けた市長は、直ちに市の対策本部を設置するとともに、湘南台については、爆発地区周辺の住民を直ちに避難施設となる湘南台中学校に誘導。辻堂については、八松小学校を避難施設に指定し誘導する。

市の対策本部長は、NBC防護機器を有する県警察、自衛隊の部隊等に避難誘導を要請し、避難経路の安全を確保した後、住民を避難させるとともに爆発の原因究明について要請する。

当該エリア内の住民に対しては、防災行政無線、広報車、ケーブルテレビ、レディオ湘南等により避難の方法を呼びかける。

(1) 避難の対象住民（地区別）

湘南台駅・辻堂駅周辺住民及び両駅利用者

(2) 避難の区分（○で囲む）

・屋内避難 ○ 避難場所への避難 ○ 避難先地域への避難 ○ その他（帰宅）

(3) 避難住民の概数等

湘南台駅		
住民 60 人	駅・地下通路利用者 150 人	計 210 人
辻堂駅		
住民 100 人	駅・自由通路利用者 50 人	計 150 人

(4) 避難の手段、避難経路（緊急交通路等に注意）

避難者で汚染の可能性のない者について、湘南台については、湘南台中学校、辻堂については、八松小学校を避難施設とし、原則、徒歩による避難とする。

また、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者については、大型バス（指定公共機関等所有）によりピストン輸送を行う。

(5) 要配慮者の対応状況（民生委員、自主防災組織等への連絡状況等）

市の対策本部設置後、担当部から民生委員、自主防災組織等へ連絡し、警戒区域の外側で、要配慮者の安否確認及び避難施設への避難誘導を行い、結果連絡について依頼する。

3 避難住民の誘導の実施方法

(1) 市の体制

ア 藤沢市緊急対処事態対策本部の設置

市長を本部長とする藤沢市緊急対処事態対策本部を藤沢市災害対策本部室に設置、また、副市長を本部長とする現地対策本部を湘南台市民センターに設置。

イ 職員の配置

避難住民の避難誘導が円滑に実施できるよう、次の責任者及び職員をあてる。

役 割	責 任 者	人 数
住民への周知要員	藤沢 太郎	〇〇人
避難誘導要員	鶴沼 一郎	〇〇人
現地調整所要員	辻堂 二郎	〇〇人
避難所運営要員	明治 三郎	〇〇人
安否情報担当者	長後 四郎	〇〇人
水、食料等支援要員	六会 五郎	〇〇人
外国人のための通訳	遠藤 六郎	〇〇人

(2) 残留者の確認

避難の実施時間を終了した後、速やかに避難を指示した地区の残留者を確認する。

(3) 現地調整所の立ち上げ

職員〇名を派遣し、現地で活動する県警察、消防機関、自衛隊等関係機関とともに現地調整所を立ち上げ、情報共有及び連絡調整にあたらせる。

(4) 職員の安全確保

- ・市の職員及び消防職員による避難誘導は、警戒区域から外側の区域とし、警戒区域内の避難誘導は、警察及び自衛隊に要請する。
- ・避難誘導にあたる市の職員及び消防職員に対しては防護服を着用又は除染後の誘導を実施させ、二次災害の発生を防止する。

4 避難実施要領の住民への周知事項 (別紙 避難実施要領伝達文)

- ・防災行政無線により、概要を周知する。
- ・住民への周知要員は、対象住民に避難実施要領の内容を伝達する。
- ・担当部は、避難実施要領の内容を自主防災組織・自治会等のリーダー、消防団長等にFAXで送付し、住民への周知を依頼する。
- ・担当部は、避難実施要領の内容を報道機関に提供する。

5 負傷者の対応

- ・爆発現場の負傷者については、消防職員による救助、応急救護所における除染の後、トリアージを行い、負傷の程度に応じて医療拠点病院に搬送する。
- ・県と調整して、専門医やDMAT等による医療救護活動の調整を行う。
- ・市は、被災者の把握を行い、状況に応じて、NBCへの対応能力を有する医療救護班の派遣調整を行う。また、専門医や医薬品の確保のため県、医療機関と調整を行う。

6 安全の確保

- ・二次災害の発生を防止するため、現地調整所、関係機関からの情報を対策本部に集約し、各職員に最新の情報を提供する。
- ・職員は、冷静沈着に行動し、毅然たる態度で避難誘導にあたること。
- ・職員は、防災服や腕章、帽章、身分証明書等により、避難誘導員の立場であることを明確にし、その活動に理解を求めること。
- ・職員は、最新の情報を提供することにより、混乱を防止するとともに冷静かつ秩序のある行動を呼びかけること。
- ・職員は、住民に対しテレビ、ラジオ等による情報の入手に努めるよう促すこと。

7 その他

(1) 避難時の持ち出し品

携行品は、現金や通帳などの貴重品、必要なものを入れた非常持ち出し品だけとし、身軽に動けるようにすること。

(2) 避難時の服装

服装は、身軽で動きやすいものとし、マスク等を付け、できるだけ肌を露出しない服装で、靴は底の丈夫な履き慣れた運動靴等を履くようにすること。

(3) 連絡先

緊急時の連絡先は次のとおりとする。

藤沢市緊急対処事態対策本部

〇〇部 担当 〇〇

TEL 0466-〇〇-〇〇〇〇

FAX 0466-〇〇-〇〇〇〇

避難実施要領伝達文

本日、午後〇時頃、〇〇〇で大規模な爆発がありました。

爆発物の内容については、現在調査を行っておりますが、爆発地から100メートル以内の区域の方は直ちに現場から離れ、〇〇〇小学校に避難してください。

風下となる〇〇〇のみなさんは、屋内に避難し、2階以上の建物の場合にはなるべく上の階に移動してください。

買い物等でお越しの方で被害のない方は、現場から大至急離れてください。駅等には警察、自衛隊、市の職員及び消防職員が避難の誘導を実施しています。

なお、自分で避難できない方については、藤沢市が別に定めております、藤沢市避難行動要支援者避難支援プラン全体計画に基づき支援をいたします。

避難の際は、マスク等を付け、できるだけ肌を露出しない服装とし、持ち物は貴重品等のみとし、パスポート、運転免許証等の身分証明書は必ず携行してください。

また、電気、ガス、水道の元栓を閉め、戸締まりを確実に行ってください。詳しくは、市の職員等が文書又は口頭で指示しますので、防災行政無線、テレビ、ラジオの情報を確認しながら落ち着いて行動してください。

6 救援に関する資料

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する 法律による救援の程度及び方法の基準	90
武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに 安否情報の照会及び回答の手續その他の必要な事項を定める省令	98
安否情報に係る各種様式	101
防災備蓄資機材一覧	106
防災備蓄資機材の整備状況	108

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準

(平成二十五年十月一日)

(内閣府告示第二百二十九号)

改正 平成二六年 三月三日内閣府告示第 二〇号
同 二七年 三月三一日同 第 四五号
同 二八年 三月三一日同 第一一三号
同 二九年 三月三一日同 第五三四号

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令(平成十六年政令第二百七十五号)第十条第一項の規定に基づき、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準を次のように定め、平成二十五年十月一日から適用する。

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準

(救援の程度及び方法)

第一条 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令(平成十六年政令第二百七十五号。以下「令」という。)第十条第一項(令第五十二条において準用する場合を含む。)の規定による救援の程度及び方法の基準は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成十六年法律第百十二号。以下「法」という。)第七十五条第一項各号及び令第九条各号に掲げる救援の種類ごとに、次条から第十三条までに定めるところによる。

- 2 前項の基準によっては救援の適切な実施が困難な場合には、内閣総理大臣が特別の基準(次項において「特別基準」という。)を定める。
- 3 救援を実施する都道府県知事(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市においては、その長)は、第一項の基準によっては救援の適切な実施が困難な場合には、内閣総理大臣に対し、特別基準の設定について意見を申し出ることができる。

(収容施設の供与)

第二条 法第七十五条第一項第一号の収容施設(応急仮設住宅を含む。)の供与は、次の各号に掲げる施設ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

一 避難所

- イ 避難住民(法第五十二条第三項に規定する避難住民をいう。)又は武力攻撃災害(法第二条第四項に規定する武力攻撃災害を言う。以下同じ。)により現に被害を受け、若しくは受けるおそれのある者(以下「避難住民等」という。)を収容するものであること。
- ロ 原則として、学校、公民館等既存の建物を利用すること。ただし、これら適当な建物を利用することが困難な場合は、野外に仮小屋を設置し、又は天幕の設営により実施すること。

ハ 避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費は、一人一日当たり三百二十円(冬季(十月から三月までの期間をいう。以下同じ。))については、別に定める額を加算した額)の範囲内とすること。ただし、福祉避難所(高齢者、障害者等(以下「高齢者等」という。))であって避難所での生活において特別な配慮を必要とするものを収容する避難所をいう。)を設置した場合は、当該地域において当該特別な配慮のために必要な通常の実費を加算することができること。

ニ 収容する期間が長期にわたる場合又は長期にわたるおそれがある場合には、長期避難住宅を設置し、これに収容することができることとし、一戸当たりの規模及び避難住民等の収容のため支出できる費用は、次に掲げるところによること。

(1) 一戸当たりの規模は、二十九・七平方メートルを標準とし、その設置のための費用は二百六十五万二千元以内とすること。

(2) 長期避難住宅の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、器物の使用謝金、借上費又は購入費並びに光熱水費は、一人一日当たり三百二十円(冬季については、別に定める額を加算した額)の範囲内とすること。

ホ 長期避難住宅を同一敷地内又は近接する地域内におおむね五十戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置できることとし、一施設当たりの規模及びその設置のため支出できる費用は、別に定めるところによること。

ヘ 老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者等であって日常の生活上特別な配慮を要する複数のものを収容する施設を長期避難住宅として設置できること。

ト 長期避難住宅の設置に代えて、賃貸住宅、宿泊施設等の居室の借上げを実施し、これらに収容することができること。

チ 法第八十九条第三項の規定により準用される建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第八十五条第一項本文、第三項及び第四項並びに景観法(平成十六年法律第百十号)第七十七条第一項、第三項及び第四項並びに法第三百三十一条の規定により準用される特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律(平成八年法律第八十五号)第二条、第八条及び第九条の規定は、長期避難住宅について適用があるものとする。

二 応急仮設住宅

イ 避難の指示が解除された後又は武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれなくなった後、武力攻撃災害により住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住家を得ることができないものを収容するものであること。

ロ 一戸当たりの規模は、二十九・七平方メートルを標準とし、その設置のための費用は、二百六十五万二千元以内とすること。

ハ 前号ホからチまでの規定は、応急仮設住宅について準用する。

(平二六内府告二〇・平二七内府告四五・平二八内府告一一三・平二九内府告五三四・一部改正)

(炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給)

第三条 法第七十五条第一項第二号の炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給は、次の各号に掲げる救援ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

一 炊き出しその他による食品の給与

イ 避難所(長期避難住宅を含む。以下同じ。)に收容された者、武力攻撃災害により住家に被害を受けて炊事のできない者及び避難の指示(法第五十四条第二項に規定する避難の指示をいう。以下同じ。)に基づき又は武力攻撃災害により住家に被害を受け避難する必要がある者に対して行うものであること。

ロ 被災者が直ちに食することができる現物によるものとする。

ハ 炊き出しその他による食品の給与を実施するため支出できる費用は、主食、副食及び燃料等の経費として一人一日当たり千百三十円以内とすること。

二 飲料水の供給

イ 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により現に飲料水を得ることができない者に対して行うものであること。

ロ 飲料水の供給を実施するために支出できる費用は、水の購入費のほか、給水又は浄水に必要な機械又は器具の借上費、修繕費及び燃料費並びに薬品又は資材の費用とし、当該地域における通常の実費とすること。

(平二六内府告二〇・平二七内府告四五・平二八内府告一一三・平二九内府告五三四・一部改正)

(被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与)

第四条 法第七十五条第一項第三号の被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与(以下「生活必需品の給与等」という。)は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

一 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により、生活上必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失又は損傷し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行うものであること。

二 被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行うこと。

イ 被服、寝具及び身の回り品

ロ 日用品

ハ 炊事用具及び食器

ニ 光熱材料

三 生活必需品の給与等のため支出できる費用は、季別及び世帯区分により一世帯当たり次に掲げる額の範囲内とすること。この場合においては、季別は、夏季(四月から九月までの期間をいう。

以下同じ。)及び冬季とし、生活必需品の給与等を行う日をもって決定すること。

季別	一人世帯 の額	二人世帯 の額	三人世帯 の額	四人世帯 の額	五人世帯 の額	世帯員数が六人以上一人を 増すごとに加算する額
夏季	一万八千 四百円	二万三千 七百元	三万四千 九百元	四万千八 百円	五万二千 九百元	七千八百円
冬季	三万四百 円	三万九千 五百円	五万四千 九百元	六万四千 二百円	八万八百 円	一万千百円

四 避難の指示が長期にわたって解除されない場合又は武力攻撃災害が長期にわたって継続している場合は、必要に応じ前号に掲げる額の範囲内で再び実施することができること。

(平二六内府告二〇・平二七内府告四五・平二八内府告一一三・平二九内府告五三四・一部改正)

(医療の提供及び助産)

第五条 法第七十五条第一項第四号の医療の提供及び助産は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

一 医療の提供

イ 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により医療の途を失った者に対して、応急的に処置するものであること。

ロ 救護班において行うこと。ただし、急迫した事情があり、やむを得ない場合は、病院若しくは診療所又は施術所(あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律(昭和二十二年法律第二百十七号)又は柔道整復師法(昭和四十五年法律第十九号)に規定するあん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師又は柔道整復師(以下「施術者」という。)がその業務を行う場所をいう。以下同じ。)において医療(施術者が行うことができる範囲の施術を含む)を行うことができること。

ハ 次の範囲内において行うこと。

- (1) 診療
- (2) 薬剤又は治療材料の支給
- (3) 処置、手術その他の治療及び施術
- (4) 病院又は診療所への収容
- (5) 看護

ニ 医療の提供のため支出できる費用は、救護班による場合は使用した薬剤、治療材料、破損した医療器具の修繕費等の実費とし、病院又は診療所による場合は国民健康保険の診療報酬の額以内とし、施術所による場合は協定料金の額以内とすること。

二 助産

イ 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により助産の途を失った者に対して行うものである

こと。

ロ 次の範囲内において行うこと。

- (1) 分べんの介助
- (2) 分べん前及び分べん後の処置
- (3) 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給

ハ 助産のため支出できる費用は、救護班等による場合は使用した衛生材料の実費とし、助産師による場合は慣行料金の百分の八十以内の額とすること。

(被災者の捜索及び救出)

第六条 法第七十五条第一項第五号の被災者の捜索及び救出は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

- 一 避難の指示が解除された後又は武力攻撃により新たに被害を受けるおそれがない場合、武力攻撃災害により、現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、又は救出するものであること。
- 二 被災者の捜索及び救出のため支出できる費用は、舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費として当該地域における通常の実費とすること。

(埋葬及び火葬)

第七条 法第七十五条第一項第六号の埋葬及び火葬は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

- 一 武力攻撃災害の際死亡した者について、死体の応急的処理程度のものを行うものであること。
- 二 原則として、棺又は棺材の現物をもって、次の範囲内において行うこと。

- イ 棺(附属品を含む。)
- ロ 埋葬又は火葬(賃金職員等雇上費を含む。)

ハ 骨つぼ及び骨箱

三 埋葬のため支出できる費用は、一体当たり大人二十一万二百円以内、小人十六万八千円以内とすること。

(平二六内府告二〇・平二七内府告四五・平二八内府告一一三・平二九内府告五三四・一部改正)

(電話その他の通信設備の提供)

第八条 法第七十五条第一項第七号の電話その他の通信設備の提供は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

- 一 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により、通信手段を失った者に対して行うものであること。
- 二 電話、インターネットの利用を可能とする通信端末機器その他必要な通信設備を第二条第一号に規定する避難所に設置し、これらの設備を避難住民等に利用させることにより行うものである

こと。

- 三 電話その他の通信設備の提供のため支出できる費用は、消耗器材費、器物の使用謝金、借上費又は購入費、必要な通信設備の設置費及び通信費として当該地域における通常の実費とすること。

(武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理)

第九条 法第七十五条第一項第八号の規定に基づく令第九条第一号の武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

- 一 避難の指示が解除された後若しくは武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれがなくなった後、武力攻撃災害により住家が半壊若しくは半焼し、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して行うものであること。
- 二 居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部分に対し、現物をもって行うものとし、その修理のために支出できる費用は、一世帯当たり五十七万四千円以内とすること。

(平二六内府告二〇・平二七内府告四五・平二八内府告一一三・平二九内府告五三四・一部改正)

(学用品の給与)

第十条 法第七十五条第一項第八号の規定に基づく令第九条第二号の学用品の給与は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

- 一 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により、学用品を喪失又は損傷し、就学上支障のある小学校児童(義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部の児童を含む。以下同じ。)、中学校生徒(義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部の生徒を含む。以下同じ。)及び高等学校等生徒(高等学校(定時制の課程及び通信制の課程を含む。)、中等教育学校の後期課程(定時制の課程及び通信制の課程を含む。)、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。以下同じ。)に対して行うものであること。
- 二 被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行うこと。

- イ 教科書
ロ 文房具
ハ 通学用品

- 三 学用品の給与のため支出できる費用は、次の額の範囲内とすること。

イ 教科書代

- (1) 小学校児童及び中学校生徒 教科書の発行に関する臨時措置法(昭和二十三年法律第三百三十二号)第二条第一項に規定する教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出、又はその承認を受けて使用するものを給与するための実費
- (2) 高等学校等生徒 正規の授業で使用する教材を給与するための実費

ロ 文房具費及び通学用品費

- (1) 小学校児童 一人当たり 四千四百円
- (2) 中学校生徒 一人当たり 四千七百元
- (3) 高等学校等生徒 一人当たり 五千百元

四 避難の指示が長期にわたって解除されない場合又は武力攻撃災害が長期にわたって継続している場合は、必要に応じ前号に掲げる額の範囲内で再び実施することができること。

(平二七内府告四五・平二八内府告一一三・平二九内府告五三四・一部改正)

(死体の搜索及び処理)

第十一条 法第七十五条第一項第八号の規定に基づく令第九条第三号の死体の搜索及び処理は、次の各号に掲げる救援ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

一 死体の搜索

イ 避難の指示が解除された後又は武力攻撃により新たに被害を受けるおそれがない場合、武力攻撃災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情により既に死亡していると推定される者に対して行うものであること。

ロ 死体の搜索のため支出できる費用は、舟艇その他搜索のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費として当該地域における通常の実費とすること。

二 死体の処理

イ 武力攻撃災害の際死亡した者について、死体に関する処理(埋葬を除く。)を行うものであること。

ロ 次の範囲内において行うこと。

- (1) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置
- (2) 死体の一時保存
- (3) 検案

ハ 検案は、原則として救護班において行うこと。

ニ 死体の処理のため支出できる費用は、次に掲げるところによること。

(1) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処理のための費用は、一体当たり三千四百円以内とすること。

(2) 死体の一時保存のための費用は、死体を一時収容するための既存の建物を利用する場合は当該施設の借上費について通常の実費とし、既存の建物を利用できない場合は一体当たり五千三百円以内とすること。この場合において、死体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要であるときは、当該地域における通常の実費を加算することができること。

(3) 救護班において検案をすることができない場合は、当該地域の慣行料金の額以内とすること。

(平二六内府告二〇・平二七内府告四五・一部改正)

(武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去)

第十二条 法第七十五条第一項第八号の規定に基づく令第九条第四号の武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているもの(以下「障害物」という。)の除去は、次の各号に掲げる救援ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

一 避難の指示が解除された後又は武力攻撃により新たに被害を受けるおそれなくなった後、居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に障害物が運びこまれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力をもってしては、当該障害物を除去することができない者に対して行うものであること。

二 障害物の除去のため支出できる費用は、ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、一世帯当たり十三万五千円以内とすること。

(平二七内府告四五・平二八内府告一一三・平二九内府告五三四・一部改正)

(救援のための輸送費及び賃金職員等雇上費)

第十三条 法第七十五条第一項各号に掲げる救援を実施するに当たり必要な場合は、救援のための輸送費及び賃金職員等雇上費を支給することができる。

一 救援のための輸送費及び賃金職員等雇上費として支出できる範囲は、次に掲げる場合とすること。

イ 飲料水の供給

ロ 医療の提供及び助産

ハ 被災者の捜索及び救出

ニ 死体の捜索及び処理

ホ 救済用物資の整理配分

二 救援のため支出できる輸送費及び賃金職員等雇上費は、当該地域における通常の実費とすること。

改正文 (平成二六年三月三十一日内閣府告示第二〇号) 抄
平成二十六年四月一日から適用する。

改正文 (平成二七年三月三十一日内閣府告示第四五号) 抄
平成二十七年四月一日から適用する。

改正文 (平成二八年三月三十一日内閣府告示第一一三号) 抄
平成二十八年四月一日から適用する。

改正文 (平成二九年三月三十一日内閣府告示第五三四号) 抄
平成二十九年四月一日から適用する。

武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令

(平成十七年三月二十八日)

(総務省令第四十四号)

改正 平成一八年 三月三十一日総務省令第五〇号

同 二七年 九月一六日同 第七六号

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令(平成十六年政令第二百七十五号)第二十五条第二項及び第二十六条第四項(これらの規定を同令第五十二条において準用する場合を含む。)の規定に基づき、武力攻撃事態等における安否情報の報告方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令を次のように定める。

武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令

(平一八総省令五〇・改称)

(安否情報の収集方法)

第一条 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成十六年法律第百十二号。以下「法」という。)第九十四条第一項及び第二項(法第百八十三条において準用する場合を含む。)の規定による安否情報の収集は、避難住民又は武力攻撃災害により負傷した住民については様式第一号を、武力攻撃災害により死亡した住民については様式第二号を用いて行うものとする。ただし、やむを得ない場合は、地方公共団体の長が適当と認める方法によることができる。

(平一八総省令五〇・追加)

(安否情報の報告方法)

第二条 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令(平成十六年政令第二百七十五号。以下「令」という。)第二十五条第二項(令第五十二条において準用する場合を含む。)の総務省令で定める方法は、法第九十四条第一項及び第二項(法第百八十三条において準用する場合を含む。)に規定する安否情報を様式第三号により記載した書面(電子的方式、磁氣的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。以下同じ。)の送付とする。ただし、事態が急迫している場合その他この方法によることができない場合には、口頭、電話その他の方法によることができる。

(平一八総省令五〇・旧第一条繰下・一部改正)

(安否情報の照会方法)

第三条 法第九十五条第一項(法第八十三条において準用する場合を含む。次条において同じ。)の規定による安否情報の照会は、令第二十六条第一項(令第五十二条において準用する場合を含む。)に規定する事項を様式第四号により記載した書面を総務大臣又は地方公共団体の長に提出することにより行うものとする。ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合、安否情報について照会をしようとする者が遠隔の地に居住している場合その他この方法によることができない場合には、口頭、電話その他の方法によることができる。

2 法第九十五条第一項(法第八十三条において準用する場合を含む。次条において同じ。)の規定により安否情報の照会をする者は、前項により提出した書面に記載されている氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、健康保険の被保険証、外国人登録証明書、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第二条第七項に規定する個人番号カードその他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であつて当該安否情報を照会する者が本人であることを確認するに足りるものを提示し、又は提出しなければならない。ただし、やむを得ない理由により、当該書類を提示し、若しくは提出することができない場合又は前項ただし書きの場合にあつては、当該安否情報を照会する者が本人であることを確認するために総務大臣又は地方公共団体の長が適当と認める方法によることができる。

3 前項ただし書の場合において、総務大臣及び地方公共団体の長が安否情報を照会する者が本人であることを確認するために必要があると認めるときは、関係地方公共団体の長に対し、必要な資料の提出を求めることができる。

(平一八総省令五〇・旧第二条線下・一部改正、平二七総省令七六・一部改正)

(安否情報の回答方法)

第四条 法第九十五条第一項の規定による安否情報の回答は、安否情報の照会に係る者が避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別その他必要な事項を様式第五号により記載した書面を交付することにより行うものとする。ただし、事態が急迫している場合その他この方法によることができない場合には、口頭、電話その他の方法によることができる。

(平一八総省令五〇・旧第三条線下・一部改正)

(安否情報の提供)

第五条 総務大臣は、全ての都道府県知事又は市町村(特別区を含む。以下同じ。)の長が法第九十五条第一項の規定に基づく安否情報の回答を行うことができるようにするた

め、法第九十四条第二項の規定により報告を受けた安否情報のうち当該回答に必要な情報を、都道府県知事及び市町村の長に対し、書面により提供することとする。

(平一八総省令五〇・追加)

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則 (平成一八年三月三十一日総務省令第五〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、本則に一条を加える改正規定及び附則第二条の別表の改正規定のうち第五条に係る部分については、平成十九年四月一日から施行する。

附 則 (平成二七年九月一六日総務省令第七六号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下この条及び次条第一項において「番号利用法」という。)附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日(平成二十八年一月一日)から施行する。

(経過措置)

第二条

2 次に掲げる省令の規定の適用については、住民基本台帳カード(第五条の規定による改正前の住民基本台帳法施行規則別記様式第二の様式によるものに限る。)は、番号利用法整備法第二十条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた旧住民基本台帳法第三十条の四十四第九項の規定によりその効力を失う時までの間は、個人番号カードとみなす。

一及び二 略

三 第十一条の規定による改正後の武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令第三条第二項

安否情報収集様式（避難住民・負傷住民）

記入日時（ 年 月 日 時 分）

① 氏名	
② フリガナ	
③ 出生の年月日	年 月 日
④ 男女の別	男 女
⑤ 住所（郵便番号を含む）	
⑥ 国籍	日本 その他 ()
⑦ その他個人を識別するための情報	
⑧ 負傷（疾病）の該当	負傷 非該当
⑨ 負傷又は疾病の状況	
⑩ 現在の居所	
⑪ 連絡先その他必要情報	
⑫ 親族・同居者からの紹介があれば、①～⑪を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は○で囲んでください。	回答を希望する 回答を希望しない
⑬ 知人からの紹介があれば①⑦⑧を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は○で囲んでください。	回答を希望する 回答を希望しない
⑭ ①～⑪を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答又は公表することについて、同意するかどうか○で囲んでください。	同意する 同意しない
※ 備考	

（注1）本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、個人情報の保護に十分留意しつつ、上記⑫～⑭の意向に沿って同法第95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

（注2）親族・同居者・知人であるかの確認は、申請書面により形式的審査を行います。
また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

（注3）「③出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。

（注4）回答情報の限定を希望する場合は備考欄にご記入願います。

安否情報収集様式（死亡住民）

記入日時（ 年 月 日 時 分）

① 氏名	
② フリガナ	
③ 出生の年月日	年 月 日
④ 男女の別	男 女
⑤ 住所（郵便番号を含む）	
⑥ 国籍	日本 その他（ ）
⑦ その他個人を識別するための情報	
⑧ 死亡の日時、場所及び状況	
⑨ 遺体が安置されている場所	
⑩ 連絡先その他必要情報	
⑪ ①～⑩を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対して回答することへの同意	同意する 同意しない
※ 備考	

（注1）本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、親族・知人については、個人情報の保護に十分留意しつつ、原則として親族・同居者・知人からの紹介があれば回答するとともに、上記⑪の意向に沿って同法第95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

（注2）親族・同居者・知人であるかの確認は、申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

（注3）「③出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。

（注4）回答情報の限定を希望する場合は備考欄にご記入願います。

⑪の同意回答者名		連絡先	
同意回答者住所		続柄	

（注5）⑪の回答者は、配偶者又は直近の直系親族を原則とします。

安 否 情 報 報 告 書

報告日時： _____ 年 月 日 時 分

市町村名： _____ 担当者名： _____

①氏名	②フリガナ	③出生の年月日	④男女の別	⑤住所	⑥国籍	⑦その他個人を識別するための情報	⑧負傷(疾病)の該当	⑨負傷又は疾病の状況	⑩現在の居所	⑪連絡先その他必要情報	⑫親族・同居者への回答の希望	⑬知人への回答の希望	⑭親族・同居者・知人以外の者への回答又は公表の同意	備考

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - 2 「③出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
 - 3 「⑥国籍」欄は日本国籍を有しない者に限り記入すること。
 - 4 武力攻撃災害により死亡した住民にあっては、「⑨負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「⑩現在の居所」欄に「遺体の安置されている場所」を記入すること。
 - 5 ⑫～⑭の希望又は同意欄には、安否情報の提供に係る希望又は同意について「有」又は「無」と記入願います。この場合において、当該希望又は同意について特段の条件がある場合は、当該条件を「備考」欄に記入すること。

安 否 情 報 照 会 書

年 月 日	
総務大臣 （都道府県知事） 殿 （市町村長）	
申 請 者 住所（居所） _____ 氏 名 _____	
下記の者について、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律 第95条第1項の規定に基づき、安否情報を照会します。	
照会をする理由 （○を付けて下さい。③の場合、 理由を記入願います。）	① 被照会者の親族又は同居者であるため。 ② 被照会者の知人（友人、職場関係者及び近隣 住民）であるため。 ③ その他 （ _____ ）
備 考	
被 照 会 者 を 特 定 す る た め に 必 要 な 事 項	氏 名
	フ リ ガ ナ
	出 生 の 年 月 日
	男 女 の 別
	住 所
	国 籍 （日本国籍を有しない者に限る。）
	日本 その他（ _____ ）
その他個人を識別 するための情報	
※ 申 請 者 の 確 認	
※ 備 考	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とします。
- 2 法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入願います。
- 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入願います。
- 4 ※印の欄には記入しないでください。

安 否 情 報 回 答 書

殿	年 月 日 総務大臣 （都道府県知事） （市町村長）	
年 月 日付で照会があった安否情報について、下記のとおり回答します。		
避難住民に該当するか否かの別		
武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別		
被 照 会 者	氏 名	
	フリガナ	
	出生の年月日	
	男 女 の 別	
	住 所	
	国 籍 <small>（日本国籍を有しない者に限る）</small>	日本 その他（ ）
	その他個人を識別するための情報	
	現 在 の 居 所	
	負傷又は疾病の状況	
	連絡先その他必要情報	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 「避難住民に該当するか否かの別」欄には「該当」又は「非該当」と記入し、「武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別」欄には「死亡」、「負傷」又は「非該当」と記入すること。
- 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
- 4 武力攻撃災害により死亡した住民にあっては、「負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「居所」欄に「遺体が安置されている場所」を記入すること。
- 5 安否情報の収集時刻を「連絡先その他必要情報」に記入すること。

防災備蓄資材一覧（防災倉庫用）

防災備蓄倉庫内在庫		(業者名)			点検者
点検日 ○○年○○月○○日		藤沢市 防災備蓄倉庫点検管理			
		業務委託管理代行業者			
施設名	施設番号：NO				
所在地					
訪問連絡先					
品目	品名	確認数量	単位	確認報告	備考
機材 1	災害救助用毛布		枚	1 梱包：10 枚	
機材 2	組立式トイレ		基	種類名：シティクリーン	和式・洋式
機材 3	地下埋蔵型トイレ		基	及びカッター、金具	
	地下埋蔵型トイレ（付属テント）		基		
機材 4	ボックストイレ		基	1 基に付、薬品セット 5 箱	
機材 5	テント		張	赤・青・白色の脚及び天袋・四方幕	
機材 6	布水槽		槽		
機材 7	飲料水用ポリ容器(10L)		個	1 箱：100 個	
機材 8	リヤカー		台	ノーバンクまたは空気入れ付	
機材 9	担架		台		
機材 10	救助用具セット		組	ロープ・ポール・ 鋸・斧・ジャック	
機材 11	ツルハシ		本		
機材 12	スコップ		本		大：2 1 中：2 小：2
機材 13	発電機		台	EM3000S×1台、EM400×1台	稼働テスト H28/2/9⇒2台稼働不可
機材 14	投光器		台		投光器用の足×2 基
機材 15	コードリール		台		
機材 16	防災用ラジオ		台		
機材 17	懐中電灯		個		
機材 18	大釜セット		組	アルミ鍋蓋×2 木製鍋蓋×5	コンロ大×7 中×2 小×2
機材 19	簡易担架		台		
機材 20	布担架（災害用袋式簡易担架）		箱	10 枚入×1 箱	
機材 21	救護用マット		組		
機材 22	エンジン刈払機		基		
機材 23	大型鉄板		枚		
品目	品名	確認数量	単位	コメント	備考
資材 1	救急セット		箱		
資材 2	食器セット		組	1 組（大小 1 箱ずつ）で 1,000 人分	
資材 3	ゴザ(6畳)	20	枚	1 梱包：5 枚	別途 ビニールごさ×1 巻
資材 4	ブルーシート	20	枚		
資材 5	紙おむつ（乳児用）	924	枚	4 6 2 枚×2 箱	
資材 6	紙おむつ（乳児用）	22	枚		2004 年 3 月納入（開封）
資材 7	紙おむつ（大人用）	294	枚	2 9 4 枚×1 箱	
資材 8	生理用品	1902	枚	1 梱包：9 5 1 枚×2 箱	
資材 9	生理用品	12	枚		2004 年 3 月納入（開封）
資材 10	災害用ちり紙	3	箱	3, 0 0 0 枚×5 袋包装×3	
資材 11	ブリペイドマスク	5	箱	(5 0 枚入×2 0 箱) ×5	
資材 12	バッテリー溶解液	1	缶		開封
資材 13	チェーンソーオイル	1	缶		開封
資材 14	発電機予備燃料缶	1	缶		開封

防災備蓄倉庫内在庫及びレイアウト

品目	品名	確認数量	単位	賞味期限	入数	ケース数	コメント
食品 1	長期保存食 (サバイバルフーズ)		缶	1999/1/12		箱	25年間保存可
	長期保存食 ()					箱	
食品 2	長期保存食：うめがゆ (アルファ米)		箱	2015/1/	130食	箱	賞味期限切れ
	長期保存食：うめがゆ (うるち米)		箱	2014/1/	130食	箱	賞味期限切れ
食品 3	粉ミルク		本	2016/2/27	200ml×80本分	箱	哺乳瓶2本
	1缶に付哺乳瓶2本あり			/	入り	箱	
食品 4				/	入り	箱	
				/	入り	箱	

品目	品名	確認数量	単位	コメント

防災管理室在庫表に記載がない商品

品目	品名	確認数量	単位	コメント

レイアウト表

飲料水用ポリ容器(10L) ロンテナー	スコップ	毛布	バケツ	鍋セット	大鍋セット 及び備品
ゴザ おむつ	ガソリン	ちり紙	発電機		組立式トイレ
		扉	発電機		
			コードリール		

防災備蓄資機材の整備状況

No.	品 目	H28年度末整備数	単 位	No.	品 目	H28年度末整備数	単 位
1	長期保存食	356,685	食	31	哺乳瓶洗浄液	13	本
3	お粥 (高齢者・幼児及び食物アレルギー対応)	11,600	食	32	ガソリン携行缶	13	缶
4	粉ミルク(850g缶) (非アレルギー対応)	480	缶	33	オイルジョッキ	13	個
5	粉ミルク(850g缶) (アレルギー対応)	104	缶	34	ガソリンポンプ	0	個
6	災害救助用毛布	152,620	枚	35	ガソリン缶詰(4L入)	135	セット
7	食器セット	3,200	組	36	間仕切りパネル	81	基
8	飲料水用ポリ容器	46,200	個	37	投光器	546	台
9	紙おむつ(子供用)	56,437	枚	38	仮設トイレ(ベンチウツク)	473	基
10	紙おむつ(大人用)	4,131	枚	39	地下埋設型トイレ (貯留式・マンホール利用型)	378	基
11	生理用品	84,160	枚	40	マンホール上乗せ型トイレ	86	基
12	簡易トイレ	12,720	セット	41	ベンチ式地下埋設型トイレ	46	基
13	哺乳瓶	1,015	個				
14	テント	320	張				
15	大釜セット	298	組				
16	床シート	20,000	巻				
17	災害用袋式簡易担架	1,000	袋				
18	布水槽	150	台				
19	リヤカー	130	台				
20	担架	239	台				
21	発電機	273	台				
22	エンジンオイル(4L入)	0	缶				
23	コードリール	546	台				
24	大型炊飯器	14	台				
25	ブルーシート	19,002	枚				
26	ツルハシ	170	本				
27	スコップ	600	本				
28	救助用具セット	130	組				
29	ラジオ	100	台				
30	簡易トイレ本体	360	基				

耐震性飲料用貯水槽の年度別設置状況

年 度	設 置 箇 所	設置数	累計設置数	設置率
H7年度	長後市民センター・長久保公園	2	2	13.3%
H8年度	新林公園	1	3	20.0%
H9年度	明治市民センター	1	4	26.7%
H10年度	秋葉台公園	1	5	33.3%
H11年度	湘南大庭市民センター	1	6	40.0%
H12年度	善行市民センター	1	7	46.7%
H13年度	天神公園	1	8	53.3%
H14年度	湘南台公園	1	9	60.0%
H15年度	片瀬上西原公園	1	10	66.7%
H16年度	砥上公園	1	11	73.3%
H18年度	大鋸外原公園	1	12	80.0%
H19年度	御所見市民センター広場	1	13	86.7%
H21年度	神台公園	1	14	93.3%
設置計画数		15		

7 武力攻撃災害への対処に関する資料

火災・災害等即報要領	109
生活関連等施設の安全確保の留意点	131
弾道ミサイル攻撃に際しての国民の保護のための 措置の実施について	173
国民保護措置を円滑に実施するための 現地調整所の在り方について	179
赤十字標章等及び特殊標章等に係る 事務の運用に関するガイドライン	183
緊急消防援助隊の運用に関する要綱	194
神奈川県下消防相互応援協定書	207
公用令書	210

火災・災害等即報要領

昭和 59 年 10 月 15 日

消防災第 267 号消防庁長官

改正 平成 6 年 12 月消防災第 279 号、平成 7 年 4 月消防災第 83 号、平成 8 年 4 月消防災第 59 号、平成 9 年 3 月消防情第 51 号、平成 12 年 11 月消防災第 98 号・消防情第 125 号、平成 15 年 3 月消防災第 78 号・消防情第 56 号、平成 16 年 9 月消防震第 66 号、
平成 20 年 5 月消防応第 69 号、平成 20 年 9 月消防応第 166 号、平成 24 年 5 月 31 日消防応第 111 号、平成 29 年 2 月 7 日消防応第 11 号

第 1 総則

1 趣旨

この要領は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 40 条の規定に基づき消防庁長官が求める消防関係報告のうち、火災・災害等に関する即報について、その形式及び方法を定めるものとする。

(参考)

消防組織法第 40 条

消防庁長官は、都道府県又は市町村に対し、消防庁長官の定める形式及び方法により消防統計及び消防情報に関する報告をすることを求めることができる。

2 火災・災害等の定義

「火災・災害等」とは、火災・災害及びその他の事故をいう。

なお、本要領における用語の定義については、本要領に特別の定めのない限り、「火災報告取扱要領（平成 6 年 4 月 21 日付け消防災第 100 号）」、「災害報告取扱要領（昭和 45 年 4 月 10 日付け消防防第 246 号）」、「救急事故等報告要領（平成 6 年 10 月 17 日付け消防救第 158 号）」の定めるところによる。

3 報告手続

(1) 「第 2 即報基準」に該当する火災又は事故（(1)において「火災等」という。）が発生した場合には、当該火災等が発生した地域の属する市町村（当該市町村が消防の事務を処理する一部事務組合又は広域連合の構成市町村である場合は、当該一部事務組合又は広域連合を含む。以下第 1 から第 3 までにおいて同じ。）は、火災等に関する即報を都道府県を通じて行うものとする。

ただし、2以上の市町村にまたがって火災等が発生した場合又は火災等が発生した地域の属する市町村と当該火災等について主として応急措置（火災の防御、救急業務、救助活動、事故の処理等）を行った市町村が異なる場合には、当該火災等について主として応急措置を行った市町村又はこれらの火災等があったことについて報告を受けた市町村が都道府県を通じて行うものとする。

- (2) 「第2 即報基準」に該当する災害が発生した場合（災害が発生するおそれ著しく大きい場合を含む。以下同じ。）には、当該災害が発生し、又はそのおそれがある地域の属する市町村は、災害に関する即報について都道府県に報告をするものとする。
- (3) 「第2 即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、都道府県は、市町村からの報告及び自ら収集した情報等を整理して、火災・災害等に関する即報について消防庁に報告をするものとする。
- (4) 「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、市町村は、第1報を都道府県に加え、消防庁に対しても報告をするものとする。この場合において、消防庁長官から要請があった場合については、市町村は、第1報後の報告を引き続き消防庁に対しても行うものとする。
- (5) 市町村は、報告すべき火災・災害等を覚知したときは、迅速性を最優先として可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）、分かる範囲でその第1報の報告をするものとし、以後、各即報様式に定める事項について、判明したもののうちから逐次報告をするものとする。都道府県は、市町村からの報告を入手後速やかに消防庁に対して報告を行うとともに、市町村からの報告を待たずして情報を入手したときには、直ちに消防庁に対して報告を行うものとする。

4 報告方法及び様式

火災・災害等の即報に当たっては、原則として(1)の区分に応じた様式に記載し、ファクシミリ等により報告をするものとする。

ただし、消防機関等への通報が殺到した場合又はファクシミリ等が使用不能な場合で当該方法による報告ができない場合には、迅速性を最優先とし、電話等通信可能な方法による報告に代えることができるものとする。

また、第1報以後の報告については、各様式で報告が求められている項目が記載された既存資料（地方公共団体が独自に作成した資料や災害対策本部会議で使用された資料など）による報告に代えることができるものとする。

なお、画像情報を送信することができる地方公共団体は(2)により被害状況等の画像情報の送信を行うものとする。

(1) 様式

ア 火災等即報・・・第1号様式及び第2号様式

火災及び特定の事故（火災の発生を伴うものを含む。）を対象とする。

特定の事故とは、石油コンビナート等特別防災区域内の事故、危険物等に係る事故、原子力災害及び可燃性ガス等の爆発、漏えい等の事故とする。

なお、火災（特定の事故を除く。）については第1号様式、特定の事故については第2号様式により報告をすること。

イ 救急・救助事故・武力攻撃災害等即報・・・第3号様式

救急事故及び救助事故並びに武力攻撃災害及び緊急対処事態における災害を対象とする。なお、火災等即報を行うべき火災及び特定の事故に起因して生じた救急事故等については、第3号様式による報告を省略することができる。ただし、消防庁長官から特に求められたものについては、この限りではない。

ウ 災害即報・・・第4号様式

災害を対象とする。なお、災害に起因して生じた火災又は事故については、ア火災等即報、イ 救急・救助事故等即報を省略することができる。ただし、消防庁長官から特に求められたものについては、この限りではない。

(2) 画像情報の送信

地域衛星通信ネットワーク等を活用して画像情報を送信することができる地方公共団体（応援団体を含む。）は、原則として次の基準に該当する火災・災害等が発生したときは、高所監視カメラ、ヘリコプターテレビ電送システム、衛星地球局等を用いて速やかに被害状況等の画像情報を送信するものとする。

ア 「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等

イ 被災地方公共団体の対応のみでは十分な対策を講じることが困難な火災・災害等

ウ 報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響が高い火災・災害等

（テレビのニュース速報のテロップ又はテレビ・新聞等のマスコミの全国版のニュースにて報道される火災・災害等をいう。以下同じ。）

エ 上記に定める火災・災害等に発展するおそれがあるもの

5 報告に際しての留意事項

(1) 都道府県又は市町村は、「第2 即報基準」又は「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等か判断に迷う場合には、できる限り広く報告をするものとする。

(2) 都道府県又は市町村は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることが困難な火災・災害等が発生したときは、速やかにその規模を把握するための概括的な情報の収集に特に配意し、迅速な報告に努めるものとする。

また、都道府県は、通信手段の途絶等が発生し、区域内の市町村が報告を行うことが十分にできないと判断する場合等にあつては、調査のための職員派遣、ヘリコプター等の機材や各種通信手段の効果的活用等、あらゆる手段を尽くして、被害情報等の把握に努めるものとする。

(3) 都道府県は、被害状況等の把握に当たって、当該都道府県の警察本部等関係機関と密接な連携を保つものとする。

特に、人的被害の数（死者・行方不明者）については、都道府県が一元的に集約、調整を行うものとする。その際、都道府県は、関係機関が把握している人的被害の数について積極的に収集し、当該情報が得られた際は、関係機関と連携のもと、整理・突合・精査を行い、直ちに消防庁へ報告をするものとする。

(4) 市町村は、都道府県に報告をすることができない場合には、一時的に報告先を消防庁に変更するものとする。この場合において、都道府県と連絡がとれるようになった後は、都道府県に報告をするものとする。

(5) 上記(1)から(4)にかかわらず、災害等により消防機関への通報が殺到した場合には、市町村はその状況を直ちに消防庁及び都道府県に対し報告をするものとする。

第2 即報基準

火災・災害等即報を報告すべき火災・災害等は次のとおりとする。

1 火災等即報

(1) 一般基準

火災等即報については、次のような人的被害を生じた火災及び事故（該当するおそれがある場合を含む。）等について報告をすること。

ア 死者が3人以上生じたもの

イ 死者及び負傷者の合計が10人以上生じたもの

ウ 自衛隊に災害派遣を要請したもの

(2) 個別基準

次の火災及び事故については、上記(1)の一般基準に該当しないものにあっても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

ア 火災

(ア) 建物火災

a 特定防火対象物で死者の発生した火災

b 高層建築物の11階以上の階、地下街又は準地下街において発生した火災で利用者等が避難したもの

c 大使館・領事館及び国指定重要文化財の火災

d 特定違反对象物の火災

e 建物焼損延べ面積3,000平方メートル以上と推定される火災

f 他の建築物への延焼が10棟以上又は気象状況等から勘案して概ね10棟以上になる見込みの火災

g 損害額1億円以上と推定される火災

(イ) 林野火災

- a 焼損面積10ヘクタール以上と推定されるもの
- b 空中消火を要請又は実施したもの
- c 住宅等へ延焼するおそれがあるもの

(ウ) 交通機関の火災

- a 航空機火災
- b タンカー火災
- c 船舶火災であって社会的影響度が高いもの
- d トンネル内車両火災
- e 列車火災

(エ) その他

以上に掲げるもののほか、特殊な原因による火災、特殊な態様の火災等

(例示)

- ・ 消火活動を著しく妨げる毒性ガスの放出を伴う火災

イ 石油コンビナート等特別防災区域内の事故

(ア) 危険物施設、高圧ガス施設等の火災又は爆発事故

(例示)

- ・ 危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災又は爆発事故

(イ) 危険物、高圧ガス、毒性ガス等の漏えいで応急措置を必要とするもの

(ウ) 特定事業所内の火災（(ア)以外のもの。）

ウ 危険物等に係る事故

危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等（以下「危険物等」という。）を貯蔵し、又は取り扱う施設及び危険物等の運搬に係る事故で、次に掲げるもの（イの石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。）

(ア) 死者（交通事故によるものを除く。）又は行方不明者が発生したもの

(イ) 負傷者が5名以上発生したもの

(ウ) 周辺地域の住民等が避難行動を起こしたもの又は爆発により周辺の建物等に被害を及ぼしたもの

(エ) 500キロリットル以上のタンクの火災、爆発又は漏えい事故

(オ) 海上、河川への危険物等流出事故

(カ) 高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う火災・危険物等の漏えい事故

エ 原子力災害等

(ア) 原子力施設において、爆発又は火災の発生したもの及び放射性物質又は放射線の漏えいがあったもの

(イ) 放射性物質を輸送する車両において、火災の発生したもの及び核燃料物質等

の運搬中に事故が発生した旨、原子力事業者等から消防機関に通報があったもの

(ウ) 原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号)第10条の規定により、原子力事業者から基準以上の放射線が検出される等の事象の通報が市町村長にあったもの

(エ) 放射性同位元素等取扱事業所に係る火災であって、放射性同位元素又は放射線の漏えいがあったもの

オ その他特定の事故

可燃性ガス等の爆発、漏えい及び異臭等の事故であって、社会的に影響度が高いと認められるもの

カ 消防職員及び消防団員の消火活動等に伴う重大事故

(3) 社会的影響基準

(1) 一般基準、(2) 個別基準に該当しない火災・事故であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告をすること。

2 救急・救助事故即報

救急・救助事故については、次に該当する事故(該当するおそれがある場合を含む。)について報告をすること。

(1) 死者5人以上の救急事故

(2) 死者及び負傷者の合計が15人以上の救急事故

(3) 要救助者が5人以上の救助事故

(4) 覚知から救助完了までの所要時間が5時間以上の救助事故

(5) 消防防災ヘリコプター、消防用自動車等に係る重大事故

(6) 消防職員及び消防団員の救急・救助活動に伴う重大事故

(7) 自衛隊に災害派遣を要請したもの

(8) 上記(1)から(7)に該当しない救急・救助事故であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高い救急・救助事故(社会的影響度が高いことが判明した時点での報告を含む。)

(例示)

- ・ 列車、航空機、船舶に係る救急・救助事故
- ・ バスの転落による救急・救助事故
- ・ ハイジャックによる救急・救助事故
- ・ 不特定又は多数の者が利用する建築物及び遊戯施設における設備等において発生した救急・救助事故
- ・ 全国的に流通している食品の摂取又は製品の利用による事故で、他の地域において同様の事案が発生する可能性があり、消費者安全の観点から把握されるべき救急・救助事故

3 武力攻撃災害等即報

武力攻撃災害等については、次の災害による火災・災害等（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

- (1) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号。以下「国民保護法」という。）第 2 条第 4 項に規定する災害、すなわち、武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害
- (2) 国民保護法第 172 条第 1 項に規定する緊急対処事態における災害、すなわち、武力攻撃に準ずる攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害

4 災害即報

災害即報については、次の基準に該当する災害（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

(1) 一般基準

- ア 災害救助法の適用基準に合致するもの
- イ 都道府県又は市町村が災害対策本部を設置したもの
- ウ 災害が 2 都道府県以上にまたがるもので一の都道府県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの
- エ 気象業務法第 13 条の 2 に規定する大雨、津波、火山噴火等に係る特別警報が発表されたもの
- オ 自衛隊に災害派遣を要請したもの

(2) 個別基準

次の災害については(1)の一般基準に該当しないものにあっても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

ア 地震

- (ア) 当該都道府県又は市町村の区域内で震度 5 弱以上を記録したもの
- (イ) 人的被害又は住家被害を生じたもの

イ 津波

- (ア) 津波警報又は津波注意報が発表されたもの
- (イ) 人的被害又は住家被害を生じたもの

ウ 風水害

- (ア) 崖崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- (イ) 洪水、浸水、河川の溢水、堤防の決壊又は高潮等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

(ウ) 強風、竜巻などの突風等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
エ 雪害

(ア) 積雪、雪崩等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

(イ) 積雪、道路の凍結、雪崩等により、孤立集落を生じたもの

オ 火山災害

(ア) 噴火警報（火口周辺）が発表されたもの

(イ) 火山の噴火により、人的被害又は住家被害を生じたもの

(3) 社会的影響基準

(1) 一般基準、(2) 個別基準に該当しない災害であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告をすること。

第3 直接即報基準

市町村は、特に迅速に消防庁に報告すべき次の基準に該当する火災・災害等（該当するおそれがある場合を含む。）については、直接消防庁に報告をするものとする。

1 火災等即報

(1) 交通機関の火災

第2の1の(2)のアの(ウ)に同じ。

(2) 石油コンビナート等特別防災区域内の事故

第2の1の(2)のイの(ア)、(イ)に同じ。

(3) 危険物等に係る事故（(2)の石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。）

ア 第2の1の(2)のウの(ア)、(イ)に同じ。

イ 危険物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内又は周辺で、500平方メートル程度以上の区域に影響を与えたもの

ウ 危険物等を貯蔵し、又は取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当するもの

(ア) 海上、河川へ危険物等が流出し、防除・回収等の活動を要するもの

(イ) 500キロリットル以上のタンクからの危険物等の漏えい等

エ 市街地又は高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う漏えいで、付近住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの

オ 市街地又は高速道路上において発生したタンクローリーの火災

(4) 原子力災害等

第2の1の(2)のエに同じ。

(5) ホテル、病院、映画館、百貨店において発生した火災

(6) 爆発、異臭等の事故であって、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの（武力攻撃事態等又は緊急対処事態への発展の可能性があるものを含む。）

2 救急・救助事故即報

死者及び負傷者の合計が15人以上発生した救急・救助事故で次に掲げるもの

- (1) 列車、航空機、船舶の衝突、転覆等による救急・救助事故
- (2) バスの転落等による救急・救助事故
- (3) ハイジャックによる救急・救助事故
- (4) 映画館、百貨店、駅構内等不特定多数の者が集まる場所における救急・救助事故
- (5) その他報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの

3 武力攻撃災害等即報

第2の3の(1)、(2)に同じ。

4 災害即報

- (1) 地震が発生し、当該市町村の区域内で震度5強以上を記録したもの（被害の有無を問わない。）
- (2) 第2の4の(2)のイ、ウ及びオのうち、死者又は行方不明者が生じたもの

第4 記入要領

第1号、第2号、第3号及び第4号様式の記入要領は、次に定めるもののほか、それぞれの報告要領（「火災報告取扱要領」、「災害報告取扱要領」、「救急事故等報告要領」）の定めるところによる。

<火災等即報>

1 第1号様式（火災）

(1) 火災種別

「火災種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 消防活動状況

当該火災の発生した地域の消防機関の活動状況のほか、他の消防機関への応援要請及び消防機関による応援活動の状況についても記入すること。

(3) 救急・救助活動状況

報告時現在の救助活動の状況、救助人員の有無、傷病者の搬送状況等について記入すること（消防機関等による応援活動の状況を含む。）。

(4) 災害対策本部等の設置状況

当該火災に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時を記入すること。

(5) その他参考事項

次の火災の場合には、「その他参考事項」欄に、各項に掲げる事項を併せ記入すること。

ア 死者3人以上生じた火災

(ア) 死者を生じた建物等（建物、車両、船舶等をいう。アにおいて同じ。）の概要

- a 建物等の用途、構造及び周囲の状況
- b 建物等の消火設備、警報設備、避難設備、防火管理者の有無及びその管理状況並びに予防査察の経過

(イ) 火災の状況

- a 発見及び通報の状況
- b 避難の状況

イ 建物火災で個別基準の e、f 又は g のいずれかに該当する火災

(ア) 発見及び通報の状況

(イ) 延焼拡大の理由

- a 消防事情
- b 都市構成
- c 気象条件
- d その他

(ウ) 焼損地域名及び主な焼損建物の名称

(エ) り災者の避難保護の状況

(オ) 都道府県及び市町村の応急対策の状況（他の地方公共団体の応援活動を含む。）

ウ 林野火災

(ア) 火災概況（火勢、延焼の状況、住家への影響、避難の状況等）

※ 必要に応じて図面を添付する。

(イ) 林野の植生

(ウ) 自衛隊の派遣要請、出動状況

(エ) 空中消火の実施状況（出動要請日時、消火活動日時、機種（所属）、機数等）

エ 交通機関の火災

(ア) 車両、船舶、航空機等の概要

(イ) 焼損状況、焼損程度

第1号様式 (火災)

第 報

消防庁受信者氏名

※ 特定の事故を除く。

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

火災種別	1 建物 2 林野 3 車両 4 船舶 5 航空機 6 その他					
出火場所						
出火日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	(鎮圧日時) 鎮火日時	(月 日 時 分) 月 日 時 分			
火元の業態・用途			事業所名 (代表者氏名)			
出火箇所			出火原因			
死傷者	死者(性別・年齢) 人 負傷者 重症 人 中等症 人 軽症 人	死者の生じた理由				
建物の概要	構造 階層	建築面積 延べ面積		m ² m ²		
焼損程度	焼損棟数 全焼棟 半焼棟 部分焼棟 ぼや棟	計 棟	焼損面積	建物焼損床面積 建物焼損表面積 林野焼損面積	m ² m ² ha	
り災世帯数	世帯		気象状況			
消防活動状況	消防本部(署) 消防団 その他(消防防災ヘリコプター等)	台	人	台	人	台・機 人
救急・救助活動状況						
災害対策本部等の設置状況						
その他参考事項						

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

2 第2号様式（特定の事故）

(1) 事故名（表頭）及び事故種別

特定の事故のうち、「事故名」及び「事故種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 事業所名

「事業所名」は、「○○（株）○○工場」のように、事業所の名称のすべてを記入すること。

(3) 特別防災区域

発災事業所が、石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号。以下この項において「法」という。）第2条第2号に規定する特別防災区域内に存する場合のみ、当該地区名を記入すること。また、法第2条第4号に規定する第一種事業所にあつては、「レイアウト第一種」、「第一種」のいずれかを、同条第5号に規定する第二種事業所は「第二種」を、その他の事業所は「その他」を○で囲むこと。

(4) 覚知日時及び発見日時

「覚知日時」は、消防機関が当該事故を覚知した日時を、「発見日時」は事業者が当該事故を発見した日時を記入すること。

(5) 物質の区分及び物質名

事故の発端となった物質で、欄中、該当するものの記号を○で囲み、物質の化学名を記入すること。なお、当該物質が消防法（昭和23年法律第186号）で定める危険物である場合には、危険物の類別及び品名について記入すること。

(6) 施設の区分

欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(7) 施設の概要

「○○と××を原料とし、触媒を用いて**製品を作る△△製造装置」のように記入すること。なお、当該施設が危険物施設である場合には、危険物施設の区分（製造所等の別）についても記入すること。

(8) 事故の概要

事故発生に至る経緯、態様、被害の状況等を記入すること。

(9) 消防防災活動状況及び救急救助活動状況

防災本部、消防機関及び自衛防災組織等の活動状況並びに都道府県又は市町村の応急対策の状況を記入すること。また、他の消防機関等への応援要請及び消防機関等による応援活動の状況についても記入すること。

(10) 災害対策本部等の設置状況

当該事故に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時について記入すること。

(11) その他参考事項

以上のほか、特記すべき事項があれば、記入すること。

(例)

- ・ 自衛隊の派遣要請、出動状況

(12) 原子力災害等の場合

ア 原子力災害等が発生するおそれがある場合には、「発生」を「発生のおそれ」に読み替えること。

イ 原子力災害等による死傷者については、「負傷者」を「負傷者」、「被ばく者」、「汚染者」に区分して記入すること。

ウ その他参考事項として、付近住民の避難、屋内避難及び安定ヨウ素剤服用の状況を記入するとともに、地域防災計画に「原子力発電所異常事態通報様式」等が定められている場合には、当該通報の内容を併せて報告すること。

第2号様式 (特定の事故)

第 報

- 事故名 {
- 1 石油コンビナート等特別防災区域内の事故
 - 2 危険物等に係る事故
 - 3 原子力施設等に係る事故
 - 4 その他特定の事故

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

消防庁受信者氏名

事故種別	1 火災 2 爆発 3 漏えい 4 その他()					
発生場所						
事業所名	特別防災区域	〔レイアウト第一種、第一種、 第二種、その他〕				
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分	発見日時	月 日 時 分			
	(月 日 時 分)	鎮火日時 (処理完了)	(月 日 時 分)			
消防覚知方法	気象状況					
物質の区分	1 危険物 2 指定可燃物 3 高压ガス 4 可燃性ガス 5 毒劇物 6 RI等 7 その他()	物質名				
施設の区分	1 危険物施設 2 高危混在施設 3 高压ガス施設 4 その他()					
施設の概要	危険物施設の 区 分					
事故の概要						
死 傷 者	死者(性別・年齢) 人		負傷者等 人(人)			
			重症 人(人) 中等症 人(人) 軽 症 人(人)			
消 防 防 災 活 動 状 況 及 救 急 ・ 救 助 活 動 状 況	警戒区域の設定 月 日 時 分 使用停止命令 月 日 時 分		出 場 機 関	出場人員	出場資機材	
			事業所	自衛防災組織	人	
			共同防災組織	人		
			そ の 他	人		
			消 防 本 部 (署)	台 人		
			消 防 団	台 人		
			消 防 防 災 ヘ リ コ プ タ ー	機 人		
			海 上 保 安 庁	人		
自 衛 隊	人					
そ の 他	人					
災害対策本部 等の設置状況						
その他参考事項						

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

<救急・救助事故・武力攻撃災害等即報>

3 第3号様式（救急・救助事故・武力攻撃災害等）

(1) 事故災害種別

「事故災害種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 事故等の概要

「事故等の概要」は、発生した事故等の種別、概略、経過等を記入すること。

(3) 死傷者等

ア 「死傷者等」には、急病人等を含む。

イ 「不明」とは、行方不明等所在が判明しないものをいう。

(4) 救助活動の要否

救助活動を要する又は要した事故であるか否かを記入すること。

(5) 要救護者数（見込）

救助する必要がある者（行方不明者あるいは救助の要否が不明の者を含む。）で、未だ救助されていない者の数を記入すること。

また、「救助人員」は、報告時点で救助が完了した者の数を記入すること。

(6) 消防・救急・救助活動状況

出動した消防隊、救急隊、救助隊等（応援出動したものを含む。）について、所属消防本部名、隊の数、人員、出動車両数等を記入するとともに、傷病者の搬送状況等活動の状況について記入すること。

(7) 災害対策本部等の設置状況

当該事故に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時について記入すること。

(8) その他参考事項

以上のほか、応急措置等について、特記すべき事項があれば記入すること。

(例)

- ・ 都道府県、市町村、その他関係機関の活動状況
- ・ 避難指示（緊急）・避難勧告の発令状況
- ・ 避難所の設置状況
- ・ 自衛隊の派遣要請、出動状況
- ・ NBC検知結果（剤の種類、濃度等）
- ・ 被害の要因（人為的なもの）
 - 不審物（爆発物）の有無
 - 立てこもりの状況（爆弾、銃器、人物等）

第3号様式 (救急・救助事故・武力攻撃災害等)

第 報

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

消防庁受信者氏名

事故災害種別	1 救急事故 2 救助事故 3 武力攻撃災害 4 緊急対処事態における災害			
発生場所				
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	覚知方法		
事故等の概要				
死 傷 者	死者 (性別・年齢)	負傷者等 人 (人)		
	計 人	{ 重症 人 (人) 中等症 人 (人) 軽 症 人 (人)		
	不明 人			
救助活動の要否				
要救護者数(見込)		救助人員		
消防・救急・救助 活動状況				
災害対策本部 等の設置状況				
その他参考事項				

(注) 負傷者欄の () 書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

<災害即報>

4 第4号様式

(1) 第4号様式(その1)(災害概況即報)

災害の具体的な状況、個別の災害現場の概況等を報告する場合や災害の当初の段階で被害状況が十分把握できていない場合(例えば、地震時の第1報で、死傷者の有無、火災、津波の発生の有無等を報告する場合)には、本様式を用いること。

ア 災害の概況

(ア) 発生場所、発生日時

当該災害が発生した具体的地名(地域名)及び日時を記入すること。

(イ) 災害種別概況

- a 風水害については、降雨の状況及び河川のはん濫、溢水、崖崩れ、地すべり、土石流等の概況
- b 地震については、地震に起因して生ずる火災、津波、液状化、崖崩れ等の概況
- c 雪害については、降雪の状況並びに雪崩、溢水等の概況
- d 火山噴火については、噴火の状況及び溶岩流、泥流、火山弾、火山灰等の概況
- e その他これらに類する災害の概況

イ 被害の状況

当該災害により生じた被害の状況について、判明している人的被害及び住家の被害に重点を置いて記入すること。

119番通報の件数を記入する欄については、第3 直接即報基準に該当する災害において、市町村から消防庁に直接報告をする際に記入すること。

なお、119番通報件数については、災害対応の初動段階において、災害の規模を推察する上で重要な情報となるため、集計が困難な場合は、入電の多寡について可能な限り報告をすること。

ウ 応急対策の状況

(ア) 当該災害に対して、災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等(以下「災害対策本部等」という。)を設置した場合にはその設置及び廃止の日時を記入すること。

なお、複数の市町村で災害対策本部等を設置するなど、当該欄に記入できない場合には、任意の様式を用いて報告をすること。

また、庁舎被害等の発生に起因して、予定された場所以外に災害対策本部等が設置されるなど特記すべき事象がある場合は、その旨を併せて記入すること。

(イ) 消防機関等の活動状況については、地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等に

ついて、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。

(ウ) 自衛隊の災害派遣要請を行った場合には、その日時及び内容を記入すること。

(エ) その他都道府県又は市町村が講じた応急対策については、避難所の設置状況、他の地方公共団体への応援要請等について記入すること。

また、大雨、津波、火山噴火等に係る特別警報が発表された場合などにおいては、警報の伝達、避難勧告等の発令状況等の警戒・避難対策について記入すること。なお、避難勧告等の発令状況については、第4号様式(その1)別紙を用いて報告すること。

第4号様式 (その1)

(災害概況即報)

消防庁受信者氏名

災害名 (第 報)

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

災害の概況	発生場所		発生日時	月 日 時 分							
被害の状況	人的被害	死者	人	重傷	人	住家被害	全壊	棟	床上浸水	棟	
		不明	人	軽傷	人		半壊	棟	床下浸水	棟	
				一部破損	棟		未分類	棟			
	119番通報の件数										
応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況		(都道府県)			(市町村)					
	消防機関等の活動状況		(地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。)								
	自衛隊派遣要請の状況										
その他都道府県又は市町村が講じた応急対策											

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

(注) 住家被害のうち、その程度が未確定のものについては、「未分類」の欄に計上すること。

(3) 第4号様式(その2)(被害状況即報)

管内の被害状況や避難に関する状況等を把握できる段階に至った場合、本様式を用いること。

ア 各被害欄

原則として、報告の時点で判明している最新の数値を記入する。ただし、被害額については、省略することができる。

なお、「水道」、「電話」、「電気」及び「ガス」については、それぞれ報告時点における断水戸数、通話不能回線数、停電戸数及び供給停止戸数を記入すること。

イ 災害対策本部等の設置状況

当該災害に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時について記入すること。

ウ 災害救助法適用市町村名

市町村毎に、適用日時を記入すること。

エ 災害の概況

災害の概況欄には次の事項を記入すること。

(ア) 災害の発生場所

被害を生じた市町村名又は地域名

(イ) 災害の発生日時

被害を生じた日時又は期間

(ウ) 災害の種類、概況

台風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波等の種別、災害の経過、今後の見通し等

オ 応急対策の状況

消防機関等の活動状況について記入するとともに、自衛隊の災害派遣要請を行った場合にはその日時及び内容を記入すること。

また、その他の欄については、避難所の設置状況、災害ボランティアの活動状況等を記入すること。

第4号様式 (その2)
(被害状況即報)

都道府県	災害名 ・ 報告番号	災害名 報告番号	区		分		被害	被害	区分	被害	被災	都道府県
			田	畑	流失・埋没	冠水						
		(月 日 時現在)	冠水	冠水	ha	ha						
			文	病	施設	施設						
			道	橋	院	院						
			河	橋	路	路						
			港	り	よ	う						
			砂	川	湾	湾						
			清	防	防	防						
			崖	掃	施設	施設						
			鉄	く	ず	れ						
			被	道	不	通						
			水	害	船	隻						
			電	道	道	戸						
			電	回	話	回						
			ガ	線	気	戸						
				ス	ス	等						
				プ	ロ	ク	ク	等				
				り	災	世	帯	数				
				り	災	者	数	人				
				火	建	物	物	件				
				災	発	生	件	件				
				そ	の	他	件	件				

都道府県	災害名 報告番号	災害名 報告番号	区		分		被害	被害	区分	被害	被災	都道府県
			田	畑	流失・埋没	冠水						
			文	病	施設	施設						
			道	橋	院	院						
			河	橋	路	路						
			港	り	よ	う						
			砂	川	湾	湾						
			清	防	防	防						
			崖	掃	施設	施設						
			鉄	く	ず	れ						
			被	道	不	通						
			水	害	船	隻						
			電	道	道	戸						
			電	回	話	回						
			ガ	線	気	戸						
				ス	ス	等						
				プ	ロ	ク	ク	等				
				り	災	世	帯	数				
				り	災	者	数	人				
				火	建	物	物	件				
				災	発	生	件	件				
				そ	の	他	件	件				

都道府県	災害名 報告番号	災害名 報告番号	区		分		被害	被害	区分	被害	被災	都道府県
			田	畑	流失・埋没	冠水						
			文	病	施設	施設						
			道	橋	院	院						
			河	橋	路	路						
			港	り	よ	う						
			砂	川	湾	湾						
			清	防	防	防						
			崖	掃	施設	施設						
			鉄	く	ず	れ						
			被	道	不	通						
			水	害	船	隻						
			電	道	道	戸						
			電	回	話	回						
			ガ	線	気	戸						
				ス	ス	等						
				プ	ロ	ク	ク	等				
				り	災	世	帯	数				
				り	災	者	数	人				
				火	建	物	物	件				
				災	発	生	件	件				
				そ	の	他	件	件				

※1 被害額は省略することができるものとする。

※2 119番通報の件数は、10件単位で、例えば約10件、30件、50件(50件を超える場合は多数)と記入すること。

生活関連等施設の安全確保の留意点

平成 27 年 4 月

総 務 省

1. 施設の種類

電気通信事業者がその事業の用に供する交換設備（国民保護法施行令第 27 条第 5 号）

2. 施設の特徴

当該施設が被害を受けると、そのサービス提供地域に係る通信が途絶する等の影響を及ぼすおそれがある。当該施設が中継交換設備に係るものにあつては、その影響が広範囲に及ぶおそれがある。

3. 安全確保の留意点

- ・ 平素から都道府県警察、総務省等関係機関との緊密な連携の下、必要に応じて施設（当該交換設備が設置される建物等を含む。以下同じ。）の巡回を実施する等、自主警戒の強化に努めること。
- ・ 関係機関との連絡網の構築に努めること。
- ・ 施設への出入り管理に当たっては、身分確認等に留意すること。
- ・ 施設（特に、交換設備を設置する通信機械室）への侵入を阻止するための施錠等の措置を講ずること。
- ・ 自動火災報知設備及び消火設備を適切に備え付けること。
- ・ 予備電源の備え付け、複数系統での受電等の措置を講ずること。
- ・ 予備機器、応急復旧機材等の資機材を備え付けること。
- ・ 機器の故障等を検知、通報する機能を備え付けること。
- ・ その他、情報通信ネットワーク安全・信頼性基準（昭和 62 年郵政省告示第 73 号）に定める対策の実施に努めること。

4. 所管省庁の連絡先

総務省総合通信基盤局電気通信事業部電気通信技術システム課安全・信頼性対策室

電話 03-5253-5862

F A X 03-5253-5863

（※ 連絡先電話番号の変更（平成 29 年 4 月現在）
新：03-5253-5858）

生活関連等施設の安全確保の留意点

平成 27 年 4 月

総 務 省

1. 施設の種類

国内放送を行う放送局の無線設備（国民保護法施行令第 27 条第 6 号）

2. 施設の特徴

当該施設が被害を受けると、当該施設を利用する放送事業者のサービス提供地域全域に係る放送が途絶する等の影響を及ぼすおそれがある。複数の放送事業者が同一の施設を利用している場合、その影響が拡大するおそれがある。

3. 安全確保の留意点

- ・ 事案発生時に施設の警備等を実施する関係機関（都道府県警察等）との緊密な連携の下、施設の巡回その他の自主警戒の強化に努めること。
- ・ 事案発生時に迅速な対応が可能となるよう、上記の関係機関（都道府県警察等）との連絡体制を確立すること。
- ・ 施設への出入り管理に当たっては、身分確認等に留意すること。
- ・ 施設への侵入を阻止するための施錠等の措置を講ずること。
- ・ 自動火災報知設備及び消火設備を適切に備え付けること。
- ・ 予備電源の備付け、複数系統での受電等の措置を講ずること。
- ・ 予備機器、応急復旧機材等の資機材を備え付けること。
- ・ 機器の故障等を検知、通報する機能を備え付けること。
- ・ 同一の施設を複数の放送事業者で利用している場合には、上記の各措置について放送事業者間で緊密な連絡をとること。

4. 所管省庁の連絡先

総務省情報流通行政局地上放送課

電話 03-5253-5793

F A X 03-5253-5794

生活関連等施設の安全確保の留意点

平成 27 年 4 月
総務省消防庁

1. 施設の種類

危険物の取扱所等（製造所、貯蔵所及び取扱所）
（国民保護法施行令第 27 条第 10 号、第 28 条第 1 号）

2. 施設の特性

- (1) 危険物の規制に関する政令第 8 条の 2 の 3 第 3 項の特定野外タンク貯蔵所
 - ・ 施設が大規模かつ屋外に設置されているため、武力攻撃等の内容によっては防御措置を講ずることが難しい場合がある。また、火災等が生じた際の影響が大きい。
 - ・ 石油等の燃料を備蓄している例が多く、国民生活に多大な影響を与える恐れがある。
- (2) 消防法第 12 条の 7 に基づき危険物保安統括管理者を定めなければならない事業所の指定施設
 - ・ 大量の危険物を取り扱う施設である。
- (3) その他（(1)、(2) を除く）の危険物施設
 - ・ 火災危険性が高い物品を貯蔵し、又は取り扱っている。

3. 安全確保の留意点

- (1) 平素からの備え

【都道府県知事】

- ・ 施設への入構管理に当たっては、身分確認、携行品の確認等により不審者の侵入に注意するよう管理者へ要請すること。
- ・ 都道府県警察、海上保安庁、消防本部との緊密な連絡体制を確保すること。
- ・ 避難経路の確認を行うよう管理者へ要請すること。
- ・ 武力攻撃事態等が生じた際にとるべき措置（施設の運転緊急停止等）が的確に講じられるよう管理者へ要請すること。
- ・ 市町村の担当部局との連絡体制を整備し、武力攻撃事態等に際して、県内に所在する危険物施設について円滑に把握できる体制をとること。

【事業者】

- ・ 施設への入構管理に当たっては、身分確認、携行品の確認等により、不審者の進入に注意すること。

- ・ 都道府県警察、海上保安庁、消防本部との緊密な連絡体制を確保すること。
- ・ 避難経路の確認を行うこと。
- ・ 武力攻撃事態等が生じた際にとるべき措置（施設の運転緊急停止等）が的確に講じられるよう確認し、従業員へ周知すること。

（２）武力攻撃事態等における留意点

【都道府県知事】

- ・ 特に、２（１）及び（２）の施設については危険性の高さに鑑み、留意点の周知の徹底を図る。
- ・ 都道府県警察等との、緊密な連絡の下、事業所及び事業所敷地周辺部の巡回を強化するよう、管理者へ要請すること。
- ・ 都道府県公安委員会又は海上保安部長等に対し、速やかに立ち入り制限区域の指定を要請すること。
- ・ 消防法第 12 条 3 にもとづき、危険物施設の取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限を命ずることを検討すること（市町村長が設置の許可を行った施設については、市町村長へ要請を行う）。
- ・ 国民保護法第 103 条第 3 項第 2 号にもとづき、危険物質等の製造、引渡し、貯蔵、移動又は消費の一時禁止又は制限を命ずることを検討すること（市町村長が設置の許可を行った施設については、市町村長へ要請を行う）。
- ・ 消防法第 16 条の 3 第 3 項にもとづき、製造所等について、危険物の流出その他の事故が発生したときは、直ちに引き続く危険物の流出及び拡散の防止、流出した危険物の除去その他災害の発生の防止のための応急措置を命ずることを検討すること（市町村長が設置の許可を行った施設については、市町村長へ要請を行う）。

【事業者】

- ・ 都道府県警察等との緊密な連絡の下、事業所及び事業所敷地周辺部の巡回を強化すること。
- ・ 消防法第 16 条の 3 第 1 項にもとづき、製造所等について、危険物の流出その他の事故が発生したときは、直ちに引き続く危険物の流出及び拡散の防止、流出した危険物の除去その他災害の発生の防止のための応急措置を講ずること。
- ・ 消防法第 16 条の 3 第 2 項にもとづき、製造所等について、危険物の流出その他の事故を発見した者は、直ちにその旨を消防署、市町村長の指定した場所、警察署又は海上警備救難機関に通報すること。

4. 所管省庁の連絡先

消防庁危険物保安室

電話 03-5253-7524

F A X 03-3581-7534

生活関連等施設の安全確保の留意点

平成 27 年 4 月
文 部 科 学 省

1. 施設の種類

細菌兵器（生物兵器）及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約等の実施に関する法律第 2 条第 1 項に規定する生物剤及び同条第 2 項に規定する毒素の取扱施設（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令第 27 条第 10 号、第 28 条第 10 号）

2. 施設の特性

- (1) 細菌兵器（生物兵器）及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約等の実施に関する法律第 2 条第 1 項に規定する生物剤及び同条第 2 項に規定する毒素（以下、生物剤等）を保有している施設。
- (2) 対象となる生物剤等は、人又は家畜に対して病原性を有しているもので文部科学省・文化庁国民保護計画別表に示すものとする。

3. 安全確保の留意点

- (1) 生物剤等の取扱いに当たっては、そのレベル分類（以下「BSL」という。）等に応じ、適切な設備の設置と運用を実施すること（病原体等の BSL 及び BSL に応じた措置については、国立感染症研究所病原体等安全管理規定に準拠すること。）。
- (2) 施設を有する機関の長は、生物剤等の管理責任者を任命し、その責任の所在を明確化して以下の事項を遵守させること。また、施設を有する機関の長は、生物剤等の管理について知見を有する者等からなる安全管理委員会を設置し、意見を聴くこと。
 - ① 施錠された冷蔵庫、冷凍庫等により適切に生物剤等を保管すること。
 - ② 保管場所へのアクセス制限等による盗難・紛失等の防犯対策を行うこと。
 - ③ 生物剤等の使用・管理を常に記録・保存するとともに、管理責任者が定期的に確認を行うこと。
 - ④ 生物剤等の譲渡に当たっては、譲渡先において適切な管理体制が整備されていることを事前に確認するとともに、管理責任者による承認手続き等を経ること。
 - ⑤ 生物剤等の譲受に当たっては、管理責任者による承認手続き等を経るとともに適切な管理を行うこと。
 - ⑥ 生物剤等の廃棄に当たっては、適切な方法（オートクレーブ処理、薬剤による消毒等）により確実に不活化すること。
 - ⑦ 紛失、事故、災害等がおこった場合の警察、消防、海上保安部署（臨海部に限る。）等への通報体制を整備すること。

- ⑧ 都道府県警察、文部科学省等関係機関の求めに応じて情報提供を行うとともに、右関係機関と連携して自主警戒の強化に努めること。
- ⑨ 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第 103 条第 3 項に基づき同項各号に定められた措置を講ずるよう命ぜられたときの対応について、あらかじめ備えておくこと。

4. 所管省庁の連絡先

文部科学省ライフサイエンス課生命倫理・安全対策室

電話 03-6734-4113

F A X 03-6734-4114

生活関連等施設の安全確保の留意点

平成 27 年 4 月

厚生労働省

1. 施設の種類

水道事業、水道用水供給事業の用に供する取水、貯水、浄水のための施設又は配水池（国民保護法施行令第 27 条 3 号）

2. 施設の特徴

- ・ 国民が直接口にする飲料水を供給する。
- ・ 水道施設は取水施設から給水末端まで広範囲にわたる。

3. 安全確保の留意点

- ・ 関係機関と緊密な連携を図るとともに、自主警戒、自主警備のに強化に努めること。
- ・ 水源の監視を強化すること。
- ・ 水道施設の防護対策を確認すること。
- ・ バイオアッセイ等による水質管理を徹底すること。
- ・ 当該施設への来訪者、出入業者の管理を徹底すること。
- ・ 備品、薬品等の管理を徹底すること。
- ・ 施設関係図面等の管理を徹底すること。
- ・ 一般住民からの連絡窓口を設定し、それにより得た関係情報の施設内での周知、情報の共有を図るとともに、必要に応じて更なる情報収集に努めること。
- ・ 緊急時における関係者に対する連絡体制を確認すること。
- ・ 給水停止措置等や緊急対応の指揮命令系統を確認すること。
- ・ 応急復旧体制や応急給水体制を含めた緊急事態への対応体制を確認すること。

4. 所管省庁の連絡先

厚生労働省健康局水道課

電話 03-3595-2368

F A X 03-3503-7963

生活関連等施設の安全確保の留意点（毒物劇物を取扱う施設）

平成 27 年 4 月

厚生労働省

1. 施設の種類

毒物劇物取扱施設（国民保護法施行令第 27 条第 10 号、第 28 条第 2 号）

2. 施設の特徴

毒物劇物営業者、特定毒物研究者又は業務上取扱者が所持し、毒物又は劇物を保有する施設。なお、毒物又は劇物は、人や動物が飲んだり、触れたり、吸い込んだりした場合、生理的機能に急性的な危害を与える。

※ 施設のうち、毒物においては 20 トン程度、劇物においては 200 トン程度貯蔵している施設は特に安全確保に留意すべき生活関連等施設に該当すると考える。また、住宅街の中心にある施設や特に毒性が強い毒物を取り扱う等の行為を行う施設において、当該施設が破壊され毒物劇物が漏洩したときに大多数の周辺住民等への被害が懸念される場合は、貯蔵量の多寡にかかわらず、特に安全確保に留意すべきと考える。

3. 安全確保の留意点

武力攻撃事態において的確かつ迅速に安全を確保するために、平素より安全確保の措置等を準備するにあたって留意すべき事項を下記に定める。なお、準備にあたっては、まず、今ある毒物劇物の保管又は取り扱う設備や危害防止規定のマニュアルを見直し、施設の破壊等を目的とした人物の不法侵入を防ぐ措置や複数の設備等が同時に破損する事態などの武力攻撃事態や武力攻撃災害を念頭に、現在の設備やマニュアルに不足がないか検討し、順次、必要な事項の追加や修正を行うことを推奨する。

○ 武力攻撃事態や武力攻撃災害を念頭においた設備に関する事項

- 毒物劇物の保管又は取扱う設備を敷地境界線から離れたところに配置する。
 - ※ 漏洩時になるべく事業場外に漏れないように配慮
 - ※ 不審者に容易に見つけられ、盗取等されないよう配慮
- 毒物劇物の保管又は取扱う設備には施錠及び柵を設ける等を行い不審な人物が侵入できないようにする。
- 複数の保管設備等が同時に破損する等、大量に漏洩した場合に事業場外へ流出しないよう措置を講ずる。
 - ※ 漏洩した毒物劇物を収容する設備（防液堤や廃液処理設備）などの設置
- 複数の保管設備等が同時に破損する等、大量に漏洩した場合、応急措置を行うために必要な中和剤及び措置を行う者のための保護具等を準備する。
 - ※ 保護具は、複数の設備が破損した場合を想定し、十分な数を準備

- ※ 中和剤は、必要に応じ関係他社と協力体制を構築し、緊急時に十分な量を確保できる手段を整備
- ※ 土嚢（漏出のせき止め）、ビニールカバー（飛散を防ぐため）や空容器（漏洩した毒劇物を回収するため）等災害の拡大を防止するための部材等を準備
- ※ 反応副生成物による被害が想定される場合においては、反応副生成物に対する保護具等の準備
- ・ 上記の諸措置の実施計画を立て、実施する。

○ 武力攻撃事態における毒物劇物を取扱う設備等の管理体制に関する事項

- ・ 毒物劇物の保管又は取扱う設備への出入りや鍵の管理体制を整備する。
- ・ 施設内の毒物劇物の種類と保有量について把握体制を整備する。
 - ※ 管理台帳、又は事業計画等での日単位の物量管理などからの把握方法や体制の整備
 - ※ 夜間や休日など現場担当者がいない場合でもどの設備にどの毒劇物があるか確認ができるよう現場事務所以外の守衛所等にも情報提供
 - ※ 毒劇物の種類と大まかな量について、消防機関、都道府県警察や自治体（県庁担当部局や保健所等）にも情報提供
- ・ 毒物劇物を取扱う設備の安全装置等が非常時に適切に機能するよう点検の実施体制を整備する。
- ・ 武力攻撃災害を回避するための毒物劇物を取扱う設備の緊急停止、毒物劇物の安全な地域への移動や緊急廃棄の手順等について、マニュアルを整備する。
- ・ 毒劇物の輸送時における武力攻撃災害を回避するため、搬送経路が武力攻撃の危機にさらされている場合に当該経路の毒劇物の輸送を最小限になるよう体制を検討する。
- ・ 海上輸送の場合においては、毒劇物輸送船が被害を受けないようにするため、安全な港への避泊等武力攻撃災害の回避に必要なあらゆる手段をとること。
- ・ 施設全体の警備体制を整備する。
 - ※ 施設への出入りに身分や携帯物の確認や毒物劇物施設の重点的な巡回の実施に関するマニュアルを整備。必要に応じ、防犯カメラ等の設備について検討
 - ※ 平素から自治体（県庁担当部局や保健所等）、都道府県警察等との緊密な連携の下、自主警戒体制の強化に努める。
- ・ 上記の諸措置に関して、必要に応じ、訓練・教育計画を立て、実施する。
 - ※ 訓練計画は、消防機関、都道府県警察や自治体（県庁担当部局や保健所等）と相談して作成するとともに、訓練を実施するに当たっては、消防機関、都道府県警察や自治体（県庁担当部局や保健所等）と相談しつつ、周辺住民への参加も呼びかけて実施
- ・ 上記の諸措置に関する整備計画を立て、実施する。なお、武力攻撃事態に限らず、平素より実施可能なものは、現行の危害防止規定に当該規定を盛り込み、平素より実施する。

○ 武力攻撃災害時の応急措置体制に関する事項

- ・ 通報体制を整備する
 - ※ 消防機関、都道府県警察、海上保安部等注1（臨海部に限る。）、自治体（県庁担当部局や保健所等）、事務所内関係者や周辺住民等への通報体制及び連絡先一覧の作成
 - 注1： 海上保安部等とは海上保安部、海上保安航空基地、海上保安署をいう。以下同じ
 - ※ 災害現場に立ち会ったものが速やかに連絡できるよう、連絡先一覧を関係者に周知するとともに、事業場の見やすいところに掲げる。特に、拡散しやすい毒物劇物など（ガス状のものや揮発性の高いもの、あるいは水と反応し有毒ガスを発生するものなど）、災害時に処置を行う間もなく周辺住民への危害が及ぶ恐れのある毒物劇物を保有している施設については、災害と同時に消防機関、都道府県警察、海上保安部等（臨海部に限る。）、自治体（県庁担当部局や保健所等）に連絡を取る体制やマニュアル等を整備
 - ※ 消防機関、都道府県警察、海上保安部等（臨海部に限る。）、自治体（県庁担当部局や保健所等）に連絡する場合に、災害を受けた施設の毒物劇物が何であるか、毒性の程度、応急措置に必要な装備や被害者の応急措置等が説明できるようMSDS等を連絡先一覧とセットで用意しておく。同時に被災者の応急措置や被災物質等に関する問い合わせに対応できる者の連絡先を登録できるよう、関係者の連絡先一覧を準備
 - ※ 災害現場が混乱して通報ができない場合も想定し、災害現場以外の、例えば守衛所等からでも通報ができるよう必要な情報を共有
- ・ 応急措置体制を整備する。
 - ※ 毒物劇物の保管又は取扱う施設からの毒物劇物の流出時における応急措置体制と方法
- ・ 避難体制を整備する。
 - ※ 関係者及び関係者以外の避難体制、避難経路、避難場所の設定をマニュアルに定める
- ・ 被害の拡大防止体制を整備する。
 - ※ 周辺住民の避難・対応方法等をマニュアルに定める。なお、当該マニュアルは消防機関や自治体（県庁担当部局や保健所等）と相談のうえ作成するとともに、周辺住民への周知に努める
- ・ 上記の諸措置に関する整備計画及び訓練・教育計画を立て、実施する。

○ その他の留意事項

- ・ 上記の留意点は、緊急対処事態についても準用する。

4. 所管省庁の連絡先

厚生労働省医薬食品局審査管理課化学物質安全対策室

電話 03-3595-2298

F A X 03-3593-8913

〔※ 連絡先部署名の変更（平成29年4月現在）
新：厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課化学物質安全対策室〕

生活関連等施設の安全確保の留意点（毒劇薬を取り扱う施設）

平成 27 年 4 月

厚生労働省

1. 施設の種類

薬局、医薬品の販売業の店舗、医薬品の製造所、及び医薬品の製造販売の事務所（国民保護法施行令第 27 条第 10 号、第 28 条第 8 号）

2. 施設の特性

- ・ 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（以下「法」という。）第 44 条第 1 項に規定する毒薬又は同条第 2 項に規定する劇薬を貯蔵又は陳列している。なお、毒薬又は劇薬は、これが摂取され、吸収され、又は外用された場合に、極量が致死量に近い場合、蓄積作用が強い場合、又は薬理作用が激しい場合、人又は動物の機能に危害を与え、又は危害を与えるおそれがある医薬品である。
- ・ 取扱品目は多いが、取扱量は少ない。

3. 安全確保の留意点

○ 武力攻撃事態等の管理体制に関する事項

（法令に規定されている事項）

- ・ 毒薬又は劇薬を取り扱う者は、これを他の物と区別して、貯蔵し、又は陳列しなければならない。（第 48 条第 1 項）
- ・ 毒薬を貯蔵し、又は陳列する場所には、かぎを施さなければならない。（法第 48 条第 2 項）

（その他留意すべき事項）

- ・ 毒薬および劇薬の適正な保管管理等を行うための体制を確立し、維持すること。その際、実際に毒薬および劇薬の保管、受払い等の業務に従事する者の責任、権限等を明らかにしておくこと。（平成 13 年 4 月 23 日医薬局長通知 医薬発第 418 号）
- ・ 毒薬の数量の管理方法について検討し、これを実施すること。また、毒薬の受払い簿等を作成し、帳簿と在庫現品の間で齟齬がないよう定期的に点検するなど、適正に保管管理すること。（同上）
- ・ 劇薬の受払いを明確化し在庫管理を適切に行うなど、劇薬の盗難・紛失および不正使用の防止のために必要な措置を講ずること。（同上）
- ・ 平素から厚生労働省、都道府県警察等関係機関との緊密な連携の下、自主警戒体制の強化に努める。
- ・ 事案発生時の連絡通報体制を確立する。
- ・ 武力攻撃災害等を回避するため、毒劇薬を取り扱う施設の停止、毒劇薬の安全な地域への移動や緊急廃棄の手順等について、マニュアルを整備する。

○ 武力攻撃事態等の応急措置体制に関する事項

- ・ 揮発性が高いなど、拡散しやすい薬剤については、流出時に速やかに自治体（保健所等）、消防及び警察、海保（臨海部に限る）に連絡するとともに、周辺住民等に対して避難を行うよう周知する。
- ・ 摂取・吸入等による中毒症状については、応急措置・病院搬送などの対処方法を示すとともに、必要に応じてあらかじめ解毒剤を準備するなどの措置を講じること。
- ・ 盗難・流出等を防ぐための措置を可能な限り講じるとともに、大量に取り扱う場合は水系への混入等による被害拡大のおそれについても考慮すること。

○ その他留意事項

- ・ 毒物又は劇物を取扱う製造所等においては、毒劇物の安全確保の留意点を参考にすること。また、毒素又は生物剤を取扱う製造所等においては、毒素又は生物剤の安全確保の留意点を参考にすること。
- ・ 毒劇物の海上輸送に当たっては、輸送船が被害を受けないようにするため、安全な港への避泊等武力攻撃災害の回避に必要なあらゆる手段をとること。
- ・ 上記の留意点は、緊急対処事態について準用する。

4. 所管省庁の連絡先

厚生労働省医薬食品局総務課

電話 03-5253-1111 (2712)

F A X 03-3591-9044

厚生労働省医薬食品局審査管理課

電話 03-5253-1111 (2739)

F A X 03-3597-9535

厚生労働省医薬食品局安全対策課

電話 03-5253-1111 (2756)

F A X 03-3508-4364

※ 連絡先等の変更（平成29年4月現在）

1 厚生労働省医薬食品局→厚生労働省医薬・生活衛生局

2 厚生労働省医薬・生活衛生局安全対策課（2794）

生活関連等施設の安全確保の留意点（生物剤・毒素等を取扱う施設）

平成 27 年 4 月

厚生労働省

1. 施設の種類

細菌兵器（生物兵器）及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約等の実施に関する法律第 2 条第 1 項に規定する生物剤及び同条第 2 項に規定する毒素を取扱う施設（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令第 27 条第 10 号、第 28 条第 10 号）

2. 施設の特徴

- (1) 細菌兵器（生物兵器）及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約等の実施に関する法律第 2 条第 1 項に規定する生物剤及び同条第 2 項に規定する毒素（以下「生物剤等」という。）を保有している施設。
- (2) 対象となる生物剤等は、人又は家畜に対して病原性を有しているもので厚生労働省国民保護計画別添に示すものとする。

3. 安全確保の留意点

- (1) 生物剤等の取扱いに当たっては、そのレベル分類（以下「BSL」という。）等に応じ、適切な設備の設置と運用を実施すること（厚生労働省国民保護計画別添に掲げる病原体等の BSL 及び BSL に応じた措置については、国立感染症研究所病原体等安全管理規程に準拠すること）。
- (2) 生物剤等を保有している施設の管理者は、平素から巡回等により施設の自主的な警備に努めるとともに、生物剤等の管理責任者を任命し、その責任の所在を明確化して以下の事項を遵守させること。また、生物剤等の管理について知見を有する者等からなる安全管理委員会を設置し、意見を聴くこと。
 - ① 施錠された冷蔵庫、冷凍庫等により適切に生物剤等を保管すること。
 - ② 保管場所へのアクセス制限等による盗難・紛失等の防犯対策を行うこと。
 - ③ 生物剤等の使用・管理を常に記録・保存するとともに、管理責任者が定期的に確認を行うこと。
 - ④ 生物剤等の譲渡に当たっては、譲渡先において適切な管理体制が整備されていることを事前に確認するとともに、管理責任者による承認手続き等を経ること。
 - ⑤ 生物剤等の譲渡に当たっては、管理責任者による承認手続き等を経るとともに適切な管理を行うこと。
 - ⑥ 生物剤等の廃棄に当たっては、適切な方法（オートクレーブ処理、薬剤による消毒等）により確実に不活化すること。
 - ⑦ 紛失、事故、災害等がおこった場合の警察、消防、海上保安部署（臨海部に限る）等への通報体制を整備すること。

- ⑧ 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第 103 条第 3 項に基づき同項各号に定められた措置を講ずるよう命ぜられたときの対応について、あらかじめ備えておくこと。

4. 所管省庁の連絡先

【国立感染症研究所についての連絡先】

厚生労働省大臣官房厚生科学課

電話 03-3595-2171

F A X 03-3503-0813

【診療所についての連絡先】

厚生労働省医政局総務課

電話 03-3595-2189

F A X 03-3501-2048

【病院についての連絡先】

厚生労働省医政局地域医療計画課

電話 03-3595-2194

F A X 03-3503-8562

【医薬品産業についての連絡先】

厚生労働省医政局経済課

電話 03-3595-2421

F A X 03-3507-9041

【衛生検査所についての連絡先】

厚生労働省医政局地域医療計画課医療関連サービス室

電話 03-3595-2194

F A X 03-3507-9041

【保健所・地方衛生研究所についての連絡先】

厚生労働省健康局がん対策・健康増進課地域保健室

電話 03-3595-2190

F A X 03-3502-3099

【ワクチン・抗毒素についての連絡先】

厚生労働省健康局結核感染症課

電話 03-3595-2257

F A X 03-3581-6251

【医薬品製造所に関する連絡先】

厚生労働省医薬食品局審査管理課

電話 03-3595-2431

F A X 03-3507-9535

※ 連絡先等の変更（平成29年4月現在）

- 1 厚生労働省健康局がん対策・健康増進課地域保健室→厚生労働省健康局健康課地域保健室
- 2 厚生労働省健康局健康課地域保健室のファックス番号：03-3503-3563

生活関連等施設の安全確保の留意点（毒薬及び劇薬を取り扱う施設）

平成 27 年 4 月
農 林 水 産 省

1. 施設の種類

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第 83 条第 1 項の規定により読み替えて適用される同法第 44 条第 1 項に規定する毒薬又は同条第 2 項に規定する劇薬の取り扱い施設（国民保護法施行令第 27 条第 10 号、第 28 条第 8 号）

2. 施設の特性

- ・ 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第 83 条第 1 項の規定により読み替えて適用される同法第 44 条第 1 項に規定する毒薬又は同条第 2 項に規定する劇薬を貯蔵又は陳列している。

3. 安全確保の留意点

○ 武力攻撃事態等の管理体制に関する事項

（法令に規定されている事項）

- ・ 毒薬又は劇薬を取り扱う者は、これを他の物と区別して、貯蔵し、又は陳列しなければならない。（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第 48 条第 1 項）
- ・ 毒薬を貯蔵し、又は陳列する場所には、かぎを施さなければならない。（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第 48 条第 2 項）

（その他留意すべき事項）

- ・ 毒薬及び劇薬の適正な保管管理等を行うための体制を確立し、維持すること。その際、実際に毒薬及び劇薬の保管、受払い等の業務に従事する者の責任、権限等を明らかにしておくこと。
- ・ 毒薬の数量の管理方法について検討し、これを実施すること。また、毒薬の受払簿等を作成し、帳簿と在庫現品の間で齟齬がないよう定期的に点検するなど、適正に保管管理すること。
- ・ 劇薬の受払いを明確化し在庫管理を適切に行うなど、劇薬の盗難・紛失及び不正使用の防止のために必要な措置を講ずること。
- ・ 平素から農林水産省、都道府県警察等関係機関との緊密な連携の下、自主警戒体制の強化に努めること。
- ・ 事案発生時の連絡通報体制を確立すること。
- ・ 武力攻撃災害等を回避するための、毒薬及び劇薬を取り扱う施設の停止、毒薬及び劇薬の安全な地域への移動や緊急廃棄の手順等について、マニュアルを整備すること。

○ 武力攻撃事態等の応急措置体制に関する事項

- ・ 揮発性が高いなど、拡散しやすい薬剤については、流出時に速やかに自治体（保健所等）、消防、警察及び海上保安部署（臨海部に限る）に連絡するとともに、周辺住民等に対して避難を行うよう周知すること。
- ・ 摂取・吸入等による中毒症状については、応急措置・病院搬送など対処方法を示すとともに、必要に応じてあらかじめ解毒剤を準備するなどの措置を講じること。
- ・ 可能な限り、盗難・流出等を防ぐための措置を講じるとともに、大量に取り扱う場合は水系への混入等による被害拡大のおそれについても考慮すること。

○ その他留意点

- ・ 毒物又は劇物を取扱う製造所等においては、毒物劇物の安全確保の留意点を参考にすること。また、生物剤又は毒素を取扱う製造所等においては、生物剤又は毒素の安全確保の留意点を参考にすること。
- ・ 毒薬及び劇薬の海上輸送に当たっては、輸送船が被害を受けないようにするため、安全な港への避泊等武力攻撃災害の回避に必要なあらゆる手段をとること。
- ・ 上記の留意点は、緊急対処事態について準用する。

4. 所管省庁の連絡先

農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課

電話 03-3502-8701

F A X 03-3502-8275

生活関連等施設の安全確保の留意点（生物剤及び毒素を取り扱う施設）

平成 27 年 4 月
農 林 水 産 省

1. 施設の種類

細菌兵器（生物兵器）及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約等の実施に関する法律第 2 条第 1 項に規定する生物剤及び同条第 2 項に規定する毒素の取扱施設（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令第 27 条第 10 号、第 28 条第 10 号）

2. 施設の特徴

- (1) 細菌兵器（生物兵器）及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約等の実施に関する法律第 2 条第 1 項に規定する生物剤及び同条第 2 項に規定する毒素（以下「生物剤等」という。）を保有している施設。
- (2) 対象となる生物剤等は、人又は家畜に対して病原性を有しているもので農林水産省・林野庁・水産庁国民保護計画別紙 1 に示すものとする。

3. 安全確保の留意点

- (1) 生物剤等の取扱いに当たっては、そのレベル分類（以下「BSL」という。）等に応じ、適切な設備の設置と運用を実施すること（農林水産省・林野庁・水産庁国民保護計画別紙 1 に掲げる病原体等の BSL 及び BSL に応じた措置については、国立感染症研究所病原体等安全管理規定に準拠すること。）。
- (2) 生物剤等を保有している施設の管理者は、生物剤等の管理責任者を任命し、その責任の所在を明確化して以下の事項を順守させること。また、生物剤等の管理について安全管理委員会を設置し、意見を聴くこと。
 - ① 施錠された冷蔵庫、冷凍庫等により適切に生物剤等を保管すること。
 - ② 保管場所へのアクセス制限等による盗難・紛失等の防犯対策を行うこと。
 - ③ 生物剤等の使用・管理を常に記録・保存するとともに、管理責任者が定期的に確認を行うこと。
 - ④ 平素から自主的な巡回の実施等、施設の警備に努めること。
 - ⑤ 生物剤等の譲渡に当たっては、譲渡先において適切な管理体制が整備されていることを事前に確認するとともに、管理責任者による承認手続き等を経ること。
 - ⑥ 生物剤等の譲渡に当たっては、管理責任者による承認手続き等を経るとともに適切な管理を行うこと。
 - ⑦ 生物剤等の廃棄に当たっては、適切な方法（オートクレーブ処置による滅菌、薬剤処理等）により確実に不活化すること。
 - ⑧ 紛失、事故、災害等がおこった場合の警察、消防、海上保安部署（臨海部に限る）等への通報体制を整備すること。

- ⑨ 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第 103 条第 3 項に基づき同項各号に定められた措置を講ずるよう命ぜられた時の対応について、あらかじめ備えておくこと。

4. 所管省庁の連絡先

農林水産省消費・安全局消費・安全政策課

電話 03-3502-2319

F A X 03-3597-0329

生活関連等施設の安全確保の留意点（発電所及び変電所）

平成 27 年 4 月

経 済 産 業 省

1. 施設の種類

- ・ 発電所（最大出力 5 万キロワット以上）
- ・ 変電所（使用電圧 10 万ボルト以上）
（国民保護法施行令第 27 条第 1 号）

2. 施設の特徴

- ・ 発電所：電気を発生している電力供給の根幹施設。一般に、火力発電所は海岸に立地していることが多く、水力発電所は山中に立地していることが多い。
- ・ 変電所：発電所と消費者間の中継点であり、電圧を調整している電力供給ネットワークの要の施設。

3. 安全確保の留意点

- ・ 施設及び設備の監視を徹底すること。
- ・ 施設内への作業員、見学者等の入出者の管理を徹底すること。
- ・ 施設内への侵入に対する監視装置、防止柵、施錠等の管理を徹底すること。
- ・ 施設の巡視点検等の入念な実施、特に不審者、不審物等への注意を徹底すること。
- ・ 施設の巡視点検等の入念な実施、特に不審者、不審物等への注意を徹底すること。
万が一、不審者、不審物等を発見した場合、速やかに警察等へ通報すること。
- ・ 非常時の連絡通報体制を再点検するとともに、従業員等に周知すること。
- ・ 業務車両、制服等の盗難防止を徹底すること。また、万が一、盗難が発生した場合、速やかに警察へ通報すること。
- ・ 施設及び設備に関する不法行為並びにその関連情報及び不審情報に関する社内連
絡及び警察への通報を徹底すること。
- ・ 平素から、巡回の自主的实施等必要な施設の警備に努めること。

4. 所管省庁の連絡先

経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部政策課

電話 03-3501-1746

F A X 03-3501-3675

経済産業省商務流通保安グループ電力安全課

電話 03-3501-1742

FAX 03-3580-8486

生活関連等施設の安全確保の留意点（ガス工作物）

平成 27 年 4 月
経 済 産 業 省

1. 施設の種類

ガス発生設備、ガス精製設備、ガスホルダー（国民保護法施行令第 27 条第 2 号）

2. 施設の特徴

- ・ 可燃性である都市ガスまたは都市ガスの原料を取り扱っている。
- ・ ガスホルダーは市街地に設置されていることが多い。

3. 安全確保の留意点

- ・ 施設がある事業所には、構内に公衆がみだりに立ち入らないよう、柵、塀、有刺鉄線又は生け垣等を設け、かつ、構内のガス工作物に近づくことを禁止する旨の表示をする等、施設の管理を徹底すること。
- ・ ガス工作物の技術上の基準を定める省令（平成 12 年通商産業省令第 111 号）第 6 条に定める離隔距離を有すること。
- ・ 施設の規模に応じて、適切な防消火設備を適切な箇所に設けること。
- ・ 施設の付近に設置する電気設備は、その設置場所の状況及び当該施設の扱うガスの種類に応じた防爆性能を有すること。
- ・ 施設の外面から火気を取り扱う設備に対して適切な距離を有すること。
- ・ 施設の管理者は、施設の維持・運用のために、定期的に巡視、点検を行うこと。
- ・ 遠隔操作弁を設ける等、必要に応じてガスを安全に遮断及び放出ができるよう措置を講ずること。
- ・ 施設に対する不法行為並びにその関連情報及び不審情報に関する社内連絡及び警察への通報手順・体制を整備しておくこと。
- ・ 平素から、巡回の自主的实施等必要な施設の警備に努めること。

4. 所管省庁の連絡先

経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部政策課

電話 03-3501-1746

F A X 03-3501-3675

経済産業省商務流通保安グループガス安全室

電話 03-3501-4032

F A X 03-3501-1856

生活関連等施設の安全確保の留意点（高圧ガス製造所）

平成 27 年 4 月
経 済 産 業 省

1. 施設の種類

高圧ガスの製造所（国民保護法施行令第 27 条第 10 号、第 28 条第 4 号）

2. 施設の特徴

- ・ 爆発性又は毒性を有する高圧ガスを製造している。

3. 安全確保の留意点

- ・ 高圧ガスの製造作業を行う建築物は、製造所外の人家、公共施設等に対し、所定の距離をとること。
- ・ 施設の周囲には、境界柵等を設置して境界線を明示すること。
- ・ 施設内への作業員・見学者等の入出者を管理すること、外部からの侵入に対する監視装置・施錠等を管理すること等により、管理を徹底すること。
- ・ 不審者、不審物等への注意を徹底すること。また、万が一、不審者、不審物等を発見した場合、速やかに警察等へ通報すること。
- ・ 可燃性ガス及び毒性ガスの製造を行う大規模施設の設備には、保安上重要な箇所に、適正な手順以外の手順による操作が行われることを防止するための設備を設ける等の措置を講ずること。
- ・ 非常時の連絡通報体制を再点検するとともに、従業員等に周知すること。
- ・ 平素から、巡回の自主的実施等必要な施設の警備に勤めること。

4. 所管省庁の連絡先

経済産業省商務流通保安グループ高圧ガス保安室

電話 03-3501-1706

F A X 03-3501-2357

生活関連等施設の安全確保の留意点（高圧ガス貯蔵所）

平成 27 年 4 月
経済産業省

1. 施設の種類

高圧ガスの貯蔵所（国民保護法施行令第 27 条第 10 号、第 28 条第 4 号）

2. 施設の特徴

- ・ 爆発性又は毒性を有する高圧ガスを貯蔵している。

3. 安全確保の留意点

- ・ 高圧ガスの貯蔵を行う建築物は、製造所外の人家、公共施設等に対し、所定の距離をとること。
- ・ 施設の周囲には、境界柵等を設置して境界線を明示すること。
- ・ 施設内への作業員・見学者等の入出者を管理すること、外部からの進入に対する監視装置・施錠等を管理すること等により、施設の管理を徹底すること。
- ・ 不審者、不審物等への注意を徹底すること。また、万が一、不審者、不審物等を発見した場合、速やかに警察等へ通報すること。
- ・ 非常時の連絡通報体制を再点検するとともに、従業員等に周知すること。
- ・ 平素から、巡回の自主的実施等必要な施設の警備に勤めること。

4. 所管省庁の連絡先

経済産業省商務流通保安グループ高圧ガス保安室

電話 03-3501-1706

F A X 03-3501-2357

生活関連等施設の安全確保の留意点（火薬庫）

平成 27 年 4 月
経 済 産 業 省

1. 施設の種類

火薬庫（国民保護法施行令第 27 条第 10 号、第 28 条第 3 号）

2. 施設の特徴

- ・ 爆発性を有する火薬類を貯蔵している。

3. 安全確保の留意点

- ・ 火薬庫は、製造所外の人家、公共施設等に対し、所定の距離をとること。
- ・ 火薬庫の周囲は土堤等で囲むこと。
- ・ 貯蔵施設内への作業員・見学者等の入出者を管理すること、外部からの侵入に対する監視装置・施錠等を管理すること等により、施設の管理を徹底すること。
- ・ 不審者、不審物等への注意を徹底すること。また、万が一、不審者、不審物等を発見した場合、速やかに警察等へ通報すること。
- ・ 火薬類の盗難防止、数量管理等を徹底すること。
- ・ 非常時の連絡通報体制を再点検するとともに、従業員等に周知すること。
- ・ 平素から、巡回の自主的実施等必要な施設の警備に努めること。

4. 所管省庁の連絡先

経済産業省商務流通保安グループ鉱山・火薬類監理官付

電話 03-3501-1870

F A X 03-3501-6565

生活関連等施設の安全確保の留意点（火薬類製造所）

平成 27 年 4 月
経 済 産 業 省

1. 施設の種類

- ・ 火薬類の製造所（国民保護法施行令第 27 条第 10 号、第 28 条第 3 号）

2. 施設の特徴

爆発性を有する火薬類を製造している。

3. 安全確保の留意点

- ・ 火薬類の製造作業を行う建築物は、製造所外の人家、公共施設等に対し、所定の距離をとること。
- ・ 施設及び設備の監視を徹底すること。
- ・ 火薬類の製造を行う区域の周囲には関係者以外が立ち入ることができないよう、境界柵を設置すること。
- ・ 外部から施設内への侵入に対する監視装置、施錠等の管理を強化、徹底すること。
- ・ 不審者、不審物等への注意を徹底すること。また、万が一、不審者、不審物等を発見した場合、速やかに警察等へ通報すること。
- ・ 製造作業終了後、火薬類の製造作業を行う建築物内に、火薬類をやむを得ず存置する場合には、見張りを置く等の措置を講じること。
- ・ 火薬類の盗難防止、数量管理等を徹底すること。
- ・ 非常時の連絡通報体制を再点検するとともに、従業者等に周知すること。
- ・ 平素から、巡回の自主的实施等必要な施設の警備に努めること。

4. 所管省庁の連絡先

経済産業省商務流通保安グループ鉦山・火薬類監理官付

電話 03-3501-1870

F A X 03-3501-6565

生活関連等施設の安全確保の留意点（高圧ガス取扱所）

平成 27 年 4 月
経 済 産 業 省

1. 施設の種類

高圧ガスを使用する事業用電気工作物の取扱所（国民保護法施行令第 27 条第 10 号、第 28 条第 9 号）

2. 施設の特性

- ・ LNG タンク、発電機の水素冷却用のタンクには可燃性ガスが、脱硝用のアンモニアタンクには刺激性ガスが高圧ガスの状態で貯蔵されており、設備の損壊等において周囲に多大な損害を与える可能性がある。

3. 安全確保の留意点

- ・ 施設及び設備の監視を徹底すること。
- ・ 施設内への作業員、見学者等の出入者の管理を徹底すること。
- ・ 外部から施設内への侵入に対する監視装置、防止柵、施錠等の管理を徹底すること。
- ・ 施設の巡視点検等の入念な実施、特に不審者、不審物等への注意を徹底すること。万が一、不審者、不審物等を発見した場合、速やかに警察等へ通報すること。
- ・ 非常時の連絡通報体制を再点検するとともに、従業員等に周知すること。
- ・ 業務車両、制服等の盗難防止を徹底すること。また、万が一、盗難が発生した場合、速やかに警察へ通報すること。
- ・ 施設及び設備に関する不法行為並びにその関連情報及び不審情報に関する社内連絡及び警察への通報を徹底すること。
- ・ 平素から、巡回の自主的実施等必要な施設の警備に努めること。
- ・ 国民保護法第 103 条第 3 項に基づき同項各号に定められた措置を講ずるよう命ぜられたときの対応について、あらかじめ備えておくこと。

4. 所管省庁の連絡先

経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部政策課

電話 03-3501-1746

F A X 03-3501-3675

経済産業省商務流通保安グループ電力安全課

電話 03-3501-1742

F A X 03-3580-3486

生活関連等施設の安全確保の留意点（生物剤及び毒素取扱施設）

平成 27 年 4 月

経済産業省

1. 施設の種類

生物剤及び毒素取扱施設（国民保護法施行令第 27 条第 10 号、第 28 条第 10 号）

2. 施設の特徴

- ・ 危険度の高い生物剤及び毒素（経済産業省、資源エネルギー庁、中小企業庁国民保護計画別表参照）を保有している。
- ・ 公的研究機関や企業の研究所等、生物剤及び毒素を用いた研究を実施する機関である。

3. 安全確保の留意点

- ・ 国立感染症研究所病原体等安全管理規程における病原体等のレベル分類に準じた安全施設を整備するとともに、同規定に基づいた運営の実施を図ること。
- ・ 安全管理委員会の設置及び生物剤等の管理責任者等の選任等により、責任の所在を明確化すること。
- ・ 保有する生物剤等については、施錠された冷蔵庫、冷凍庫等において適切に管理すること。あわせて、台帳等により適切に記録を管理し、保有状況を日常的に把握しておくこと。
- ・ 生物剤等の譲渡・譲受の際の台帳管理、所内における所定の承認手続の実施、身元確認の徹底等を図ること。
- ・ 生物剤等の廃棄にあたっては、適切な方法（オートクレーブ処理、薬剤による消毒等）により確実に不活化すること。
- ・ 紛失、事故、災害等が発生した場合の警察、消防等への通報体制を整備すること。
- ・ 防犯設備の設置や構内・施設内パトロールの実施等により、防犯対策を徹底すること。
- ・ 平素から、巡回の自主的实施等必要な施設の警備に努めること。
- ・ 国民保護法第 103 条第 3 項に基づき同項各号に定められた措置を講ずるよう命ぜられたときの対応について、あらかじめ備えておくこと。

4. 所管省庁の連絡先

経済産業省製造産業局生物化学産業課

電話 03-3501-8625

F A X 03-3501-0197

生活関連等施設の安全確保の留意点（毒性物質取扱所）

平成 27 年 4 月

経済産業省

1. 施設の種類

毒性物質取扱所（国民保護法施行令第 27 条第 10 号、第 28 条第 11 号）

2. 施設の特徴

- ・ 化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律（平成 7 年法律第 65 号）に定める毒性物質（特定物質、第一種指定物質、第二種指定物質の 3 種に分類される）を取り扱っている。
- ・ このうち、第二種指定物質の取扱施設は、主に、化学工場であって臨海部に立地している。

3. 安全確保の留意点

- ・ 化学兵器禁止法で規定されている措置を徹底すること。
- ・ 施設内に除害のための中和剤等を備え付けること。
- ・ 緊急時にプラント停止が直ちにできるよう、手順・体制を整備しておくこと。
- ・ 緊急時の連絡体制を確保すること。
- ・ 施設及び設備の監視を徹底すること。
- ・ 平素から、巡回の自主的实施等必要な施設の警備に努めること。
- ・ 国民保護法第 103 条第 3 項に基づき同項各号に定められた措置を講ずるよう命ぜられたときの対応について、あらかじめ備えておくこと。

4. 所管省庁の連絡先

経済産業省化学兵器・麻薬原料等規制対策室

電話 03-3580-0937

F A X 03-3580-7319

生活関連等施設の安全確保の留意点（鉄道施設、軌道施設）

平成 27 年 4 月

国土交通省

1. 施設の種類

鉄道施設、軌道施設（国民保護法施行令第 27 条第 4 号）

2. 施設の特徴

- ・ 多数の者が利用しており、破壊された場合には、人的被害が多大なものになるおそれがある。
- ・ 人流の重要な拠点であり、破壊された場合には、国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがある。

3. 安全確保の留意点

（共通事項）

- ・ 関係する指定行政機関や施設の所在する地方公共団体の作成する国民の保護に関する計画を踏まえつつ、関係機関との連携に留意すること。
- ・ 平素から都道府県警察、消防機関、関係地方公共団体、国土交通省地方運輸局等関係機関との密接な連携の下、武力攻撃事態等における自主警戒態勢の強化に努めること。

（平素からの備え）

① 事案発生時の連絡通報体制の確立

- ・ 都道府県警察、消防機関、関係地方公共団体、国土交通省地方運輸局等関係機関との緊急連絡体制の確認、各事業者内での連絡・指示体制の確認を行うこと。また、適宜、連絡訓練を行うこと。

② 避難経路の確認

- ・ 利用者等の避難経路の確認を行うこと。また、適宜、避難訓練を行うこと。

（武力攻撃事態等における留意点）

① 主警戒の強化

- ・ 都道府県警察等との緊密な連絡の下、駅係員・ガードマン等による巡回警備や防犯カメラによる監視体制の強化を行うこと。特に新幹線の駅については、重点的に巡回警備等の実施を行うこと。
- ・ ごみ箱の集約・撤去を行うこと。

② 利用者等への協力要請

- ・ 利用者等に対し、電子掲示板・放送等により、不審物・不審者発見に係る注意喚起・協力要請を行うこと。

③ 設の適切な管理

- ・ 武力攻撃事態等の状況を勘案し、必要に応じ、施設の利用停止などの措置を講ずること。

※ なお、上記の「3. 安全確保の留意点」は、緊急対処事態に準用する。

4. 連絡先

国土交通省鉄道局総務課危機管理室

電話 (代表) 03-5253-8111 (内線 40182, 40183)

(直通) 03-4416-5119

F A X 03-5253-1634

生活関連等施設の安全確保の留意点（水域施設、係留施設）

平成 27 年 4 月

国土交通省

1. 施設の種類

水域施設、係留施設（国民保護法施行令第 27 条第 7 号）

2. 施設の特徴

- ・ 多数の者が利用しており、破壊された場合には、人的被害が多大なものとなるおそれがある。
- ・ 人流、物流の重要な拠点であり、使用ができなくなると国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがある。

3. 安全確保の留意点

（共通事項）

- ・ 係留施設及び係留施設と一体的に利用される荷さばきの用に供する施設、旅客の乗下船の用に供する施設を含めて安全確保に留意すること。
- ・ 関係する指定行政機関や施設の所在する地方公共団体の作成する国民の保護に関する計画を踏まえつつ、関係機関との連携に留意すること。
- ・ 平素からの都道府県警察、消防機関、管区海上保安本部、関係地方公共団体、国土交通省地方整備局等関係機関との密接な連携の下、武力攻撃事態等における自主警戒体制の強化に努めること。

（平素からの備え）

① 事案発生時の連絡通報体制の確立

- ・ 都道府県警察、消防機関、管区海上保安本部、関係地方公共団体、国土交通省地方整備局等関係機関との連絡体制の確認を行うこと。

② 自主警備の強化に関する備え

- ・ 定期点検等により、埠頭施設内の通信設備、照明設備等の機能が武力攻撃事態等において適正に使用できることを確認しておくこと。

③ 施設の管理に関する備え

- ・ 蔵置された貨物等のうち、危険物については管理責任者及び内容と蔵置場所を把握しておくこと。

- ・ 水域施設については、船舶の利用に支障が出ないように必要な水深及び幅員を確保しておくこと。
- ・ 利用者等の避難経路の確認を行うこと。
- ・ 常時防災備蓄倉庫等に救命胴衣、拡声器等武力攻撃事態等において必要な資機材を利用可能な状態にしておくこと。

(武力攻撃事態等における留意点)

① 自主警戒の強化、出入口の管理の徹底

- ・ 避難住民や緊急物資の運搬拠点として適正に機能することを確保するため、不振な船舶、不振な貨物、不審者及び不審車両が水域施設及び係留施設に紛れ込まないように巡視・監視又は出入り管理をするとともに貨物の適正な管理をするなど必要な措置を講ずること。

② 利用者への協力要請

- ・ 不要不急の船舶の航行の自粛要請を行うこと。

③ その他

- ・ 船舶や港湾施設利用者との間の連絡手段を確保すること。

※ なお、上記の「3. 安全確保の留意点」は、緊急対処事態に準用する。

4. 連絡先

国土交通省港湾局海岸・防災課危機管理室

電話 (代表) 03-5253-8111 (内線 46283)

(直通) 03-5253-8070

F A X 03-5253-1654

生活関連等施設の安全確保の留意点

(滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設)

平成 27 年 4 月

国土交通省

1. 施設の種類

滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設（国民保護法施行令第 27 条第 8 号）

2. 施設の特性

- ・ 細菌兵器（生物兵器）及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約等の実施に関する法律第 2 条第 1 項に規定する生物剤及び同条第 2 項に規定する毒素（以下「生物剤等」という。）を保有している施設。
- ・ 対象となる生物剤等は、人又は家畜に対して病原性を有しているもので厚生労働省国民保護計画別添に示すものとする。

3. 安全確保の留意点

(共通事項)

- ・ 安全確保に当たっては、各管理者および関係機関と密接な連携のもと、生活関連等施設を含めた空港の一体的な安全確保に留意すること。
- ・ 関係する指定行政機関や施設の所在する地方公共団体の作成する国民の保護に関する計画を踏まえつつ、関係機関との連携に留意すること。
- ・ 平素から都道府県警察、消防機関、関係地方公共団体、国土交通省地方航空局等関係機関との密接な連携の下、武力攻撃事態等における自主警戒体制の強化に努めること。

(平素からの備え)

① 事案発生時の連絡通報体制の確立

- ・ 都道府県警察、消防機関、関係地方公共団体、国土交通省地方航空局等関係機関との連絡体制の確認を行うこと（海域に面している空港については、管区海上保安本部との連絡体制の確認も行うこと。）。

② 施設の管理に関する備え

- ・ 利用者等の避難経路の確認を行うこと。
- ・ 常時、当該空港に乗り入れる航空機材に対応した消火・救難体制を整備すること。

(武力攻撃事態等における留意点)

① 自主警戒の強化、出入り口の管理の徹底

- ・ 空港の敷地内においては、職員等による巡回警備を徹底し、センサー等による監視体制を強化すること（必要に応じて、敷地周辺を含めた監視体制の強化を行うこと。）。
- ・ 航空保安対策基準等に従い、保安検査など航空保安対策を適切に講じること。
- ・ 制限区域への出入り口については可能な限り限定し、職員等による監視を行うと

ともに不審なものについては、身分確認、携行品の確認を行うこと。また、ゲート付近では夜間の照明を行うこと。

- ・ ゴミ箱の集約・撤去を行うこと。

② 住民等への協力要請

- ・ 旅客や空港周辺の住民等に対する不審者・不審物発見にかかる注意喚起・協力要請を行うこと。

③ 施設の適切な管理

- ・ 武力攻撃事態等の状況を勘案し、必要に応じ、施設の供用停止などの措置を講ずること。

※ なお、上記の「3. 安全確保の留意点」は、緊急対処事態に準用する。

4. 所管省庁の連絡先

国土交通省航空局

(滑走路等旅客ターミナル施設)

安全部安全企画課

電話 (代表) 03-5253-8111 (内線 48179)

(直通) 03-5253-8696

F A X 03-3580-5233

(航空保安施設)

交通管制部交通管制企画課

電話 (代表) 03-5253-8111 (内線 51123)

(直通) 03-5253-8739

F A X 03-5253-1663

※ 連絡先等の変更 (平成29年4月)

- 1 国土交通省航空局安全部安全企画課→国土交通省総務課危機管理室
- 2 国土交通省総務課危機管理室の直通電話番号：03-5253-8700

生活関連等施設の安全確保の留意点（ダム）

平成 27 年 4 月

国土交通省

1. 施設の種類

ダム（国民保護法施行令第 27 条第 9 号）

2. 施設の特性

- ・ 大量の水を蓄えており、破壊された場合には、下流に及ぼす被害が多大となるおそれがある。
- ・ 生活用水等を貯えているダムが破壊された場合には、国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがある。

3. 安全確保の留意点

（共通事項）

- ・ 関係する指定行政機関や施設の所在する地方公共団体の作成する国民の保護に関する計画を踏まえつつ、関係機関との連携に留意すること。
- ・ 平素から都道府県警察、消防機関、関係地方公共団体、国土交通省地方整備局等関係機関との密接な連携の下、武力攻撃事態等における自主警戒体制の強化に努めること。

（平素からの備え）

- ・ 市町村等の協力による幅広い情報収集体制の確保
- ・ 警察署及び消防署と連携した不審物の早期発見・処理・挙動不審者の発見
- ・ 点検・巡視時における不審物等への特段の注意
- ・ ダム管理庁舎及び堤体監査廊等の出入口における施錠及び入退室のチェック体制の強化
- ・ 危機管理上重要となるダム放流設備等の入念な点検及び監視カメラによる監視の強化
- ・ 関係機関と連携した水質事故対策実施体制の強化
- ・ その他各施設等の特性に応じた対策の実施

（武力攻撃事態等における留意点）

- ・ 関係機関への緊急情報の連絡
- ・ 関係機関と連携した不審物の処理
- ・ 関係機関への挙動不審者の迅速な通報
- ・ 関係機関への協力要請
- ・ ダム下流への警報及び緊急的な貯水位の低下の実施（時間的な余裕がある場合に限る）

※ なお、上記の「3. 安全確保の留意点」は、緊急対処事態に準用する。

4. 連絡先

国土交通省水管理・国土保全局河川環境課流水管理室ダム管理係

電話 (代表) 03-5253-8111 (内線 35494)

(直通) 03-5253-8449

F A X 03-5253-1603

生活関連等施設の安全確保の留意点

平成 27 年 4 月

原子力規制庁

1. 施設の種類

放射性同位元素の許可届出使用事業者等（国民保護法施行令第 28 条第 7 号）

2. 施設の特性

- 放射性同位元素又は放射性同位元素に汚染された物を取り扱っている。放射性同位元素等はダーティボム^{*} の材料として悪用されたり、遮へいを破壊することにより放射線障害を引き起こすなどの危険性が想定される。
- 事業所毎に取り扱う放射性同位元素等の種類、量、使用目的、使用方法等が多様である。
- 医療機関等、不特定多数の者が利用する施設が存在する。
（※ダーティボム（汚い爆弾）：通常の爆弾に放射性物質を合体させて爆発させ、放射性物質を飛散させる爆弾）

3. 安全確保の留意点

(1) 放射線障害防止法に定める許可使用者（特定許可使用者を除く）

- 放射線障害防止法等に基づき適切に安全管理を実施するとともに、放射性同位元素等の盗取や施設の破壊行為による被害を防止する観点から以下の点について特に留意すること。
 - ① 施設の入出口、放射性同位元素等の保管室及び保管容器等の施錠管理の徹底
 - ② 放射性同位元素等の管理状況の確認の徹底
 - ③ 管理区域に入出入りする場合の管理の徹底
 - ④ 管理区域に入出入りする場合の物品の持込み及び持出しの管理の徹底
 - ⑤ 事業所への放射性同位元素等の受入れ及び払出しに関する管理の徹底
 - ⑥ 事故・トラブル等が発生した場合の原子力規制庁及び治安当局等の関係機関への通報連絡体制の整備・確認
- 実施可能な範囲で防護柵、防犯カメラ又は防犯センサー等による物理的な防護もしくは守衛又は職員等による施設の巡回及び監視等による人的な防護を組み合わせ措置するなど、放射性同位元素等への不審者のアクセスの防止に努めること。
- 放射性同位元素等の存在位置やアクセス手段等のセキュリティに関連する情報については、やむを得ない場合を除き対外的に非公開とするなど、情報管理に留意すること。
- 平素から原子力規制庁及び治安当局等の関係機関との緊密な連繋の下、自主警戒の強化に努めること。

(2) 放射線障害防止法に定める特定許可使用者及び許可廃棄業者

- ・ 放射線障害防止法等に基づき適切に安全管理を実施するとともに、放射性同位元素等の盗取や施設の破壊行為による被害を防止する観点から以下の点について特に留意すること。
 - ① 施設の入出口、放射性同位元素等の保管室及び保管容器等の施錠管理の徹底
 - ② 放射性同位元素等の管理状況の確認の徹底
 - ③ 管理区域に入出入りする場合の管理の徹底
 - ④ 管理区域に入出入りする場合の物品の持込み及び持出しの管理の徹底
 - ⑤ 事業所への放射性同位元素等の受入れ及び払出しに関する管理の徹底
 - ⑥ 事故・トラブル等が発生した場合の原子力規制庁及び治安当局等の関係機関への通報連絡体制の整備・確認
- ・ 実施可能な範囲で防護柵、防犯カメラ又は防犯センサ等による物理的な防護もしくは守衛又は職員等による施設の巡回及び監視等による人的な防護を組み合わせる措置するなど、放射性同位元素等への不審者のアクセスの防止に努めること。
- ・ 放射性同位元素等の存在位置やアクセス手段等のセキュリティに関連する情報については、やむを得ない場合を除き対外的に非公開としたり、機微情報の漏洩を防止するために情報の取扱ルールを定めるなど、情報管理に留意すること。
- ・ 関係者に対する放射性同位元素等の防護に係る教育・訓練の実施に留意すること。
- ・ 平素から原子力規制庁及び治安当局等の関係機関との緊密な連繋の下、自主警戒の強化に努めること。

(3) 放射線障害防止法に定める届出使用者

- ・ 放射線障害防止法等に基づき適切に安全管理を実施するとともに、放射性同位元素等の盗取や施設の破壊行為による被害を防止する観点から以下の点について特に留意すること。
 - ① 施設の入出口、放射性同位元素等の保管室及び保管容器等の施錠管理の徹底
 - ② 放射性同位元素等の管理状況の確認の徹底
 - ③ 管理区域に入出入りする場合の管理の徹底
 - ④ 管理区域に入出入りする場合の物品の持込み及び持出しの管理の徹底
 - ⑤ 事業所への放射性同位元素等の受入れ及び払出しに関する管理の徹底
 - ⑥ 事故・トラブル等が発生した場合の原子力規制庁及び治安当局等の関係機関への通報連絡体制の整備・確認
- ・ 平素から原子力規制庁及び治安当局等の関係機関との緊密な連繋の下、自主警戒の強化に努めること。

(4) 放射線障害防止法に定める表示付認証機器使用者並びに許可届出使用者、届出販売業者、届出貨貸業者及び許可廃棄業者から運搬を委託された者

- ・ 放射線障害防止法等に基づき適切に安全管理を実施するとともに、放射性同位元

素等の盗取や施設の破壊行為による被害を防止する観点から以下の点について特に留意すること。

- ① 事故・トラブル等が発生した場合の原子力規制庁及び治安当局等の関係機関への通報連絡体制の整備・確認

4. 所管省庁の連絡先

原子力規制庁放射線対策・保障措置課

電話 : 03-5114-2155

FAX : 03-5114-2128

生活関連等施設の安全確保の留意点

平成 27 年 4 月

原子力規制庁

1. 施設の種類

製錬施設、加工施設、試験研究用等原子炉施設、発電用原子炉施設、使用済燃料貯蔵施設、再処理施設、廃棄物埋設施設、廃棄物管理施設、核燃料物質及び核原料物質の使用施設等、事業者等から運搬を委託された者及び受託貯蔵者（国民保護法施行令第 27 条第 10 号、第 28 条第 5 号及び第 6 号）

2. 施設の特性

- ・ 核原料物質、核燃料物質、使用済燃料、使用済燃料から分離された物又はこれらによって汚染された物を取り扱っている。
- ・ 原子力施設で防護対象特定核燃料物質を取り扱う場合には、原子炉等規制法（注）において、施設内の核物質の盗取等の不法移転や施設内の重要機器等の妨害破壊行為による放射性物質の外部放出に対する防護のために核物質防護規定を定めることとされ、必要な防護措置（防護区域等の設定、出入管理、監視装置、見張り人の巡視等）等を講ずべきことが義務付けられている。

（注）核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号）

3. 安全確保の留意点

- （1）事業者等及び受託貯蔵者は、原子炉等規制法に基づく危険時の措置等を遵守するとともに、武力攻撃事態等及び緊急対処事態における事業所、原子力規制庁及び治安当局等の関係機関への通報連絡体制を整備・確認すること。
- （2）原子炉等規制法に基づく防護対象特定核燃料物質を取り扱う事業者においては、（1）に加え、核物質防護規定に基づく核物質防護を確実にを行うとともに、特に以下の点について徹底すること。
 - ① 原子力規制庁及び治安当局等の関係機関との平素からの緊密な情報交換
 - ② 力攻撃事態等及び緊急対処事態における事業所内、原子力規制庁及び治安当局等の関係機関への通報連絡体制の再確認
 - ③ 防護区域等の巡視及び監視の実施
 - ④ 防護区域等への人の出入管理
 - ⑤ 核物質防護設備の点検及び整備
 - ⑥ 特定核燃料物質の管理
 - ⑦ その他不法行為が生じた場合の対応体制の点検及び整備
- （3）訓練等を通じ、平時から有事へスムーズに対応が移行できることを確認すること。

- (4) 施設及び設備の監視を徹底すること。
- (5) 平素から、巡回の自主的实施等必要な施設の警備に努めること。
- (6) 国民保護法第 103 条第 3 項に基づき同項各号に定められた措置を講ずるよう命ぜられたときの対応について、あらかじめ備えておくこと。
- (7) 事業者等から運搬を委託された者は、危険時の措置、原子炉等規制法に基づく技術上の基準を順守すること。特に、核燃料物質等の盗取や妨害破壊行為を防止する観点から、特に以下の点に留意すること。
 - ① 武力攻撃事態等及び緊急対処事態における事業所内、原子力規制庁及び治安当局等の関係機関への通報連絡体制の再確認

4. 所管省庁の連絡先

原子力規制庁原子力災害対策・核物質防護課

電話 03-5114-2121

F A X 03-5114-2183

原子力規制庁原子力規制企画課

電話 03-5114-2109

F A X 03-5114-2177

弾道ミサイル攻撃に際しての国民の保護のための措置の実施について

弾道ミサイル攻撃に際しての国民の保護のための措置については、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号。以下「国民保護法」という。）、国民の保護に関する基本指針（平成 17 年 3 月 25 日閣議決定。以下「基本指針」という。）等を踏まえ、以下を標準として実施する。

第 1 弾道ミサイル発射前の措置

1 国民に対する情報の提供

弾道ミサイルの発射が差し迫っており、当該弾道ミサイルが我が国に飛来するおそれがあると認められるときは、内閣官房長官による記者会見等により、状況に応じ、混乱の回避に配慮しつつ、所要の情報を国民に対し適切に提供するよう努める。

2 警報の発令等

(1) 弾道ミサイル発射前において、武力攻撃事態であること等の認定（以下「事態認定」という。）が行われたときは、国の対策本部長（武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成 15 年法律第 79 号。以下「事態対処法」という。）第 10 条第 1 項に規定する武力攻撃事態等対策本部又は同法第 26 条第 1 項に規定する緊急処理事態対策本部（以下「国の対策本部」と総称する。）の長をいう。以下同じ。）は、次の内容の警報を発令する。

ア 我が国に飛来するおそれがある弾道ミサイルの発射が差し迫っていること。

イ 弾道ミサイルが発射されたときはその都度警報を発令するので、テレビ、ラジオ、サイレン等により情報の入手に努めるとともに、弾道ミサイルが発射されたとの警報が伝達されたときは、まず、近傍の堅牢な施設や地下施設などの屋内に避難すべきこと。

ウ 弾道ミサイルが発射されたとの警報の内容が伝達される場面に応じて、次のような対応をとるべきこと。

(ア) 屋外にあって車両内に在る者は、安全な方法（急ブレーキを避け、できる限り道路外の場所に車両を止めること。また、やむを得ず車両を道路に置いて避難するときは、道路の左側端に沿って駐車する等緊急通行車両の妨げとならないように止めること。）により車両を止めるべきこと。

(イ) 勤務先、学校等の出先に在る者については、別途指示があるまで、出先の屋内に留まるべきこと。

(ウ) 大規模集客施設等多数の者が利用する施設においては、混乱が生ずることのないよう、落ち着いた行動をとるべきこと。

(2) 警報の内容の伝達は、基本的に、国の対策本部から中央防災無線等により指定行政機関（事態対処法第 2 条第 4 号に規定する指定行政機関をいう。以下同じ。）へ行い、消防庁から都道府県知事、都道府県知事から市町村長へ防災無線等によ

り行う。また、警報の内容については、総務省又は都道府県知事から放送事業者である指定公共機関（事態対処法第2条第6号に規定する指定公共機関をいう。以下同じ。）又は指定地方公共機関（国民保護法第2条第2項に規定する指定地方公共機関をいう。以下同じ。）に直ちに通知し、放送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関は、それぞれその国民の保護に関する業務計画で定めるところにより、速やかにその内容を放送する。

- (3) 市町村長は、警報の内容を住民等に伝達する。
- (4) 都道府県警察は、市町村と協力し、警報の内容の住民への伝達に努める。
- (5) 国土交通省にあつては航空機内に在る者に対し、海上保安庁にあつては船舶内に在る者に対し、警報の内容を伝達するよう努める。

第2 弾道ミサイル発射に伴う措置

1 警報の発令等

- (1) 我が国の弾道ミサイル防衛システムにより弾道ミサイルが我が国に向けて飛来することが確認された場合は、国の対策本部長は、次の内容の警報を発令する。
 - ア 我が国に向けて飛来する弾道ミサイルが発射されたこと。
 - イ 弾道ミサイルの着弾が予想される地域及び時刻
 - ウ 屋内に避難するとともに、テレビ、ラジオ等による情報の入手に努めるべきこと。
- (2) 国の対策本部は、警報の内容を指定行政機関に通知する。
- (3) 消防庁は都道府県知事に、都道府県知事は市町村長に警報の内容を通知し、市町村長は住民等に警報の内容を伝達する。
- (4) 市町村長による住民への警報の内容の伝達に際しては、弾道ミサイルの着弾が予測される地域に当該市町村が含まれる場合には、原則としてサイレンを使用し注意喚起を図るとともに、市町村防災行政無線を使用すること等により警報を広く知らしめる。
- (5) 都道府県警察は、市町村と協力し、警報の内容の住民への伝達に努める。
- (6) 国土交通省にあつては航空機内に在る者に対し、海上保安庁にあつては船舶内に在る者に対し、警報の内容を伝達するよう努める。
- (7) 総務省又は都道府県知事は直ちに警報の内容を放送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に通知する。
- (8) 放送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関は、それぞれその国民の保護に関する業務計画で定めるところにより、速やかに警報の内容を放送する。
- (9) 弾道ミサイルを破壊するための措置をとった場合には、国の対策本部及び防衛省は、相互に調整を行いつつ、速やかに弾道ミサイル破壊の状況を公表する。

2 国民に対する情報の提供

事態認定が行われていない場合において、我が国の弾道ミサイル防衛システムにより弾道ミサイルが我が国に向けて飛来することが確認された場合は、上記（8）

を除く。)に準じて、所要の情報を国民に対し適切に提供するよう努める。

※ 上記1及び2に該当しない場合であっても、我が国の周辺で弾道ミサイルが発射される事案が発生し、当該事案の発生が国民の不安を招き、今後の我が国の安全保障という観点からも重大な懸念を生じさせる場合については、記者発表や消防庁からの地方公共団体への連絡等により、所要の情報を国民に対し適切に提供するよう努める。

第3 弾道ミサイルの着弾以降の措置

1 着弾した弾道ミサイルに係る措置

(1) 着弾地点の確認

ア 都道府県警察、海上保安庁、消防機関及び自衛隊は、速やかに航空機等により、弾道ミサイルの着弾地点及びその周辺の状況について、目視、撮影等による情報収集を行う。ただし、弾道ミサイルがNBC弾頭を有する可能性が否定できないことから、航空機を活用して空中から確認する等安全性を確認しながら作業を行う。

イ 都道府県警察、海上保安庁、消防機関及び自衛隊は、相互に協力して具体的な着弾地点の確認を行い、警察庁、海上保安庁、消防庁及び防衛省は、着弾地点について報告を受けたときは、速やかに国の対策本部に連絡する。

ウ 着弾地点の確認に当たっては、次に掲げる事項の把握に努める。

(ア) おおむねの被害発生状況とその範囲

(イ) 火災の発生等による被害拡大のおそれの有無

(ウ) 放射性物質、生物剤又は化学剤等の飛散の兆候の有無

エ 着弾地点を確認した都道府県警察及び消防機関は、着弾地点を管轄する地方公共団体と密接に連携する。

オ 着弾地点の確認に当たっては、次の事項に留意する。

(ア) 都市部に着弾した場合

都市部においては、人口及び建築物が集中し、ライフライン、交通機関等が高密度に整備されている。このため、弾道ミサイルが都市部に着弾した場合、被害は不特定多数の人々及び建築物に及ぶため、着弾地点の確認に当たっては、航空機、車両等の活用や都道府県警察、消防機関及び自衛隊による相互の情報交換により、可能な限り広範囲にかつ詳細に実施するものとする。

(イ) 山間部に着弾した場合

山間部においては、地形等が複雑かつ急峻であり、また、季節によっては過酷な自然環境におかれることも想定される。このため、都道府県警察、消防機関及び自衛隊は、緊密な連携の下、車両や回転翼航空機等を活用するなどして、着弾地点の確認を実施する。

(ウ) 島嶼部に着弾した場合

島嶼部においては、都道府県警察、海上保安庁、消防機関及び自衛隊が、

緊密な連携の下、回転翼航空機等を活用して着弾地点の確認を実施する。都道府県警察及び消防機関の人員等の増派に当たっては、必要に応じ、自衛隊又は海上保安庁による支援を実施する。その際、島嶼部においては、本島（本土）と海により隔てられており、アクセスが海路及び空路に限定されているため、艦船及び航空機を有効に活用する。

（２）着弾した弾道ミサイルの危険性の調査及び判定

- ア 都道府県警察、海上保安庁、消防機関及び自衛隊は、着弾した弾道ミサイル及びその周辺の危険物質等の有無について、可能な範囲で調査を行う。
- イ 警察庁、消防庁及び防衛省は、専門的知見を有する職員等を派遣する。
- ウ 都道府県警察、海上保安庁、消防機関及び自衛隊による調査の結果等から、放射性物質、化学剤又は生物剤等の存在の疑いがあり、特に専門的知見を有する者による調査・判定及び無害化措置等について助言等を必要とする場合は、国の対策本部は、文部科学省又は厚生労働省に対して、専門的知見を有する職員等の支援を求める。
- エ 派遣された文部科学省又は厚生労働省の専門的知見を有する職員等は、現地の警察庁、消防庁及び防衛省の専門的知見を有する職員等並びに都道府県警察、海上保安庁、消防機関及び自衛隊と連携し、調査・判定及び無害化措置等について必要な支援を行う。
- オ 専門的知見を有する職員等及び必要な資機材等の緊急輸送の要請を受けた警察庁、海上保安庁及び防衛省は、可能な範囲で迅速な輸送に協力する。

（３）着弾した弾道ミサイルの回収、保管等

自衛隊は、都道府県警察、海上保安庁、文部科学省及び厚生労働省の協力の下、必要に応じて着弾した弾道ミサイルの回収、保管、調査、分析等を行う。

（４）着弾した弾道ミサイルの安全性の判定結果等の公表

国の対策本部は、着弾した弾道ミサイルの安全性の判定結果等について速やかに公表する。

（５）関係機関の連携

都道府県警察、海上保安庁、消防機関、自衛隊等の関係機関は相互に連携するとともに、地方公共団体等と密接な協力を行い、着弾した弾道ミサイル及びその周辺の安全性の確認等を効果的に行う。

２ 住民の避難に関する措置

- （１）国の対策本部長は、国民保護法及び基本指針で定めるところにより、弾道ミサイルの着弾後、事態の推移、被害の状況等に応じ、関係する都道府県知事に対し、他の安全な地域への住民の避難に関する措置を講ずべきことを指示する。
 - ア 核弾頭の場合は、爆発地周辺から直ちに離れ、地下施設等に避難するよう指示し、状況に応じて、放射線の影響を受けない安全な地域に避難させる。
 - イ 生物剤又は化学剤を使った弾頭の場合は、弾道ミサイルが着弾した場所から直ちに離れ、外気からの密閉性の高い屋内などの安全な場所に避難するよ

う指示する。

- (2) 国の対策本部長は、警報又は避難措置の指示の必要がなくなつたと認めるときは、当該警報又は避難措置の指示を解除する。

3 避難住民等の救援に関する措置

国民保護法及び基本指針で定めるところにより、国及び地方公共団体をはじめとする関係機関が一体となって万全の措置を講ずる。

4 武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害への対処に関する措置

国民保護法及び基本指針で定めるところにより、国及び地方公共団体をはじめとする関係機関が一体となって万全の措置を講ずる。

(1) 消火、負傷者の搬送、被災者の救助等

消防機関、都道府県警察、海上保安庁及び自衛隊は、消火、負傷者の搬送、被災者の救助等にあたる。その際、

ア 消防機関は、消火活動及び救助・救急活動を的確かつ迅速に実施する。

大規模な被害の場合、消防庁は、必要に応じ、緊急消防援助隊の派遣等の広域的な応援のための措置を実施する。

イ 都道府県警察は、把握した被害状況に基づき、迅速に機動隊等を出動させ、救助活動を行う。大規模な被害の場合、警察庁は、必要に応じ、広域緊急援助隊の派遣等の広域的な応援のための措置を実施する。

ウ 海上保安庁は、海上における武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害に係る消火活動及び救助・救急活動を行い、必要な場合、陸上において被災市町村の消火活動及び救助・救急活動を支援する。

エ 自衛隊は、救急患者、医師その他必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。

(2) 警戒区域の設定

ア 市町村長又は都道府県知事は、住民の生命又は身体に対する危険を防止するため、国民保護法第 114 条の規定に基づき、ミサイルの着弾地点の周辺地域等に警戒区域を設定し、当該警戒区域への立ち入りを制限若しくは禁止し、又は退去を命ずる。

イ 市町村長又は都道府県知事による措置（消防機関による措置を含む。）を待ついとまがないと認めるとき又はこれらの者から要請があつたときは警察官又は海上保安官が、市町村長その他市町村長の職権を行うことができる者がその場にいないときは自衛隊の部隊等の自衛官が警戒区域の設定等の措置を講ずる。

(3) NBC 攻撃による災害への対処

ア NBC 弾頭を搭載した弾道ミサイルが着弾した場合は、放射性物質等による汚染が生ずることとなるため、国民保護法第 107 条の規定に基づき、内閣総理大臣は、関係大臣を指揮し、放射性物質等の汚染の発生の原因となる物の撤去、汚染の除去その他汚染の拡大を防止するため必要な措置を講じさせ

る。

イ N B C 攻撃による汚染の拡大を防止するため、指定行政機関の長や都道府県知事、都道府県警察本部長等は、国民保護法第 108 条の規定に基づき、汚染された物件の移動の禁止、汚染された建物への立入禁止、汚染された場所の交通の遮断等の措置を講ずる。

ウ 生物兵器の使用により感染症が発生した場合は、国民保護法第 121 条の規定に基づき、感染症法の規定を適用し、感染症患者の入院措置、移送、就業制限等の措置を講ずる。

(4) 被災情報の収集等

国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関は、それぞれその国民の保護に関する計画又は国民の保護に関する業務計画で定めるところにより、被災情報の収集に努める。収集し、又は報告を受けた被災情報については、

ア 市町村長又は指定地方公共機関にあつては都道府県知事に、

イ 都道府県知事にあつては総務大臣に、

ウ 指定地方行政機関の長及び指定公共機関にあつてはそれぞれ管轄又は所管する指定行政機関の長に、

エ 総務大臣又は指定行政機関の長にあつては国の対策本部長に速やかに報告する。

5 国民生活の安定に関する措置

国、地方公共団体、指定公共機関等の関係機関が一体となり、武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害の状況に応じて、各機関が定める国民の保護に関する計画又は国民の保護に関する業務計画により、ライフライン施設等の機能を確保し、電気・ガス・水等の安定的供給に万全を期する。

6 迎撃・破壊した弾道ミサイルの破片等による被害への対処

迎撃・破壊した弾道ミサイルの破片等による被害については、上記 1 から 5 までに準じて対処する。

7 国の現地対策本部の設置及び都道府県対策本部又は市町村対策本部を設置すべき地方公共団体の指定

(1) 上記 1 から 6 までの措置の的確かつ迅速な実施等のため、必要に応じ、国の現地対策本部を設置する。

(2) 弾道ミサイル着弾後の事態の推移、被害の状況等に応じて、都道府県対策本部又は市町村対策本部を設置すべき地方公共団体を指定する。

8 事態認定が行われていない場合においても、現場の消防吏員や警察官等は、消防法（昭和 23 年法律第 186 号）、警察官職務執行法（昭和 23 年法律第 136 号）等の関係法令等に基づき、所要の措置を実施する。

以 上

国民保護措置を円滑に実施するための現地調整所の在り方について

平成19年4月9日

内閣官房

地方公共団体を含む関係機関（消防、警察、自衛隊等）は、武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（以下「事態対処法」という。）に規定する武力攻撃事態等又は緊急対処事態（以下この文書において「事態」という。）においては、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（以下「国民保護法」という。）の定めるところにより、相互に連携して国民保護措置（緊急対処事態にあつては、緊急対処保護措置をいう。以下同じ。）を実施し、国民の生命、身体及び財産を保護することとされている。こうした活動において複数の関係機関が同一の現場において円滑に連携するためには、現地で活動する各関係機関が互いに活動内容を調整したり、各関係機関が有する情報を共有することが不可欠である。

本文書は、対策本部、都道府県対策本部及び市町村対策本部の方針に沿って国民保護措置を実施する関係機関の現場における連絡調整を図るために設置される現地調整所の標準的なモデルを下記のとおり示し、関係機関の的確かつ迅速な対処に資することを目的とする。また、本文書は、事態が認定される前の関係機関による避難誘導、被災者の救助等の活動にも活用されることを念頭に置いている。

※ 本文書における用語の意義は、特段の規定のない限り、事態対処法、国民保護法又は国民の保護に関する基本指針（以下「基本指針」という。）の定めるところによる。

記

第1章 基本方針

国民保護措置を実施する現地関係機関（注1）は、基本指針第1章「4 関係機関相互の連携協力の確保」の規定を踏まえ、相互に緊密な連携を図り、もって国民の生命、身体及び財産を保護するものとする。

注1)「現地関係機関」とは、市町村、都道府県、消防機関、警察機関、自衛隊、海上保安庁、医療機関、関係事業者等の現地で活動する機関をいう。

第2章 現地調整所の活動等

第1節 現地調整所の性格

現地調整所とは、現地関係機関が制約された時間の中で集約的に行う必要がある措置について、それぞれに与えられた役割の範囲内で活動内容の調整や情報共有を行うために、個々の現場に設けるものである。

第2節 現地調整所の設置

1 地方公共団体（国民保護措置が実施される区域を管轄する市町村又は都道府県を

いう。以下同じ。)は、国民保護措置が実施される現場において、現地関係機関の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、現場で活動する関係機関が連絡調整を図る場(以下「現地調整所」という。)を迅速に設置するものとする(注2)。

注2) なお、現地調整所を速やかに設置する必要がある場合に地方公共団体以外の現地関係機関が現地調整所を設置したときは、地方公共団体は、当該現地調整所に職員を参画させ、関係機関による円滑な連携が図られるよう、積極的に連絡調整に当たらせることが必要である。

- 2 現地調整所は、災害(武力攻撃事態においては、武力攻撃災害を、緊急対処事態においては、緊急対処事態における災害をいう。以下同じ。)の規模、災害の影響を受ける区域の範囲等を勘案して、市町村又は都道府県のうち、最も適切に対処し得る団体(注3)により設置されるものとする。

注3) 市町村が対応することが困難な場合、災害の状況が重大な場合、当該措置が市町村の区域を越えて実施される場合等には、都道府県知事が設置することが想定される。

- 3 現地調整所は、各現地関係機関の現場における活動を行う上で適した場所に設置されるものとする。地方公共団体は、現場活動との一体性、現地関係機関の利便性、安全性等を考慮して、現地調整所の設置場所を決定するものとする。また、現地調整所には、現場で活動する職員が視認しやすいように、現地調整所の表示を掲げるものとする。

第3節 現地調整所の活動

1 現地調整所の運営

現地調整所の運営(注4)は、原則として現地調整所を設置した地方公共団体の職員が、他の現地関係機関の協力を得て行う(注5)ものとする。現地関係機関の各代表者は、活動内容の確認等及び情報の共有を行うために、随時参集し、協議を行うものとする。

注4) 「運営」とは、会議の開催等の各現地関係機関の間の連絡調整に係る事務を行うことを意味する。

注5) 都道府県知事が現地調整所を設置する場合には、対応の困難性、災害の重大性、市町村の区域を越えた広域的観点等に対応して、円滑な国民保護措置が行われるよう留意する必要がある。

2 活動内容に関する確認等

現地調整所に派遣された現地関係機関の各代表者は、各機関の機能や能力(人員、装備等)に応じて効果的な活動が行われるよう、活動内容の確認及び調整を行うものとする。

確認及び調整を行う活動の例としては、以下のものが考えられる。

- ・ 避難住民の誘導
- ・ 消防活動
- ・ 被災者の救援（医療の提供、被災者の捜索及び救出等）
- ・ 汚染原因物質の除去又は除染
- ・ 警戒区域の設定、交通の規制
- ・ 応急の復旧
- ・ 広報

3 情報共有

各現地関係機関は、現地調整所を構成する他の機関に対して、適時適切に情報を提供するものとする。特に、住民及び現地関係機関の職員の生命又は身体の安全確保に関する情報については、できる限り迅速に共有することとする。各現地関係機関は、現地調整所を通じて入手した最新の情報を、所属する機関の職員に速やかに伝達するとともに、その保全に努めるものとする。

現地調整所において共有する情報の例としては、以下のものが考えられる。

ア 現地関係機関の活動に関する情報

- ・ 現地関係機関の部隊等の編成状況（人員数等）
- ・ 現地関係機関の活動状況（作業の進捗状況等）

イ 災害に関する情報

- ・ 攻撃による被害の状況（火災の状況等）
- ・ 交通に関する情報（道路、線路、橋等の破損状況、交通規制の状況等）
- ・ 二次災害の状況（危険性に係る情報を含む）
- ・ 有毒物質の有無や大気中の放射線又は放射性物質の量

ウ 住民に関する情報

- ・ 被災者の数、負傷者等の状況
- ・ 住民の避難状況、避難施設の状況
- ・ 住民の安否に関する情報

エ 活動の安全を確保するために必要な情報

- ・ 現地で活動する職員や住民の安全に係る事態の展開等

第3章 各対策本部と現地調整所との連携

地方公共団体の対策本部（現地対策本部が設置されている場合には、当該現地対策本部を含む。以下同じ。）は、収集した情報を現地調整所に伝達することとし、現地調整所は、現地の活動内容等を地方公共団体の対策本部に対して報告するものとする。

この際、それぞれの伝達及び報告は迅速に行い、国民保護措置が円滑に行われるよう努めるものとする。

雑則

- 1 このモデルの適用については、特別区は、市とみなす。
- 2 原子力災害並びに核物質、生物剤又は化学剤若しくはこれらを用いた大量破壊兵器による災害への対処における現地関係機関の連携については、他に別段の定めがある場合には、当該定めによる。

赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン

平成 17 年 8 月 2 日

赤十字標章等、特殊標章等に係る事務の
運用に関する関係省庁連絡会議申合せ

1 目的

このガイドラインは、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号。以下「国民保護法」という。）第 157 条及び第 158 条に規定する事務を円滑に実施するため、武力攻撃事態等における赤十字標章等（国民保護法第 157 条第 1 項の特殊信号及び身分証明書並びに同条第 2 項の赤十字標章等をいう。以下同じ。）及び特殊標章等（国民保護法第 158 条第 1 項の特殊標章及び身分証明書をいう。以下同じ。）の交付又は使用の許可（以下「交付等」という。）に関する基準、手続等を定めることを目的とする。

2 赤十字標章等の交付等に関する基準、手続等

(1) 交付等の対象者

- ・ 許可権者（指定行政機関の長及び都道府県知事（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第 1 項の指定都市にあっては、指定都市の長。2(1)（②(ウ)を除く。）において同じ。）をいう。以下 2 において同じ。）は、次に定める区分に従い、赤十字標章等の交付等を行うものとする。

① 指定行政機関の長が交付等を行う対象者

- (ア) 避難住民等の救援の支援を行う当該指定行政機関の長が所管する医療機関
- (イ) 避難住民等の救援の支援を行う当該指定行政機関の職員（その管轄する指定地方行政機関の職員を含む。）である医療関係者（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成 16 年政令第 275 号）第 18 条の医療関係者をいう。以下 2 において同じ。）
- (ウ) (ア) 及び (イ) に定める対象者以外の当該指定行政機関の長が所管する医療機関である指定公共機関
- (エ) (ア) から (ウ) までに定める対象者の委託により医療に係る業務（捜索、収容、輸送等）を行う者

② 都道府県知事が交付等を行う対象者

- (ア) 当該都道府県知事から国民保護法第 85 条第 1 項の医療の実施の要請、同条第 2 項の医療の実施の指示等を受けて、当該都道府県知事の管理の下に避難住民等の救援を行う医療機関及び医療関係者
- (イ) 当該都道府県知事から国民保護法第 80 条第 1 項の救援に必要な援助についての協力の要請等を受けて、当該都道府県知事の管理の下で行われる避難住民等の救援に必要な援助について協力をする医療機関及び医療関係者
- (ウ) (ア) 及び (イ) に定める対象者以外の当該都道府県知事が指定した医療機関である指定地方公共機関
- (エ) ① (ア) から (ウ) まで及び② (ア) から (ウ) までに定める対象者以外の当該都道府県（地方自治法第 252 条の 19 第 1 項の指定都市にあっては、指

定都市。(2)(ア)において同じ。)において医療を行う医療機関及び医療関係者
(オ) (ア) から (エ) までに定める対象者の委託により医療に係る業務 (検索、
収容、輸送等) を行う者

(2) 交付等の手続、方法等

- ・ 赤十字標章等の交付等は、次に定める区分に従い行うものとする。
 - (ア) 指定行政機関又は都道府県の職員並びにこれらの者が行う医療のために使用される場所及び車両、船舶、航空機等 (以下「場所等」という。) を識別させるための赤十字標章等については、許可権者が作成して交付するものとする。
 - (イ) 対象者の委託により医療に係る業務 (検索、収容、輸送等) を行う者 (以下 (イ) において「受託者」という。) 及び受託者が行う医療に係る業務を行う場所等を識別させるための赤十字標章等については、原則として当該対象者が自ら作成して許可権者に対して使用の許可の申請 (申請書の様式の例は、別紙の様式 1 のとおりとする。) を行い、使用の許可を受けるものとする。
 - (ウ) (ア) 及び (イ) に定める対象者以外の対象者並びに当該対象者が行う医療のために使用される場所等を識別させるための赤十字標章等については、当該対象者が自ら作成して許可権者に対して使用の許可の申請 (申請書の様式の例は、別紙の様式 1 のとおりとする。) を行い、使用の許可を受けるものとする。
- ・ 許可権者は、人命の救助等のために特に緊急を要し、対象者からの申請を待ついとまがないと認めるときは、当該申請を待たずに白地に赤十字の標章のみを交付することができる。
- ・ 許可権者は、武力攻撃事態等において交付等を行う方法と平時において交付等をしておく方法とのいずれを採用するか、対象者の種別、対象者が行うことが想定される医療の内容等に応じて定めるものとする。ただし、赤十字標章等の濫用を防止する必要があることを踏まえ、武力攻撃事態等において医療等を行う蓋然性が少ないと考えられる者に対しては、平時においては赤十字標章等の交付等を行わないものとする。
- ・ 許可権者は、申請書の保管、赤十字標章等の交付等をした者に関する台帳 (当該台帳の様式の例は、別紙の様式 2 のとおりとする。) の作成など交付等した赤十字標章等の管理を行うものとする。
- ・ 赤十字標章等の交付等を受けた者は、赤十字標章等を紛失し、又は使用に耐えない程度に汚損若しくは破損した場合には、赤十字標章等の再交付又は再許可を受けることができるものとする。この場合において、汚損又は破損した赤十字標章等を返納しなければならない。

(3) 赤十字標章等の様式等

① 赤十字等の標章

- ・ 我が国関係者については、すべて白地に赤十字の標章を使用するものとする。なお、白地に赤新月又は赤のライオン及び太陽の標章については、外国から派遣された医療関係者等による使用を想定している。
- ・ 白地に赤十字、赤新月又は赤のライオン及び太陽の標章 (以下 (3) 及び (7) において「赤十字等の標章」という。) は、状況に応じて適当な大きさ

とする。なお、赤十字、赤新月並びに赤のライオン及び太陽の形状のひな形は図1のとおりである。

- 赤十字等の標章の赤色の部分の色は、金赤（CMYK値：c-0, M-100, Y-100, k-0、RGB値：#FF0000）を目安とする。ただし、他の赤色を用いることを妨げるものではない。

〔図1〕



- 場所等を識別させるための赤十字等の標章は、できる限り様々な方向から及び遠方から（特に空から）識別されることができるよう、可能な限り、平面若しくは旗に又は地形に応じた他の適当な方法によって表示するものとする。
 - 場所等を識別させるための赤十字等の標章は、夜間又は可視度が減少したときは、点灯し又は照明することができるものとするのが望ましい。
 - 赤十字等の標章の赤色の部分の色は、特に赤外線機器による識別を容易にするため、黒色の下塗りの上に塗ることができるものとする。
 - 対象者を識別させるために赤十字等の標章を使用する際は、できる限り赤十字等の標章を帽子及び衣服に付けるものとする。
- ② 特殊信号
- 対象者が使用することができる特殊信号は、発光信号、無線信号及び電子的な識別とする。
 - 特殊信号の規格等については、1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書1）（以下「第1追加議定書」という。）附属書1第3章の規定によるものとする。
- ③ 身分証明書
- 常時の医療関係者等の身分証明書は、第一追加議定書附属書1第2条の規定も踏まえ、次の要件を満たす同一の形式のものとし、その様式は別紙の様式3のとおりとする。
 - (ア) 赤十字等の標章を付し、かつ、ポケットに入る大きさのものであること。
 - (イ) できる限り耐久性のあるものであること。
 - (ウ) 日本語及び英語で書かれていること。
 - (エ) 氏名及び生年月日が記載されていること。
 - (オ) 所持者がいかなる資格において1949年8月12日のジュネーヴ諸条約（以下単に「ジュネーヴ諸条約」という。）及び第一追加議定書の保護を受ける権利を有するかが記載されていること。なお、所持者の資格について

ては、〇〇省の職員、救援を行う△△（医療機関）の職員又は医療関係者、指定地方公共機関である××の職員等と記載することとする。

(カ) 所持者の写真及び署名が付されていること。なお、写真の標準的な大きさは縦4センチメートル、横3センチメートルとするが、所持者の識別が可能であれば、これと異なる大きさの写真でも差し支えない。

(キ) 許可権者の印章（公印）が押され、及び当該許可権者の署名が付されていること。（いずれも印刷されたもので差し支えない。）

(ク) 身分証明書の交付等の年月日及び有効期間の満了日が記載されていること。なお、有効期間については、武力攻撃事態等において交付等する場合にあっては対象者が行う医療等の実施が必要と認められる期間等を勘案し、平時において交付等する場合にあっては対象者である職員の在職予定期間等を勘案して、許可権者が決定することとする。

(ケ) 所持者の血液型が判明している場合には、身分証明書の裏面に所持者の血液型（ＡＢＯ式及びＲｈ式）が記載されていること。

- ・ 臨時の医療関係者等の身分証明書については、原則として、常時の医療関係者等の身分証明書と同様のものとする。ただし、常時の医療関係者等の身分証明書と同様の身分証明書の交付等を受けることができない場合には、これらの者が臨時の医療関係者等として医療等を行っていることを証明し並びに医療等を行っている期間及び赤十字等の標章を使用する権利を可能な限り記載する証明書であって、許可権者が署名するものを交付等するものとする。この証明書には、所持者の氏名、生年月日及び当該医療関係者等が行う医療等の内容を記載するとともに、所持者の署名を付するものとする。
- ・ 常時の医療関係者等及び臨時の医療関係者等の区別については、当該医療関係者等が行う医療等の内容、その期間等を勘案し、許可権者が決定することとする。

(4) 赤十字標章等の使用に当たっての留意事項

- ・ 何人も、武力攻撃事態等において、赤十字標章等をみだりに使用してはならないとされていることを踏まえ、以下のとおり取り扱うものとする。
 - (ア) 赤十字標章等の交付等を受けた者は、当該赤十字標章等を他人に譲渡し、又は貸与してはならない。
 - (イ) 赤十字標章等の交付等を受けた者は、医療を行っていない場合には、赤十字標章等を使用してはならない。
 - (ウ) 赤十字標章等により識別させることができる場所等については、当該場所等が専ら医療のために使用されていなければならない。

(5) 訓練及び啓発

- ・ 許可権者及び対象者は、国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）についての訓練を実施するに当たって、赤十字標章等を使用するよう努めるものとする。
- ・ 国（内閣官房、外務省、厚生労働省、消防庁、文部科学省等）は、地方公共団体等と協力しつつ、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書に基づく武力攻撃事態等における赤十字標章等の使用の意義等について教育や学習の場などの様々な機会を通じて国民に対する啓発に努めるものとする。

(6) 体制の整備等

- ・ 許可権者は、本ガイドラインに基づき、必要に応じて具体的な運用に関する要綱を作成するものとする。なお、許可権者は、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書並びに国民保護法の規定を踏まえ、それぞれの機関の実情に応じた取扱いを当該要綱で定めることができる。
- ・ 許可権者又は対象者は、武力攻撃事態等における赤十字標章等の必要量を勘案した上で、武力攻撃事態等において赤十字標章等を速やかに交付等し、又は使用できるようあらかじめ必要な準備を行うよう努めるものとする。
- ・ 国及び地方公共団体は、必要に応じて、職員の服制に関する規定の見直し等を行うものとする。
- ・ 国（内閣官房、外務省、厚生労働省、消防庁）は、許可権者の間で運用の統一が図られるよう必要な措置を講ずるものとする。

(7) 平時における赤十字等の標章の使用等

- ・ 平時においては、(5)に定める場合を除いて、赤十字の標章及び名称等の使用の制限に関する法律（昭和 22 年法律第 159 号。(7)において「赤十字標章法」という。）の規定に基づき、日本赤十字社及び日本赤十字社の許可を受けた者に限って赤十字等の標章を使用することができるものとする。
- ・ 武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成 15 年法律第 79 号）第 9 条第 1 項の対処基本方針が定められる前に日本赤十字社から赤十字等の標章の使用の許可を受けた者は、武力攻撃事態等においても、赤十字標章法第 3 条に規定する傷者又は病者の無料看護を引き続き行う場合に限り、改めて国民保護法に基づく交付等を受けることなく赤十字等の標章を使用することができるものとする。

3 特殊標章等の交付等に関する基準、手続等

(1) 交付等の対象者

- ・ 許可権者（国民保護法第 158 条第 2 項の指定行政機関の長等をいう。以下 3 において同じ。）は、次に定める区分に従い、特殊標章等の交付等を行うものとする。なお、「国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者」とは、国民保護法第 70 条第 1 項、第 80 条第 1 項、第 115 条第 1 項及び第 123 条第 1 項に基づいて、許可権者が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者等を指すものである。

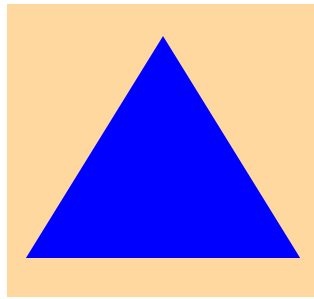
① 指定行政機関の長が交付等を行う対象者

- (ア) 当該指定行政機関の職員（その管轄する指定地方行政機関の職員を含む。）で国民保護措置に係る職務を行うもの
- (イ) 当該指定行政機関の長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- (ウ) 当該指定行政機関の長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者
- (エ) 当該指定行政機関の長が所管する指定公共機関

- ② 都道府県知事が交付等を行う対象者
 - (ア) 当該都道府県の職員（③（ア）及び⑤（ア）に定める職員を除く。）で国民保護措置に係る職務を行うもの
 - (イ) 当該都道府県知事の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
 - (ウ) 当該都道府県知事が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者
 - (エ) 当該都道府県知事が指定した指定地方公共機関
 - ③ 警視総監又は道府県警察本部長が交付等を行う対象者
 - (ア) 当該都道府県警察の職員で国民保護措置に係る職務を行うもの
 - (イ) 当該警視総監又は道府県警察本部長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
 - (ウ) 当該警視総監又は道府県警察本部長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者
 - ④ 市町村長が交付等を行う対象者
 - (ア) 当該市町村の職員（当該市町村の消防団長及び消防団員を含み、⑤（ア）及び⑥（ア）に定める職員を除く。）で国民保護措置に係る職務を行うもの
 - (イ) 当該市町村長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
 - (ウ) 当該市町村長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者
 - ⑤ 消防長が交付等を行う対象者
 - (ア) 当該消防長の所轄の消防職員で国民保護措置に係る職務を行う者
 - (イ) 当該消防長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
 - (ウ) 当該消防長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者
 - ⑥ 水防管理者が交付等を行う対象者
 - (ア) 当該水防管理者の所轄の水防団長及び水防団員で国民保護措置に係る職務を行う者
 - (イ) 当該水防管理者の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
 - (ウ) 当該水防管理者が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者
- (2) 交付等の手続、方法等
- ・ 特殊標章等の交付等は、次に定める区分に従い行うものとする。
 - (ア) 許可権者の所轄の職員で国民保護措置に係る職務を行うもの及び当該国民保護措置に係る当該職員が行う職務のために使用される場所等を識別させるための特殊標章等については、許可権者が作成して交付するものとする。
 - (イ) 許可権者の委託により国民保護措置に係る業務を行う者又は許可権者が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者及び当該国民保護措置に係るこれらの者が行う業務又は協力のために使用される場所等を識別させるための特殊標章等については、原則として当該対象者が許可権者に対して交付の申請（申請書の様式の例は、別紙の様式1のとおりとする。）を行い、許可権者が作成して交付するものとする。

- (ウ) 指定公共機関若しくは指定地方公共機関が実施する国民保護措置に係る業務を行う者（当該指定公共機関又は指定地方公共機関の委託により国民保護措置に係る業務を行う者を含む。）又は当該指定公共機関若しくは指定地方公共機関が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者及び当該国民保護措置に係るこれらの者が行う業務又は協力のために使用される場所等を識別させるための特殊標章等については、指定公共機関又は指定地方公共機関が自ら作成して許可権者に対して使用の許可の申請（申請書の様式の例は、別紙の様式1のとおりとする。）を行い、使用の許可を受けるものとする。
- ・ 許可権者は、人命の救助等のために特に緊急を要し、対象者からの申請を待ついとまがないと認めるときは、当該申請を待たずに特殊標章のみを交付することができる。
 - ・ 許可権者は、武力攻撃事態等において交付等を行う方法と平時において交付等をしておく方法とのいずれを採用するか、対象者の種別、対象者が行うことが想定される国民保護措置に係る職務、業務又は協力の内容等に応じて定めるものとする。ただし、特殊標章等の濫用を防止する必要があることを踏まえ、武力攻撃事態等において国民保護措置に係る職務、業務又は協力を行う蓋然性が少ないと考えられる者に対しては、平時においては特殊標章等の交付等を行わないものとする。
 - ・ 許可権者は、申請書の保管、特殊標章等の交付等をした者に関する台帳（当該台帳の様式の例は、別紙の様式2のとおりとする。）の作成など交付等した特殊標章等の管理を行うものとする。
 - ・ 特殊標章等の交付等を受けた者は、特殊標章等を紛失し、又は使用に耐えない程度に汚損若しくは破損した場合には、特殊標章等の再交付又は再許可を受けることができるものとする。この場合において、汚損又は破損した特殊標章等を返納しなければならない。
- (3) 特殊標章等の様式等
- ① 特殊標章
- ・ 特殊標章は、オレンジ色地に青色の正三角形とし、原則として次の条件を満たすものとする。なお、そのひな形は図2のとおりである。
 - (ア) 青色の三角形を旗、腕章又は制服に付する場合には、その三角形の下地の部分は、オレンジ色とすること。
 - (イ) 三角形の一の角が垂直に上を向いていること。
 - (ウ) 三角形のいずれの角もオレンジ色地の縁に接していないこと。
 - ・ 特殊標章の大きさは、状況に応じて適当な大きさとする。
 - ・ 特殊標章の色については、オレンジ色地の部分はオレンジ色（CMYK値：c-0, M-36, Y-100, k-0, RGB値：#FFA500）を、青色の正三角形の部分については青色（CMYK値：c-100, M-100, Y-0, k-0, RGB値：#0000FF）を目安とする。ただし、他のオレンジ色及び青色を用いることを妨げるものではない。

□ 図 2 □



- ・ 場所等を識別させるための特殊標章は、できる限り様々な方向から及び遠方から識別されることができるよう、可能な限り、平面又は旗に表示するものとする。
- ・ 場所等を識別させるための特殊標章は、夜間又は可視度が減少したときは、点灯し又は照明することができるものとするのが望ましい。
- ・ 対象者を識別させるために特殊標章を使用する際は、できる限り特殊標章を帽子及び衣服に付けるものとする。

② 身分証明書

- ・ 身分証明書は、第一追加議定書附属書 1 第 15 条の規定も踏まえ、次の要件を満たす同一の形式のものとし、その様式は別紙の様式 4 のとおりとする。
 - (ア) 特殊標章を付し、かつ、ポケットに入る大きさのものであること。
 - (イ) できる限り耐久性のあるものであること。
 - (ウ) 日本語及び英語で書かれていること。
 - (エ) 氏名及び生年月日が記載されていること。
 - (オ) 所持者がいかなる資格においてジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書の保護を受ける権利を有するかが記載されていること。なお、所持者の資格については、〇〇省の職員、△△県の職員、指定地方公共機関である××の職員等と記載することとする。
 - (カ) 所持者の写真及び署名が付されていること。なお、写真の標準的な大きさは縦 4 センチメートル、横 3 センチメートルとするが、所持者の識別が可能であれば、これと異なる大きさの写真でも差し支えない。
 - (キ) 許可権者の印章（公印）が押され、及び当該許可権者の署名が付されていること。（いずれも印刷されたもので差し支えない。）
 - (ク) 身分証明書の交付等の年月日及び有効期間の満了日が記載されていること。なお、有効期間については、武力攻撃事態等において交付等する場合にあっては対象者が行う国民保護措置に係る職務、業務又は協力の実施が必要と認められる期間等を勘案し、平時において交付等する場合にあっては対象者である職員の国民保護措置を担当する部局における在職予定期間等を勘案して、許可権者が決定することとする。
 - (ケ) 所持者の血液型が判明している場合には、身分証明書の裏面に所持者の血液型（A B O 式及び R h 式）が記載されていること。

- (4) 特殊標章等の使用に当たっての留意事項
- ・ 何人も、武力攻撃事態等において、特殊標章等をみだりに使用してはならないとされていることを踏まえ、以下のとおり取り扱うものとする。
 - (ア) 特殊標章等の交付等を受けた者は、当該特殊標章等を他人に譲り渡し、又は貸与してはならない。
 - (イ) 特殊標章等の交付等を受けた者は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力を行っていない場合には、特殊標章等を使用してはならない。
 - (ウ) 特殊標章等により識別させることができる場所等については、当該場所等が専ら国民保護措置に係る職務、業務又は協力のために使用されていないなければならない。
- (5) 訓練及び啓発
- ・ 許可権者及び対象者は、国民保護措置についての訓練を実施するに当たって、特殊標章等を使用するよう努めるものとする。
 - ・ 国（内閣官房、外務省、消防庁、文部科学省等）は、地方公共団体等と協力しつつ、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書に基づく武力攻撃事態等における特殊標章等の使用の意義等について教育や学習の場などの様々な機会を通じて国民に対する啓発に努めるものとする。
- (6) 体制の整備等
- ・ 許可権者は、本ガイドラインに基づき、必要に応じて具体的な運用に関する要綱を作成するものとする。なお、許可権者は、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書並びに国民保護法の規定を踏まえ、それぞれの機関の実情に応じた取扱いを当該要綱で定めることができる。
 - ・ 許可権者又は対象者は、武力攻撃事態等における特殊標章等の必要量を勘案した上で、武力攻撃事態等において特殊標章等を速やかに交付等し、又は使用できるようあらかじめ必要な準備を行うよう努めるものとする。
 - ・ 国及び地方公共団体は、必要に応じて、職員の服制に関する規定の見直し等を行うものとする。
 - ・ 国（内閣官房、外務省、消防庁）は、許可権者の間で運用の統一が図られるよう必要な措置を講ずるものとする。
- (7) 平時における特殊標章の使用
- ・ 平時におけるいたずらな使用が武力攻撃事態等における混乱をもたらすおそれがあることにかんがみ、平時における特殊標章の使用については、(5)に定める場合を除いて使用しないこととする。

[様式 1]

(別紙)

赤十字 交 付

標章等に係る 申請書

特 殊 使用許可

平成 年 月 日

(許可権者) 様

私は、国民保護法第 157 条又は第 158 条の規定に基づき、赤十字標章等又は特殊標章等の交付又は使用許可を以下のとおり申請します。

氏名：(漢 字) ----- (ローマ字) -----	生年月日 (西暦) 年 月 日 -----
--------------------------------------	-----------------------------

申請者の連絡先 住 所：〒 ----- ----- 電話番号：----- E-mail ; -----	写 真 縦 4×横 3 cm (身分証明書の交付又は 使用許可の場合のみ)
--	--

識別のための情報 (身分証明書の交付又は使用許可の場合のみ記載)	
身 長：----- cm	眼の色 -----
頭髪の色：----- 子 -----)	血液型 ----- (R h 因 -----)

標章を使用する衣服、場所、車両、船舶、航空機等の概要及び使用する標章の数等 (標章又は特殊信号の交付又は使用許可の場合のみ記載)
----- -----

(許可権者使用欄)	
資 格：-----	
証明書番号：-----	交付等の年月日：-----
有効期間の満了日：-----	
返納日：-----	

緊急消防援助隊の運用に関する要綱

	平成 16 年 3 月 26 日	消防震第 19 号
改正	平成 17 年 3 月 30 日	消防震第 14 号
改正	平成 18 年 2 月 14 日	消防応第 15 号
改正	平成 18 年 6 月 22 日	消防応第 94 号
改正	平成 20 年 7 月 2 日	消防応第 109 号
改正	平成 20 年 8 月 27 日	消防応第 152 号
改正	平成 24 年 11 月 28 日	消防広第 95 号
改正	平成 26 年 3 月 26 日	消防広第 75 号
改正	平成 27 年 3 月 31 日	消防広第 74 号
改正	平成 28 年 3 月 30 日	消防広第 80 号
改正	平成 29 年 3 月 28 日	消防広第 93 号

目次

- 第 1 章 総則
- 第 2 章 編成及び装備等の基準
- 第 3 章 出動
- 第 4 章 指揮活動
- 第 5 章 防災関係機関との連携
- 第 6 章 指揮支援実施計画及び受援計画
- 第 7 章 その他

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この要綱は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号。以下「法」という。）、緊急消防援助隊に関する政令（平成 15 年政令第 379 号）及び緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画（平成 16 年消防震第 9 号。以下「基本計画」という。）に定めるもののほか、出動、指揮活動その他の緊急消防援助隊及び被災地の消防本部の対応について、必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第 2 条 この要綱において使用する用語は、法及び基本計画において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 被災地消防本部とは、被災地を管轄する消防本部をいう。
- (2) 指揮本部とは、被災地消防本部の指揮本部をいう。
- (3) 指揮者とは、被災地の市町村長又は当該市町村長の委任を受けた消防長をいう。
- (4) 応援等とは、法第 44 条第 1 項の消防の応援等をいう。
- (5) 受援都道府県とは、緊急消防援助隊による応援等を受ける又は受けた被災地の属する都道府県をいう。
- (6) 応援都道府県とは、緊急消防援助隊を出動させる又は出動させた都道府県をいう。

- (7) 代表消防機関代行とは、代表消防機関が被災等によりその任務を遂行できない場合にその任務を代行する消防機関をいう。
- (8) 登録都道府県とは、緊急消防援助隊として登録された航空消防隊の属する都道府県をいう。
- (9) C災害とは、毒性物質若しくはこれと同等の毒性を有する物質の発散又はそのおそれがある事故により生ずる災害をいう。
- (10) B災害とは、生物剤若しくは毒素の発散又はそのおそれがある事故により生ずる災害をいう。
- (11) N災害とは、放射性物質若しくは放射線の異常な水準の放出又はそのおそれがある事故により生ずる災害をいう。
- (12) 進出拠点とは、緊急消防援助隊が被災地に進出するための目標とする拠点（一時的に集結する場所を含む。）をいう。
- (13) 部隊移動とは、法第44条の規定に基づく消防庁長官（以下「長官」という。）の措置の求め又は指示により、被災地において既に行動している緊急消防援助隊が都道府県をまたいで別の被災地に出動すること、又は法第44条の3の規定に基づく都道府県知事の指示により、被災地において既に行動している緊急消防援助隊が当該都道府県内の別の被災地に出動することをいう。
- (14) アクションプランとは、基本計画第4章4に基づき、長官が定める出動マニュアルをいう。

第2章 編成及び装備等の基準

（都道府県大隊の編成）

第3条 都道府県大隊の編成は、基本計画に定めるところによるほか、次のとおりとし、緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱（平成27年消防広第74号。以下「要請要綱」という。）第35条に規定する緊急消防援助隊都道府県大隊応援等実施計画（以下「応援等実施計画」という。）に定めておくものとする。

- (1) 都道府県大隊指揮隊は、原則として、代表消防機関（代表消防機関が被災等によりその任務を遂行できない場合は、代表消防機関代行。以下同じ。）の指揮隊をもって編成するものとする。
- (2) 大隊は、都道府県ごとに編成するものとし、「(〇〇都道府県) 大隊」と呼称する。
- (3) 中隊は、都道府県内の緊急消防援助隊登録状況に応じて、複数の消防本部からなるブロックごと、消防本部ごと、消火、救助、救急等の任務ごと等に編成するものとし、「(第〇) 中隊」、「(〇〇消防本部) 中隊」、「(消火) 中隊」等と呼称する。
なお、各中隊長は、都道府県大隊長が指定するものとする。
- (4) 小隊は、車両、航空機若しくは消防艇又は付加された任務ごとに編成するものとし、「(〇〇) 小隊」と呼称する。
- (5) C災害、B災害及びN災害に対応する中隊は、毒劇物等対応小隊等特別の装備を保有し、かつ特別な教育訓練を受けた小隊により編成するものとする。
- (6) 航空中隊及び水上中隊は、機体特性等を考慮し、別に編成することができるものとする。

(統合機動部隊の編成)

第4条 統合機動部隊の編成は、基本計画に定めるところによるほか、次のとおりとし、応援等実施計画に定めておくものとする。

- (1) 統合機動部隊指揮隊は、原則として、代表消防機関の指揮隊をもって編成するものとする。
- (2) 統合機動部隊は、原則として、統合機動部隊指揮隊、消火小隊、救助小隊、救急小隊、後方支援小隊及び通信支援小隊をもって編成するものとする。
- (3) 統合機動部隊は、迅速な集結及び出動が可能な小隊の中から、応援先都道府県に応じて、事前に指定しておくものとする。
- (4) 統合機動部隊は、都道府県ごとに編成するものとし、「(〇〇都道府県) 統合機動部隊」と呼称する。
- (5) 統合機動部隊長は都道府県大隊長を兼ねることができるものとする。

(エネルギー・産業基盤災害即応部隊(ドラゴンハイパー・コマンドユニット)の編成)

第5条 エネルギー・産業基盤災害即応部隊は、基本計画に定めるところによるほか、次のとおりとし、応援等実施計画に定めておくものとする。

- (1) エネルギー・産業基盤災害即応部隊指揮隊は、基本計画に基づき指定されたエネルギー・産業基盤災害即応部隊長の属する消防本部の指揮隊をもって編成するものとする。
- (2) エネルギー・産業基盤災害即応部隊は、エネルギー・産業基盤災害即応部隊指揮隊、特殊災害中隊、消火中隊を中心として編成するものとし、地域の実情に応じて、特殊装備小隊、後方支援小隊、通信支援小隊及び水上小隊を加えるものとする。
- (3) エネルギー・産業基盤災害即応部隊は、都道府県ごとに編成するものとし、「(〇〇都道府県) エネルギー・産業基盤災害即応部隊」と呼称する。

(特殊災害小隊の装備等の基準)

第6条 基本計画第2章第4節9に定める特殊災害小隊の装備等の基準は、おおむね次のとおりとする。

(1) 毒劇物等対応小隊

ア 毒劇物等対応小隊は、一般の毒劇物災害、C災害、B災害又はN災害に対応するための特別な教育訓練を受けた隊員5人以上で編成されるものであること。

イ 毒劇物等対応小隊は、ウの資機材を搬送することのできる車両を備えること。

ウ 毒劇物等対応小隊は、一般の毒劇物災害、C災害及びB災害又はN災害に対応した次に掲げる資機材を備えること。

(ア) 一般の毒劇物災害対応小隊

呼吸保護用器具、防毒マスク及び化学防護服(又は陽圧式化学防護服)

(イ) C災害及びB災害対応小隊

陽圧式化学防護服、化学防護服、携帯型生物剤検知装置、有毒ガス検知管、化学剤検知紙、携帯型化学剤検知機、除染シャワー、除染剤散布器及び防毒マスク

(ウ) N災害対応小隊

簡易型防護服、呼吸保護具、個人警報線量計、空間線量計、表面汚染計、除染設備、中性子線測定器及び放射線防護服又は陽圧式化学防護服

(2) 大規模危険物火災等対応小隊

- ア 大規模危険物火災等対応小隊は、石油コンビナート施設等の大規模危険物施設での火災等に対応することのできる隊員2人以上で編成されるものであること。
- イ 大規模危険物火災等対応小隊は、大型化学車、大型高所放水車、泡原液搬送車、屈折放水塔車又は耐熱装甲型救助活動車を備えること。
- ウ 大規模危険物火災等対応小隊は、大規模危険物火災等に対応する耐熱防護服を備えること。

(3) 密閉空間火災等対応小隊

- ア 密閉空間火災等対応小隊は、地下街等の密閉空間で発生した消火困難な火災等に対応することのできる隊員2人以上で編成されるものであること。
- イ 密閉空間火災等対応小隊は、高発泡車を備えること。
- ウ 密閉空間火災等対応小隊は、呼吸保護用器具及び排煙用資機材を備えること。

(特殊装備小隊の装備等の基準)

第7条 基本計画第2章第4節10に定める特殊装備小隊の装備等の基準は、おおむね次のとおりとする。

(1) 水難救助小隊

- ア 水難救助小隊は、潜水業務を行うことのできる隊員等5人以上で編成されるものであること。
- イ 水難救助小隊は、ウの資機材を安全に積載することができる構造を備えた車両又は船舶を備えること。
- ウ 水難救助小隊は、潜水器具一式、水中投光器その他水難救助活動に必要な資機材を備えること。

(2) 遠距離大量送水小隊

- ア 遠距離大量送水小隊は、遠距離大量送水システム及びそれを搬送可能な車両並びに必要な隊員で構成されるものであること。
- イ アの遠距離大量送水システムは、自然水利を利用して、1キロメートル以上の離れた場所に毎分3,000リットル以上の水又は海水を送水することができるものであること。

(3) 消防活動二輪小隊

- ア 消防活動二輪小隊は、オフロード走行が可能な仕様の自動二輪車及び隊員で構成されるものであること。
- イ 消防活動二輪小隊は、消火器及び可搬式消火器具、簡易救助器具又は応急手当資機材のいずれかを備えること。

(4) 震災対応特殊車両小隊

震災対応特殊車両小隊は、地震災害における救助活動に必要な重機その他の設備又は資機材を備えた車両及び必要な隊員で構成されるものであること。

(5) その他の特殊な装備を用いて消防活動を行う小隊

その他の特殊な装備を用いて消防活動を行う小隊は、次に掲げるいずれかの車両又は資機材及び必要な隊員で構成されるものであること。

- ア はしご車
- イ 照明車
- ウ 空気ボンベ充填車

エ 無人消火ロボット

オ その他長官が緊急消防援助隊の活動に必要と認めた特殊な装備を備えた消防車両

第3章 出動

(指揮本部の設置)

第8条 被災地消防本部は、緊急消防援助隊の出動が決定した場合は、被災地での緊急消防援助隊の迅速かつ的確な活動等に資するため、指揮本部を設置するものとする。

2 指揮本部は、被災地における消防の指揮に関するもののほか、次に掲げる事務をつかさどるものとする。

- (1) 被害情報の収集に関すること。
- (2) 被害状況並びに被災地消防本部及び消防団の活動に係る記録に関すること。
- (3) 緊急消防援助隊の受援体制の確立及び受援活動の実施に関すること。
- (4) その他緊急消防援助隊の受援に必要な事項に関すること。

3 指揮本部は、市町村が行う災害対策及び自衛隊、警察、海上保安庁、DMA T等関係機関との活動調整を図るため、市町村災害対策本部と緊密に連携を図るものとし、当該市町村災害対策本部に職員を派遣するものとする。

(後方支援本部の設置)

第9条 応援都道府県に属する代表消防機関は、円滑な後方支援体制を確立するため、当該代表消防機関に後方支援本部を設置するものとする。

2 後方支援本部は、次に掲げる事務をつかさどるものとする。

- (1) 緊急消防援助隊の出動、活動等に関する連絡調整に関すること。
- (2) 後方支援体制の確立に関すること。
- (3) 関係機関との連絡調整に関すること。
- (4) 緊急消防援助隊の交替に関すること。
- (5) 物資等の搬送計画に関すること。
- (6) 緊急消防援助隊を派遣している登録市町村の消防本部に対する、情報提供に関すること。
- (7) 消防庁に対する映像及び画像の提供に関すること。
- (8) その他緊急消防援助隊の活動支援に必要な事項に関すること。

(都道府県大隊の出動)

第10条 都道府県大隊長は、当該都道府県大隊が迅速に被災地に到着するために必要と判断した場合は、ブロック単位での出動又は車両特性に応じた中隊編成による出動を指示するなど、必要な措置を講じるものとする。

(統合機動部隊の出動等)

第11条 統合機動部隊は、大規模災害又は特殊災害の発生後、都道府県大隊長の指示を受けて概ね1時間以内に被災地に迅速に先遣出動するとともに、後続する都道府県大隊の円滑な活動に資する情報の収集及び提供を行うものとし、次に掲げる任務を行うものとする。

- (1) 被災地までの道路状況、給油可能施設等の情報の収集及び提供に関すること。
- (2) 被害状況、活動場所、任務、必要な大隊規模等の情報の収集及び提供に関すること。

- (3) 被災地消防本部との連絡調整に関すること。
 - (4) 被災地における通信の確保に関すること。
 - (5) 初期の消火、救助及び救急活動に関すること。
 - (6) 航空消防活動の支援に関すること。
 - (7) 宿営場所の設営に関すること。
- 2 統合機動部隊は、被害状況、部隊の活動等を動画及び静止画により記録を行うよう努めるものとする。ただし、都道府県大隊において記録できている場合等はこの限りではない。
- 3 統合機動部隊を構成する小隊等は、後続する都道府県大隊が被災地に到着後は当該都道府県大隊に帰属し、都道府県大隊長の指揮の下、都道府県大隊を構成する小隊等として活動するものとする。

(集結場所、進出拠点及び宿営場所の決定、連絡等)

第12条 集結場所、進出拠点及び宿営場所の決定、連絡等については、原則として、次のとおりとする。

(1) 緊急消防援助隊の集結場所

代表消防機関は、応援等実施計画に定めるところにより、災害の状況、大隊又は部隊の特性、規模等を考慮し、応援先市町村又は応援先都道府県に応じて、都道府県大隊、統合機動部隊及びエネルギー・産業基盤災害即応部隊の集結場所及び集結時刻を決定し、登録市町村の消防本部に対して連絡するものとする。

なお、災害の状況等により受援都道府県内の場所を集結場所とする場合は、当該受援都道府県の消防応援活動調整本部（以下「調整本部」という。）と調整するものとする。ただし、アクションプランが適用された場合は、当該アクションプランに定めるところによるものとする（以下、第2号及び第3号について同じ。）。

(2) 緊急消防援助隊の進出拠点

消防庁は、災害の状況、道路の状況、大隊又は部隊の特性、規模等を考慮し、調整本部（調整本部が設置されない場合は被災地）と調整の上、進出拠点を決定し、応援都道府県（又は応援都道府県の後方支援本部）に対して連絡するものとする。

(3) 緊急消防援助隊の宿営場所

消防庁は、災害の状況、緊急消防援助隊の規模等を考慮し、調整本部（調整本部が設置されない場合は被災地）と調整の上、宿営場所を決定し、応援都道府県（又は応援都道府県の後方支援本部）に対して連絡するものとする。

(4) 緊急消防援助隊の出動ルート

都道府県大隊長、統合機動部隊長及びエネルギー・産業基盤災害即応部隊長は、応援先都道府県又は進出拠点に応じて出動ルートを決定し、消防庁、調整本部及び後方支援本部に対して報告するものとする。

なお、道路の状況等により、出動途上において出動ルート及び進出拠点を変更する必要がある場合は、消防庁、調整本部及び後方支援本部に対してその旨を報告するものとする。

(進出拠点到着後の大隊長及び部隊長の任務)

第13条 都道府県大隊長、統合機動部隊長及びエネルギー・産業基盤災害即応部隊長は、進出拠点到着後、調整本部に対して、速やかに都道府県大隊名、統合機動部隊名又はエネルギー・産業基盤災害即応部隊名、規模、資機材等について報告するものとする。

- 2 都道府県大隊長、統合機動部隊長及びエネルギー・産業基盤災害即応部隊長は、出動途上等における応援先市町村の指定の有無にかかわらず、調整本部に対して応援先市町村を確認するものとする。
- 3 都道府県大隊長、統合機動部隊長及びエネルギー・産業基盤災害即応部隊長は、進出拠点が高速道路のインターチェンジ等の場合は、都道府県大隊長、統合機動部隊長又はエネルギー・産業基盤災害即応部隊長のみが先行して第1項及び第2項の任務を実施し、無線等により当該都道府県大隊、統合機動部隊又はエネルギー・産業基盤災害即応部隊に必要な指示を行うなど、進出拠点を速やかに通過するための措置を講ずるものとする。

(被災地到着後の大隊長及び部隊長の任務)

第14条 都道府県大隊長、統合機動部隊長及びエネルギー・産業基盤災害即応部隊長は、被災地到着後、指揮者及び第16条に規定する緊急消防援助隊指揮支援本部の本部長(以下「指揮支援本部長」という。)に対して、速やかに都道府県大隊名、統合機動部隊名又はエネルギー・産業基盤災害即応部隊名、規模、資機材等について報告するとともに、次に掲げる事項について確認するものとする。

- (1) 被害状況
- (2) 活動方針
- (3) 活動地域及び任務
- (4) 安全管理に関する体制
- (5) 使用無線系統
- (6) 地理及び水利の状況
- (7) その他活動上必要な事項

- 2 統合機動部隊長は、確認した事項について、後続の都道府県大隊及び後方支援本部に対して報告するものとする。

第4章 指揮活動

(指揮体制)

第15条 指揮支援部隊長は、調整本部の本部員として、被災地における緊急消防援助隊の活動に関し、指揮支援部隊を統括し、当該被災地に係る都道府県災害対策本部長又は調整本部長を補佐し、及びその指揮の下で、被災地における緊急消防援助隊の活動の管理を行うものとする。

- 2 指揮支援隊長は、指揮支援本部長として、指揮者を補佐し、及びその指揮の下で、被災地における緊急消防援助隊の活動の管理を行うものとする。
- 3 統合機動部隊長は、都道府県大隊が被災地に到着するまでの間、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該統合機動部隊の活動の指揮を行うものとする。
- 4 エネルギー・産業基盤災害即応部隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該エネルギー・産業基盤災害即応部隊の活動の指揮を行うものとする。
- 5 都道府県大隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該都道府県大隊の活動の指揮を行うものとする。

6 中隊長は、都道府県大隊長の指揮の下で、小隊長以下の指揮を行うものとする。

(緊急消防援助隊指揮支援本部の設置)

第16条 指揮支援部隊長は、被災地ごとに緊急消防援助隊指揮支援本部（以下「指揮支援本部」とする。）を設置するものとする。

2 指揮支援部隊長は、次に掲げる順位により、指揮支援本部長を指名するものとする。

- (1) 第1順位 指揮支援隊長
- (2) 第2順位 都道府県大隊長
- (3) 第3順位 統合機動部隊長
- (4) 第4順位 代表消防機関又は代表消防機関代行に属する中隊長

3 指揮支援本部は、次に掲げる事務をつかさどるものとする。

- (1) 被害状況、市町村が行う災害対策等の各種情報の集約及び整理に関すること。
- (2) 被災地の消防本部及び消防団、都道府県内消防応援隊並びに緊急消防援助隊の活動調整に関すること。
- (3) 緊急消防援助隊の安全管理に関すること。
- (4) 自衛隊、警察、海上保安庁、DMAT等関係機関との活動調整に関すること。
- (5) 指揮本部又は市町村災害対策本部への隊員の派遣に関すること。
- (6) 調整本部に対する報告に関すること。
- (7) 被害状況及び緊急消防援助隊の活動に係る記録に関すること。
- (8) その他必要な事項に関すること。

4 指揮支援本部は、指揮本部及び市町村災害対策本部と緊密な連携を図ることができる場所に設置するものとする。この場合において、指揮支援本部長は、前項の事務を実施するために必要と認める場合は、指揮本部又は市町村災害対策本部へ隊員を派遣するものとする。

5 指揮支援本部長は、同一の災害現場において複数の統合機動部隊又は都道府県大隊が活動する場合、必要に応じて、これらの複数の隊との間で中心となって調整し、指揮支援本部長へ報告等を行う統括統合機動部隊長又は統括都道府県大隊長を指名するものとする。

6 指揮支援本部長は、市町村災害対策本部と緊密に連携を図るとともに、当該市町村災害対策本部の会議に参画し、市町村が行う災害対策及び自衛隊、警察、海上保安庁、DMAT等関係機関との活動調整を行うものとする。

7 指揮支援本部長は、指揮本部及び都道府県内消防応援隊と緊密に連携するものとする。

8 指揮支援本部は、受援市町村名を冠称し、「〇〇市町村緊急消防援助隊指揮支援本部」と呼称する。

(消防庁職員の現地派遣)

第17条 長官は、緊急消防援助隊の出動が決定し、災害の状況に応じ必要と判断した場合は、調整本部又は都道府県災害対策本部に消防庁職員（以下「現地派遣職員」という。）を派遣するものとする。

2 長官は、災害の状況に応じて必要と判断した場合は、指揮支援本部又は市町村災害対策本部に現地派遣職員を派遣するものとする。

3 現地派遣職員は、次に掲げる事務をつかさどるものとする。

- (1) 被害情報の収集及び消防庁への情報提供に関すること。
- (2) 都道府県災害対策本部又は市町村災害対策本部に対する、災害対策活動の支援に関する

こと。

- (3) 緊急消防援助隊の増隊、部隊移動等、緊急消防援助隊の活動調整に係る消防庁との連絡調整に関すること。
- (4) 自衛隊、警察、海上保安庁、DMA T等関係機関との連絡調整に関すること。
- (5) 報道機関への対応に関すること。

(都道府県大隊本部の設置)

第 18 条 都道府県大隊長は、災害現場付近の活動上適当な場所に都道府県大隊本部を設置するものとする。この場合において、都道府県大隊長を本部長とする。

2 都道府県大隊本部は、次に掲げる事務をつかさどるものとする。

- (1) 都道府県大隊の活動管理に関すること。
- (2) 隊員の安全管理に関すること。
- (3) 都道府県大隊の後方支援に関すること。
- (4) 被害状況及び都道府県大隊の活動に係る記録に関すること。
- (5) 被災地の消防本部、消防団及び都道府県内消防応援隊との活動調整に関すること。
- (6) 指揮支援本部に対する報告に関すること。
- (7) 他の都道府県大隊との調整に関すること。
- (8) その他必要な事項に関すること。

3 都道府県大隊本部は、応援都道府県名を冠称し、「〇〇都道府県大隊本部」と呼称する。

(現地合同調整所の設置)

第 19 条 指揮者は、災害現場において、自衛隊、警察、海上保安庁、DMA T等関係機関間における情報共有及び活動調整等を行うため、必要に応じて、現地合同調整所を設置するものとする。

2 指揮支援本部長は、必要に応じて、現地合同調整所の設置について指揮者に進言するものとする。

3 現地合同調整所が設置された場合、指揮支援本部長は、次に掲げる順位により現地合同調整所の会議に参画させるものとする。

- (1) 第 1 順位 都道府県大隊長
- (2) 第 2 順位 統合機動部隊長
- (3) 第 3 順位 代表消防機関又は代表消防機関代行に属する中隊長

4 前項において参画した者は、現地合同調整所において、活動エリア・内容・手順、情報通信手段等について、自衛隊、警察、海上保安庁、DMA T等関係機関間の情報共有及び活動調整、必要に応じた関係機関間の相互協力を行う。

(情報共有等)

第 20 条 消防庁は、指揮者、調整本部、指揮支援本部、都道府県大隊本部及び後方支援本部に対して、緊急消防援助隊連絡体制（別記様式 1）により情報連絡体制等の明確化を図るものとする。

2 消防庁、調整本部、指揮支援本部、指揮本部、都道府県大隊本部、後方支援本部及び緊急消防援助隊は、緊急消防援助隊動態情報システム、支援情報共有ツール、ヘリコプター動態管理システム等を積極的に活用し、緊急消防援助隊の活動等について必要な情報共有を図る

ものとする。特に、緊急消防援助隊動態情報システムを活用し、被害状況や活動状況を撮影した画像等の共有に努めるものとする。

(活動報告等)

第 21 条 指揮支援部隊長は、被害状況、被災地の消防本部及び消防団、都道府県内消防応援隊並びに緊急消防援助隊の活動状況その他必要な事項について、消防庁及び調整本部長に対して適宜報告するものとする。

2 指揮支援本部長は、被害状況、被災地の消防本部及び消防団、都道府県内消防応援隊並びに緊急消防援助隊の活動状況その他必要な事項について、指揮者及び調整本部に対して適宜報告するものとする。

3 都道府県大隊長は、被害状況、当該都道府県大隊の活動状況その他必要な事項について、指揮支援本部長に対して適宜報告するものとする。

4 都道府県大隊長、統合機動部隊長及びエネルギー・産業基盤災害即応部隊長は、活動規模、活動結果、活動予定その他必要な事項を記載した活動日報（別記様式 2）を作成し、指揮支援本部長に対して報告するものとする。ただし、第 11 条第 2 項の規定に基づき、統合機動部隊を編成する小隊等が後続する都道府県大隊に帰属し、都道府県大隊を編成する小隊として活動を開始する翌日からは統合機動部隊長の報告は不要とするものとする。

5 指揮支援本部長は、活動日報（別記様式 2）を作成するとともに、前項の活動日報を取りまとめ、指揮支援部隊長に対して報告するものとする。

6 航空小隊長は、活動日報（別記様式 2）を作成し、指揮支援部隊長に対して報告するものとする。

7 指揮支援部隊長は、活動日報（別記様式 2）を作成するとともに、第 5 項及び第 6 項の活動日報を取りまとめ、長官に対して報告するものとする。

(通信連絡体制等)

第 22 条 緊急消防援助隊に係る通信連絡体制は、原則として、次のとおり行うものとする。

(1) 消防庁、調整本部、指揮支援本部及び関係機関相互の通信連絡は、有線回線、衛星携帯電話、消防防災無線、防災行政無線、地域衛星通信ネットワーク、防災相互通信用無線（以下「防災相互波」という。）その他の無線を使用する。

(2) 調整本部、指揮支援本部、指揮本部及び都道府県大隊本部相互の無線通信は、統制波 1 を使用する。

(3) 指揮支援部隊長は、被災地が複数に及び、指揮系統を複数に分離する必要がある場合は、統制波 2 又は統制波 3 のいずれかから、緊急消防援助隊の配備状況及び活動状況に応じて使用波を指定する。

(4) 指揮支援部隊長は、陸上隊と航空隊の間の情報共有を図るため、必要がある場合は、統制波 2 又は統制波 3 のいずれかから、緊急消防援助隊の配備状況及び活動状況に応じて使用波を指定するとともに、衛星携帯電話等を活用する。

(5) 指揮支援本部長は、さらに指揮系統を複数に分離する必要がある場合は、指揮支援部隊長と協議し、指定波以外の統制波を指定することができる。

(6) 都道府県大隊本部、当該都道府県大隊に属する中隊及び統合機動部隊相互の無線通信は、主運用波を使用する。

(7) 同一中隊に属する小隊相互、同一統合機動部隊に属する隊相互及び同一エネルギー・産

業基盤災害即応部隊に属する隊相互の無線通信は、主運用波を使用する。

- 2 統制波の運用に際し輻輳が確認された場合は、原則として、次のとおり運用するものとする。
 - (1) 無線統制は、指揮支援部隊長の指示により行う。
 - (2) 無線統制が実施された場合、調整本部又は指揮支援本部以外での運用は、次に掲げる場合を除き、調整本部又は指揮支援本部からの送信に対する応答のみとする。
 - ア 応援要請を行う場合
 - イ 隊員、消防車両等の重大な事故が発生した場合
 - ウ 新たな災害が発生した場合
 - エ 調整本部又は指揮支援本部からの特命事項について報告する場合
- 3 指揮支援部隊長は、防災相互波の使用に関し、関係機関と調整を行うものとする。

第5章 防災関係機関との連携

(防災関係機関等との連絡調整等)

第23条 長官は、緊急消防援助隊の出動等に関し、必要と認める防災関係機関、関係公共機関等との連絡調整を行うものとする。

(実動関係機関との連携)

第24条 緊急消防援助隊は、被災地への出動及び被災地での活動に関して、自衛隊、警察、海上保安庁、TEC-FORCE（国土交通省が派遣する緊急災害対策派遣隊をいう。）等と連携するものとする。

なお、被災地での活動に当たっては、防災相互波等の共通の通信手段を活用し、情報共有に努めるものとする。

(医師等との連携)

第25条 緊急消防援助隊は、被災地において救命医療活動を行う医師、DMAT、ドクターヘリ（救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置法（平成19年法律第103号）に規定する救急医療用ヘリコプターをいう。）等と連携して活動するものとする。

- 2 都道府県知事は、都道府県大隊が被災地で活動を行うに当たり、隊員の健康管理等のために必要と判断した場合は、被災地に医師等を輸送することができるよう、体制の構築に努めるものとする。

(調整本部等における防災関係機関との連携)

第26条 調整本部、指揮支援本部、指揮本部及び後方支援本部は、緊急消防援助隊の活動が効果的に行われるように、緊急消防援助隊の活動に関して必要な交通、輸送、通信、燃料、物資等に関する防災関係機関と緊密な連携を図るものとする。

- 2 調整本部、指揮支援本部及び指揮本部は、緊急消防援助隊の活動に関して必要な関係機関との連絡調整について、必要に応じて、都道府県災害対策本部及び市町村災害対策本部に依頼するものとする。

(消防機関との連携)

第 27 条 緊急消防援助隊は、効果的な活動を実施するため、道路、住家位置等の情報提供を受けるなど、被災地消防本部、消防団及び都道府県内消防応援隊と緊密に連携するものとする。

第 6 章 指揮支援実施計画及び受援計画

(指揮支援実施計画)

第 28 条 指揮支援隊の属する消防本部の長は、指揮支援隊の活動を円滑に行うための指揮支援実施計画を策定するものとする。

2 指揮支援実施計画に定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 指揮支援隊の編成及び出動体制に関すること。
- (2) 指揮支援に関する基本的事項に関すること。
- (3) 関係機関との活動調整に関すること。
- (4) 現地合同調整所への参画に関すること。
- (5) 情報連絡体制に関すること。
- (6) 通信支援小隊との連携に関すること。
- (7) その他必要な事項に関すること。

3 指揮支援隊の属する消防本部の長は、指揮支援実施計画を策定又は変更した場合は、長官及び都道府県知事に対して報告するとともに、当該指揮支援隊が出動対象となる都道府県の知事に対して情報提供するものとする。

(消防本部の受援計画)

第 29 条 消防本部の長は、当該消防本部が管轄する市町村が被災し、緊急消防援助隊の応援等を受ける場合の受援計画を策定するものとする。

2 受援計画に定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 指揮本部の運営体制及び早期設置に関すること。
- (2) 緊急消防援助隊の早期受入れに係る関係機関との連絡調整に関すること。
- (3) 進出拠点、当該拠点への連絡員の派遣及び連絡体制に関すること。
- (4) 宿営場所その他緊急消防援助隊の活動に必要な拠点の確保に関すること。
- (5) 救助活動拠点施設(南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成 14 年法律第 92 号)に規定する救助活動のための拠点施設をいう。)の運用に関すること。
- (6) 緊急消防援助隊の活動に必要な情報の提供に関すること。
- (7) 燃料補給、物資補給等の後方支援体制に関すること。
- (8) ヘリコプターの離着陸場等の航空機の受入れに関すること。
- (9) その他必要な事項に関すること。

3 消防本部の長は、受援計画の策定及び変更に当たっては、都道府県が策定する受援計画及び地域防災計画の内容と整合を図るものとする。

4 消防本部の長は、受援計画を策定又は変更した場合は、都道府県知事に報告する。

第7章 その他

(消防本部等の訓練)

第30条 登録市町村の消防本部及び登録都道府県の航空消防隊は、平常時から緊急消防援助隊の連携活動能力の向上に必要な訓練を行うなど、緊急消防援助隊の応受援体制の強化を図るものとする。

(緊急消防援助隊登録証及び緊急消防援助隊旗)

第31条 長官は、緊急消防援助隊を登録した消防本部及び都道府県航空消防隊に対して、緊急消防援助隊登録証及び緊急消防援助隊旗を交付するものとする。

2 緊急消防援助隊旗の制式については、長官が別に定める。

(その他)

第32条 この要綱に定めるもののほか、緊急消防援助隊に関し必要な細目は、消防庁が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月30日消防広第80号)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

ただし、第22条第1項第2号から第7号まで(第4号を除く。)及び同条第2項の規定は、平成28年6月1日から施行する。

附 則 (平成29年3月28日消防広第93号)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(様式等省略)

神奈川県下消防相互応援協定書

消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 39 条の規定に基づいて、横浜市、川崎市、横須賀市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、逗子市、相模原市、三浦市、秦野市、厚木市、大和市、伊勢原市、海老名市、座間市、綾瀬市、葉山町、寒川町、大磯町、二宮町、箱根町、湯河原町、愛川町（以下「協定市町」という。）の各市町長（以下「市町長」という。）は、消防相互応援に関して次により協定する。

第 1 条 この協定は、火災その他の災害（以下「災害」という。）が発生したとき、協定市町相互間の消防力を活用して、災害による被害を最小限度に防止するとともに火災の原因及び消火のために受けた損害の調査（以下「火災調査」という。）を実施し安寧秩序を保持することを目的とする。

第 2 条 前条の目的を達成するため、協定市町は、次に掲げる区分によって消防隊、救急隊その他必要な人員機器資材（以下「消防隊等」という。）を相互に出場させ若しくは調達して応援活動させるものとする。

(1) 通常応援

隣接する協定市町が、協定市町消防長覚書別表第 1 に定める区域に発生した火災及び別表第 1 の 2 に定める区域内に発生した災害を覚知したとき、その消防本部又は消防署に属する消防隊等により自動的に行うもの。

(2) 消防団応援

隣接する協定市町が、協定市町消防長覚書に定める区域内に発生した火災を覚知したとき、非常勤の消防団員による消防隊により自動的に行うもの。

(3) 特別応援

いずれかの協定市町の行政区域内に大災害が発生し、若しくは前各号に規定する以外の応援（火災調査を含む。）を特に必要とする場合で、災害地の市町長又は消防長の要請によって他の協定市町長が消防隊等により行うもの。

第 3 条 応援の出場隊数は、通常応援は原則として 1 隊、消防団応援は地域実情により、特別応援は要請の内容、消防力及び消防事象の実情等に即して応援を行う協定市町の消防長が決定するものとする。

第 4 条 特別応援の要請を行う場合には、次の事項をでき得る限り明らかにしなければならない。

- (1) 災害の概況及び応援を要請する事由
- (2) 応援を要請する消防隊等の種類及び数
- (3) 活動内容及び集結場所

- (4) 誘導員又は担当責任者
- (5) その他

第5条 応援要請（覚知による自動出動を含む。）を受けた協定市町は、ただちに消防隊等を出場させるものとする。ただし、自市町及び組合の災害又は止むをえない事情がある場合若しくは法令その他に別段の定めがある場合は、この限りでない。

第6条 応援出場した消防隊等は、災害地の消防長の指揮のもとに行動するものとする。

第7条 応援に要する経費等の負担は、法令その他に別段に定めがあるものを除くほか次による。

- (1) 通常応援及び消防団応援のために要した経常的経費は、応援を行った協定市町の負担とする。ただし、要請により調達し、若しくは立替えたもの又は燃料、機器資材の補給、給食等に要した経費は、応援を受けた協定市町が現物により、又はその経費を負担する。
- (2) 特別応援のために要した経費は、応援を受けた協定市町が負担するものとする。
- (3) 応援消防隊員が応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償は、応援を行った協定市町の負担とする。ただし、災害地において行った救急治療の経費は、応援を受けた協定市町の負担とする。
- (4) 応援消防隊員が応援業務を遂行中に第3者に損害を与えた場合においては、応援を受けた協定市町がその賠償の責めに任ずる。ただし、災害地への出場若しくは帰路途上において発生したものについては、この限りでない。

第8条 協定市町は、この協定の適正な運用を期するために必要な各種消防情報、資材等を相互に通知するものとする。

第9条 この協定による相互応援は、それぞれの消防長が実施するものとし、この協定実施のために必要な事項は、協定市町消防長が協議決定するものとする。

第10条 この協定に記載のない事項又は疑義を生じた事項については、協議の上決定するものとする。

第11条 この協定は、昭和50年8月1日から効力を発生するものとし、次に掲げる協定は廃止する。

横浜市、川崎市、横須賀市、小田原市、鎌倉市、藤沢市、平塚市、茅ヶ崎市、逗子市、三浦市、相模原市、厚木市、大和市、秦野市、伊勢原市、座間市、海老名市、南足柄市、大磯町、湯河原町、葉山町、箱根町、足柄上消防組合、寒川町、二宮町、綾瀬町及び津久井郡広域行政組合の間で、昭和47年8月25日に締結

した消防相互応援協定。

この協定を証するため本書 25 通を作成し、記名押印の上各自 1 通を保有するものとする。

昭和 50 年 7 月 25 日

附 則

この協定の第 2 条第 1 号については、昭和 56 年 8 月 25 日から効力を生ずる。

(昭和 56 年 8 月 25 日締結)

附 則

この協定は平成 2 年 7 月 1 日から施行する。

(平成 2 年 6 月 19 日締結)

附 則

この協定は平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

(平成 12 年 4 月 13 日締結)

附 則

この協定は平成 16 年 8 月 20 日から施行する。

(平成 17 年 1 月 11 日締結)

附 則

この協定は平成 18 年 3 月 20 日から施行する。

(平成 18 年 3 月 20 日締結)

附 則

この協定は平成 18 年 8 月 18 日から施行する。

(平成 18 年 8 月 18 日締結)

附 則

この協定は平成 25 年 4 月 19 日から施行する。

(平成 25 年 4 月 19 日締結)

(別表 省略)

様式第1 (収用)

収用第 号	公 用 令 書					
	氏 名 _____					
	住 所 _____					
武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律 の規定に基づき、次のとおり物資を収容する。 (理 由)	第81条第2項 第81条第4項 第183条において準用する第81条第2項 第183条において準用する第81条第4項					
	年 月 日					
	藤沢市長 _____ 印					
	収用すべき物資の種類	数量	所 在 場 所	引渡月日	引渡場所	備 考

備考 用紙は、日本工業規格A5とする。

様式第2 (保管)

保管第 号	公 用 令 書					
	氏 名 _____					
	住 所 _____					
武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律 の規定に基づき、次のとおり物資の保管を命ずる。 (理 由)	第81条第3項 第81条第4項 第183条において準用する第81条第3項 第183条において準用する第81条第4項					
	年 月 日					
	藤沢市長 _____ 印					
	保管すべき物資の種類	数量	保管すべき場所	保管すべき期間	備 考	

備考 用紙は、日本工業規格A5とする。

様式第3 (使用)

使用第 号

公 用 令 書

氏 名 _____
住 所 _____

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律 第 82 条
第 183 条において準用する第 82 条
の規定に基づき、次のとおり土地,家屋又は物資を使用する。
(理 由)

年 月 日

藤沢市長 _____ 印

名 称	数 量	所在場所	範 囲	期 間	引渡月日	引渡場所	備 考

備考 用紙は、日本工業規格A5とする。

様式第4 (取消)

取消第 号

公 用 取 消 令 書

氏 名 _____
住 所 _____

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律 第 81 条第 2 項
第 81 条第 3 項
第 81 条第 4 項
第 82 条
第 183 条において準用する第 81 条第 2 項
第 183 条において準用する第 81 条第 3 項
第 183 条において準用する第 81 条第 4 項
第 183 条において準用する第 82 条

の規定に基づく公用令書 (年 月 日 第 号) に係る処分を取り消したので、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令 第 16 条
第 52 条において準用する第 16 条の規定により、これを交付する。

(取り消した処分の内容)

年 月 日

藤沢市長 _____ 印

備考 用紙は、日本工業規格A5とする。

8 その他（協定等）

災害時における霊柩自動車・棺等葬祭用品の供給等の 協力に関する協定書	・ ・ ・ ・ ・ 2 1 2
災害時における応急対策の協力に関する協定	・ ・ ・ ・ ・ 2 1 7

災害時における霊柩自動車・棺等葬祭用品の供給等の協力に関する協定書

藤沢市（以下「甲」という。）と神奈川県葬祭業協同組合（以下「乙」という。）、藤沢市葬祭業組合（以下「丙」という。）及び社団法人全国霊柩自動車協会（以下「丁」という。）は、藤沢市内に地震、風水害その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）における霊柩自動車・棺等葬祭用品の供給等の協力に関し、次のとおり協定する。

（趣旨）

第1条 この協定書は、災害時に多数の死者が発生した場合における霊柩自動車・棺等葬祭用品の供給及び附帯する業務等について、甲が乙、丙及び丁に協力を要請できること及びその場合の手続を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は災害時に霊柩自動車・棺等葬祭用品を必要とするときは、乙、丙及び丁に対し供給等の協力を要請することができるものとし、乙、丙及び丁は、実施細目で定める霊柩自動車・棺等葬祭用品の供給等の協力を甲に行うものとする。

（要請手続）

第3条 前条の規定による甲の要請は、災害対策本部長が行うものとする。

2 甲が乙、丙及び丁に要請をするにあたっては、次に掲げる事項を口頭又は電話等をもって連絡するものとし、事後、甲は実施細目で定める様式の文書を乙、丙及び丁に提出するものとする。

- (1) 要請を行った災害対策本部長及び担当者の氏名
- (2) 要請した理由
- (3) 要請した霊柩自動車の台数及び棺等葬祭用品の供給等の数
- (4) 履行期間及び履行場所
- (5) その他必要な事項

（供給等業務）

第4条 甲の要請により、霊柩自動車・棺等葬祭用品の供給等に従事する者は、災害対策本部長又は福祉健康部長等の指示に従い、遺体安置所等への供給等に従事するものとする。

（報告）

第5条 乙、丙及び丁は、前条の規定に基づき従事したときは、次に掲げる事項を口頭又は電話をもって甲に報告するものとし、事後、実施細目で定める様式の文書を提出するものとする。

- (1) 霊柩自動車の台数及び棺等葬祭用品の供給等の数
- (2) 履行期間及び履行場所

- (3) 従事者名簿
- (4) その他必要な事項

この協定の成立を証するため、本書4通を作成し、甲、乙、丙及び丁記名押印の上、各自その1通を保有する。

2006年(平成18年)5月23日

甲 神奈川県藤沢市朝日町1番地の1
藤沢市
藤沢市長 山本捷雄 印

乙 神奈川県横浜市南区永田東2丁目1番20号
ジョイフル井土ヶ谷302
神奈川県葬祭業協同組合
理事長 柴崎成光 印

丙 神奈川県藤沢市辻堂1丁目1番13号
藤沢市葬祭業組合
組合長 和田篤泰 印

丁 神奈川県横須賀市上町2-6
社団法人 全国霊柩自動車協会
神奈川県支部長 藤喜代司 印

災害時における霊柩自動車・棺等葬祭用品の供給等の協力に関する協定書実施細目

(趣旨等)

第1条 この実施細目は、災害時における霊柩自動車・棺等葬祭用品の供給等の協力に関する協定書（以下「協定書」という。）第2条、第3条第2項、第5条及び第15条の規定に基づき、協定書の実施に関し必要な手続その他の事項を定めるものとする。

2 この実施細目における用語の意義は、協定書の例による。

(供給品目等)

第2条 協定書第2条に規定する乙、丙及び丁が甲に対する供給等は、次に掲げるものとする。

- (1) 霊柩自動車
- (2) 内張り棺（8分厚桐張り、仏衣、棺用納棺セット等を含む。）
- (3) 骨壺（瀬戸白7寸を基準とし、箱覆、骨壺箱を含む。）
- (4) ドライアイス
- (5) その他必要な事項

(供給等協力要請等)

第3条 協定書第3条第2項に規定する甲が乙、丙及び丁に提出する文書の様式は、様式第1のとおりとする。

(供給等の場所)

第4条 協定書第4条に規定する供給等の場所は、災害対策本部長の指示する場所とする。

(供給等協力実績報告書)

第5条 協定書第5条に規定する乙、丙及び丁が甲に報告する文書の様式は、様式第2のとおりとする。

(経費の請求方法)

第6条 協定書第7条に規定する経費の請求は、積算根拠を示す供給等業務実績一覧表を添付した請求書により行うものとする。

附 則

この実施細目は、2006年（平成18年）5月23日から施行する。

様式第 1

年 月 日

災害時における霊柩自動車・棺等葬祭用品の供給等の協力要請書

様

藤沢市災害対策本部長

印

災害時における霊柩自動車・棺等葬祭用品の供給等の協力に関する藤沢市と神奈川県葬祭業協同組合、藤沢市葬祭業組合及び社団法人全国霊柩自動車協会との協定第 3 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり協力を要請します。

災害対策本部長 及び担当者名	電 話
口頭、電話等による 連絡日時	年 月 日 時 分
要 請 理 由	
霊柩自動車の台数 及び棺等葬祭用品 の供給等の数 (内 訳)	霊柩自動車 台 棺 台
履 行 期 間 及 び 履 行 場 所	
そ の 他	

様式第 2

年 月 日

災害時における霊柩自動車・棺等葬祭用品の供給等の協力実績報告書

藤沢市災害対策本部長

印

災害時における霊柩自動車・棺等葬祭用品の供給等の協力に関する藤沢市と神奈川県葬祭業協同組合、藤沢市葬祭業組合及び社団法人全国霊柩自動車協会との協定第 5 条の規定に基づき、次のとおり報告します。

連 絡 先	電 話
霊柩自動車の台数 及び棺等葬祭用品 の供給等の数 (内 訳)	霊柩自動車 台 棺 台
履 行 期 間 及 び 履 行 場 所	
従 事 者	
そ の 他	

災害時における応急対策の協力に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、藤沢市内に地震、風水害その他による災害（武力攻撃災害等を含む。以下「災害」という。）が発生した場合において、藤沢市（以下「甲」という。）が社団法人神奈川県自動車整備振興会藤沢支部（以下「乙」という。）に対し、被災者救援や障害物除去等に関する応急対策業務について、協力を要請するために必要な事項を定めるものとする。

(業務内容)

第2条 この協定により、甲が乙に要請する業務は、災害時において、乙が所有する資機材を利用して行う被災者救援、障害物除去、その他甲が必要と認める業務でかつ、乙が対応可能な業務とする。

2 平常時においても乙は地域で行われる防災訓練等にできる限り協力するとともに、地域の防災力の強化に積極的に協力することとする。

(要請)

第3条 甲は、被災者救援や障害物除去等に関する応急対策業務の必要があると認めるときは、乙に対しその業務を要請することができるものとする。

2 乙は、前項の要請があったときは、可能な限り、甲に協力するものとする。

(手続)

第4条 甲は、乙に対し次の事項を明らかにして文書により要請するものとする。ただし、緊急の場合は、電話等により連絡し、後日、文書を提出するものとする。

- (1) 災害の状況及び申請する理由
- (2) 協力内容
- (3) 場所
- (4) 人員
- (5) その他必要な事項

(実施報告)

第5条 乙は、前2条の規定により業務を実施した場合は、次に掲げる事項を文書により甲に報告するものとする。

- (1) 業務に従事した人員
- (2) 場所
- (3) 時間
- (4) 協力内容
- (5) その他必要な事項

(費用負担)

第6条 この協定に基づき甲が要請し、乙が実施した業務に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 前項の規定により甲が負担する費用は、災害発生時直前の適正な価格とする。
(損害賠償責任)

第7条 乙は、業務の実施中に、乙の責に帰する理由により第三者に損害を与えたときは、原則としてその賠償の責を負うものとする。

(災害補償)

第8条 この協定に基づく業務の従事中の者が、その者の責めに帰することのできない理由により死亡し又は負傷したときは、甲は、災害に際し応急措置の業務に従事した者に係る損害補償については、藤沢市消防団員等公務災害補償条例(昭和32年藤沢市条例12号)を準用するものとする。

ただし、他の法令により療養その他の給付又は補償を受けたときは、その補償額の限度において災害補償の責めを免れる。

(状況報告)

第9条 甲は、この協定に基づく業務が円滑に行われるよう、乙に対し、会員名簿等について、報告を求めることができるものとする。

(連絡責任者)

第10条 この協定に係る甲の連絡責任者は藤沢市総務部災害対策課長とし、乙の連絡責任者は社団法人神奈川県自動車整備振興会藤沢支部長とする。

(協議)

第11条 この協定に定めない事項又はこの協定に疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(効力)

第12条 この協定は、協定締結の日から効力を生ずるものとし、甲又は乙が文書をもって協定を終了させる意志を通知しない限り、その効力は継続するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名捺印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

2007年(平成19年)2月15日

甲 藤沢市朝日町1番地の1
藤沢市
藤沢市長 山本捷雄 印

乙 藤沢市円行1丁目15番地の5
社団法人神奈川県自動車整備振興会藤沢支部
支部長 八代英 印

協定 1 1 条による協議事項

2007 年（平成 19 年）2 月 15 日

第 2 条に定める業務内容を次のとおり例示する。

（役職並びに資機材の提供）

第 1 次に掲げる役務の提供を行う。

- (1) 甲が保有する、または指定する資機材の運転による被災者救援や障害物除去を行う。
- (2) 乙の会員が保有している資機材による被災者救援や障害物除去を行う。
- (3) 被災者の所有する車両の無料点検（道路運送車両法による日常点検レベルのもの）を行う。

（その他）

第 2 次に掲げる業務を行う。

- (1) 帰宅困難者等に対してトイレ等を提供する。
- (2) 乙の会員が所在する地域における防災活動（自主防災組織などが保有する資機材の運転・点検・調整など）への協力を行う。
- (3) 地域の被災状況を消防等の関係機関に通報する。
- (4) 乙の所有する車両用ジャッキを災害時、被災者に対して無償貸与する。

以 上

藤沢市国民保護計画（資料編）

令和 2 年 4 月

編集発行 神奈川県藤沢市防災安全部危機管理課
神奈川県藤沢市朝日町 1 番地の 1
電話 0 4 6 6 (2 5) 1 1 1 1
